

第2回幕別町議会定例会

議事日程

平成17年第2回幕別町議会定例会
(平成17年6月7日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条，第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
15番 芳滝 仁 16番 中野敏勝 17番 永井繁樹
- 日程第2 会期の決定 6月7日～6月22日（16日間）
（諸般の報告）
- 日程第3 行政報告（町長）
- 日程第4 陳情第3号 公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める意見書採択に関する陳情
- 日程第5 陳情第4号 国の緊急地域雇用創出特別交付金制度の復活・改善を求める意見書採択に関する陳情

会 議 録

平成17年第2回幕別町議会定例会

1. 開催年月日 平成17年6月7日
2. 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
3. 開会・開議 6月7日 10時00分宣告
4. 応集議員 全議員
5. 出席議員 (22名)
議長 本保証喜
副議長 額額太郎
 - 1 豊島善江
 - 2 中橋友子
 - 3 野原恵子
 - 4 牧野茂敏
 - 5 前川敏春
 - 6 助川順一
 - 7 堀川貴庸
 - 8 乾 邦広
 - 9 小田良一
 - 10 前川雅志
 - 11 杉山晴夫
 - 12 佐々木芳男
 - 13 古川 稔
 - 14 坂本 偉
 - 15 芳滝 仁
 - 16 中野敏勝
 - 17 永井繁樹
 - 18 伊東昭雄
 - 19 千葉幹雄
 - 20 大野和政
6. 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 助 役 西尾 治 収 入 役 金子隆司
教 育 長 沢田治夫 総務部長 菅 好弘 企画室長 佐藤昌親
民生部長 新屋敷清志 経済部長 中村忠行 建設部長 高橋政雄
教育部長 藤内和三 札内支所長 本保 武 総務課長 川瀬俊彦
水道課長 橋本孝男 糠内出張所長 中川輝彦 監査事務局長 森 広幸
町民課長 田村修一 商工観光課長 熊谷直則 保健福祉センター所長久保
保健福祉センター所長 久保雅昭 給食センター所長 仲上雄治 土木課長 佐藤和良
車両センター所長 森範康 都市計画課長 田中光夫 学校教育課長 八代芳雄
7. 職務のため出席した議会事務局職員
局長 高橋平明 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭
8. 議会提出議案
陳情第3号 公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める意見書採択に関する陳情
陳情第4号 国の緊急地域雇用創出特別交付金制度の復活・改善を求める意見書採択に関する陳情
9. 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
10. 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
15番 芳滝 仁 16番 中野敏勝 17番 永井繁樹

議 事 の 経 過

(平成17年6月7日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

- 議長（本保証喜） ただいまから、平成17年第2回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

- 議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（本保証喜） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、15番 芳滝 仁 16番 中野敏勝 17番 永井繁樹を指名いたします。

[会期の決定]

- 議長（本保証喜） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から22日までの16日間といたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から22日までの16日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

- 議長（本保証喜） 次に、諸般の報告をいたします。
監査委員から例月出納検査の報告が議長宛に提出されておりますので、お手元に配布してあります。
後刻、ご覧いただきたいと思っております。
次に、6月1日、分権改革日本全国大会が日本武道館で開催され、私が、出席いたしました。その議案の抜粋をお手元に配布してあります。
後刻、ご覧いただきたいと思っております。

[行政報告]

- 議長（本保証喜） 日程第3、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
岡田町長。
○町長（岡田和夫） 平成17年第2回町議会定例会が開催されるにあたり、平成17年第2回町議会定例会が開催されるにあたり、日頃より町政各般にわたってお寄せいただいております、議員各位の暖かいご指導・ご協力に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げますとともに、当面する町政の執行につきましてご報告をさせていただきます。
はじめに、市町村合併について申し上げます。
本年3月の第1回定例会におきまして、廃置分合ほか2件の合併議案の議決をいただき、3月15日には、忠類村の遠藤村長共々、十勝支庁長に対しまして、北海道知事宛の合併申請書を提出させていただいたところであります。
今後におきましては、7月下旬までに北海道議会の議決を経て、北海道知事が合併の決定を行い、さらに、8月下旬には総務大臣の告示がなされる予定となっております、最終的には総務大臣告示をもつ

て、法的な手続が全て完了することとなるものであります。

また、新町発足に向けたスケジュールといたしましては、合併協議の集大成とも言えます、条例の改廃や字名改正などの合併関連議案につきましては第3回定例会に、忠類村の引継予算に係る補正予算案につきましては第4回定例会に、それぞれ提出させていただくべく、現在、準備作業を進めているところであります。

一方、合併協議会につきましては、合併申請書の提出後、2回の協議会を開催し、合併協定書において『合併時まで調整する。』となっております、各種事務事業の細部につきまして決定を致しており、今後も引き続き、協議を重ねていくこととされているところであります。

いずれにいたしましても、来年2月6日の新幕別町のスタートに向け、準備に万全を期してまいりたいと考えているところであります。

次に、特別職の給料及び報酬について申し上げます。

特別職の職員で常勤の者の給与及び教育長の給与につきましては、近年の厳しい経済情勢や他町村の状況を鑑み、報酬審議会に適正な額についての諮問をいたしたところであります。

報酬審議会からは、「忠類村との合併に伴う職責の重要性や困難性が増すことを考えると現状維持を含め一考を願う」との付帯意見はありましたが、「諮問内容のとおり改定することを尊重する」との答申をいただきましたことから、今定例会に給与の改定につきまして提案をさせていただいたところであります。

次に、名誉町民について申し上げます。

名誉町民につきましては、幕別町名誉町民条例に基づき、永年本町に住所を有し、本町の公共の福祉の増進等に功績があり、深く町民から尊敬されている方を顕彰し、その功績と榮譽をたたえることを目的といたしまして、これまで特別名誉町民1名、名誉町民5名の方々にその称号をお贈りさせていただいているところであります。

この度、町内各層から前町長であります林 照男氏を名誉町民にとの声があり、私も同氏の功績を考えると名誉町民に相応しい方であると考えますことから、名誉町民審査委員会を設置し、諮問をいたしたく今定例会に関係予算を提案させていただいたところであります。

次に農作物の生育状況について申し上げます。

今年の冬は雪が多かったことから、土壌凍結は浅かったものの3月の大雪の影響などにより、融雪が平年より6日遅れ、その後、強風や霜などもあり、さらには、5月に入ってから降雪や低温が続きましたことから、作物の植え付け作業は、総じて3日から7日程度の遅れが出たとお聞きしているところであります。なかでも豆類については3日前後の遅れで、菜豆類の播種の終わりは6月4日となっております。

また、生育状況につきましては、秋まき小麦が、昨年秋の撒きつけから降雪までの好天が幸いし、莖数は多い状況にあります。草丈については平年より若干短めとなっております。その他の主な作物につきましては、6月1日付けの作況調査によりますと馬鈴薯・てん菜の生育が「やや不良」で、平年より7日遅れとなっており、牧草についても草丈が平年を下回り、「やや不良」となっております。

今後の天候が順調に回復することを期待をし、今年も平年を上回る豊穰の秋になることを願う次第であります。

次に、町営育成牧場の入牧状況についてであります。5月20日より入牧を行い、現在のところ乳牛311頭、肉牛44頭、馬15頭の合計370頭が入牧を済ませているところであります。全体では、例年並の入牧頭数となりましたが、飼育にあたりましては、事故など起こらないよう適切な管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、世界ラリー選手権について申し上げます。

昨年、日本において初めて開催されました、世界ラリー選手権「ラリー・ジャパン」が、本年も9月30日から10月2日までの3日間にわたり、十勝管内を会場として実施されることとなっております。先般、ラリー・ジャパンを主催いたします毎日新聞社より、昨年と同様に、本町の札内川河川

敷においてスーパー・スペシャル・ステージを開催したい旨のお話があったところであります。

本年開催されますラリー・ジャパン 2005 は、世界ラリー選手権の第 13 戦といたしまして、今回は 2 会場増え、1 市 6 町を会場として実施されるものであります。

昨年は、21 万人の観客動員と 120 億円の経済効果があったとされておりますが、本年は、昨年以上の観客数等が見込まれておりますことから、管内の市町村はもとより、関係各機関により十勝を挙げての「ラリー・ジャパン支援歓迎実行委員会」を組織し、大会の成功と地域振興を図ることとしているところであります。

本町といたしましても、昨年同様に札内川河川敷で開催されますことや、他市町等を会場として実施される各ステージに出場する競技車両が、町内を多数走行いたしますことから、ぜひ町民の皆様からご声援をいただきますとともに、支援歓迎実行委員会の一員として、この大会を成功させたいと考えております。

これら支援及び歓迎に係ります町内の体制づくりにつきましては、今後、観光物産協会等を中心として早急に進めて参りたいと考えております。

以上、当面する諸問題等につきまして、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆様には、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

○議長（本保証喜） これで行政報告は終わりました。

[陳情付託]

○議長（本保証喜） 日程第 4、陳情第 3 号、公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める意見書採択に関する陳情及び、日程第 5、陳情第 4 号、国の緊急地域雇用創出特別交付金制度の復活・改善を求める意見書採択に関する陳情の 2 意見は産業建設常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、2 を 8 日から 6 月 15 日までの 8 日間は、休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、6 月 8 日から 6 月 15 日までの 8 日間は休会することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

[散会]

○議長（本保証喜） 本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は 3 月 16 日、午前 10 からであります。

(10 : 12 散会)

第2回幕別町議会定例会

議事日程

平成17年第2回幕別町議会定例会
(平成17年6月16日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条，第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
18番 伊東昭雄 19番 千葉幹雄 20番 大野和政
(諸般の報告)
- 日程第2 一般質問

会 議 録

平成17年第2回幕別町議会定例会

1. 開催年月日 平成17年6月16日
2. 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
3. 開会・開議 6月16日 10時00分宣告
4. 応集議員 全議員
5. 出席議員 (22名)
議長 本保証喜
副議長 額額太郎
 - 1 豊島善江
 - 2 中橋友子
 - 3 野原恵子
 - 4 牧野茂敏
 - 5 前川敏春
 - 6 助川順一
 - 7 堀川貴庸
 - 8 乾 邦広
 - 9 小田良一
 - 10 前川雅志
 - 11 杉山晴夫
 - 12 佐々木芳男
 - 13 古川 稔
 - 14 坂本 偉
 - 15 芳滝 仁
 - 16 中野敏勝
 - 17 永井繁樹
 - 18 伊東昭雄
 - 19 千葉幹雄
 - 20 大野和政
6. 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 助 役 西尾 治 収 入 役 金子隆司
教 育 長 沢田治夫 総務部長 菅 好弘 企画室長 佐藤昌親
民生部長 新屋敷清志 経済部長 中村忠行 建設部長 高橋政雄
教育部長 藤内和三 札内支所長 本保 武 総務課長 川瀬俊彦
企画室参事 羽磨知成 水道課長 橋本孝男 糠内出張所長 中川輝彦
監査事務局長 森 広幸 町民課長 田村修一 商工観光課長 熊谷直則
土木課長 佐藤和良 施設課長 小野典昭 農林課長 増子一馬
企画室参事 飯田晴義 税務課長 前川満博 土地改良課長 角田和彦
会計課長 堂前芳昭 経済部参事 古川耕一 都市計画課長 田中光夫
車両センター所長 森範康 保健福祉センター所長 久保雅昭
給食センター所長 仲上雄治 学校教育課長 八代芳雄 生涯学習課長 長谷 繁
7. 職務のため出席した議会事務局職員
局長 高橋平明 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭
8. 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
9. 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
18番 伊東昭雄 19番 千葉幹雄 20番 大野和政

議 事 の 経 過

(平成17年 6 月 16 日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（本保証喜） これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、18番伊東議員、19番千葉議員、20番大野議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（本保証喜） 次に、諸般の報告をいたします。

6 月 9 日、第56回北海道町村議会議長会定期総会が札幌で開催され、私が出席いたしました。

その議案の抜粋をお手元に配布してあります。

後刻、ご覧いただきたいと思います。

[一般質問]

○議長（本保証喜） 日程第 2、これより一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。

最初に、杉山晴夫議員の発言を許します。

杉山晴夫議員。

○11番（杉山晴夫） 質問の前に、ミスプリントがございますので、一部ご訂正をお願いしたいと思います。

1 ページの下から 4 行目、最初のところで、11町というふうになっておりますが、12にご訂正をお願いしたいと思います。

それでは、通告してあります町税滞納整理機構の設立について質問をさせていただきます。

平成15年度町税の歳入決算状況を見ると、収入未済額が 2 億5,655万4,325円となり、前年に比べ 25万9,229円、0.1%減少しているが、監査意見書にもあるとおり平成10年度以降収入未済額が大きな伸びを示しています。

また、不能欠損額も毎年度大きな額となっており、完納者に対する不公平感を感じざるを得ません。

このことが苦しい町財政をさらに圧迫する要因にもなっていると思われまので、累増する滞納額の縮減と税負担の公平を図ることにさらなる努力が必要と思います。

町としても、収納率向上推進本部を設置し、前向きに取組み、税務課の職員も休日に臨時徴収日を設けたり、強制執行に踏み切るなど鋭意努力していることは理解しているところです。

しかしながら、相手は顔見知りの住民であります。しがらみがあるため強くも言えない面もあるかとも思いますし、また住民にも甘えがあるといったことも考えられます。

したがって、これまでの手法では収納率を向上させることはかなり難しいのではないかと思慮するところです。

こうした滞納整理を強力に推進するため、青森県や岡山県では、県内全市町村が参加する一部事務組合を活用していると聞いておりますが、道内では渡島支庁管内の12町が構成団体となり、町単独で

処理困難な滞納事案を引き受け、町税の滞納整理を専門に行う一部事務組合（特別地方公共団体）を設立して滞納整理に当たり効果を上げていると聞き及んでおります。

住民としがらみのない機構職員が業務に当たることで、財産調査や滞納処分を断行できるだけでなく、市町村から滞納整理を整理機構に移管する旨の予告を受けた滞納者が慌てて納税をするといったアナウンス効果も見逃せないそうであります。

そこで、こうした滞納整理機構設立の必要性について、町長はどのようにお考えか、お伺いをいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 杉山議員のご質問にお答えいたします。

町税滞納整理機構の設立についてであります。現在の分権型社会においては、受益と負担の関係の明確化がより求められ、それを支えている地方税にあつては公平負担の原則に基づいた税収確保が重要課題となっております。

ご質問の要旨にもありますように、長引く景気の低迷により、町税の滞納額が年々増加している状況にありますことから、私どもも大変憂慮いたしているところであります。

本来、地方税につきましては地方公共団体が自己の責任と権限に基づいて賦課徴収し、住民が不公平感を抱くことのないよう滞納整理等が徹底されることが必要であろうというふうに思っております。

このようなことから本町におきましても、収納率の向上及び公平、公正な行政事務の推進を図ることを目的に平成14年1月に幕別町収納率向上推進本部を立ち上げ、収納目標、並びに滞納整理の基本姿勢となる推進方針を定め、町税及び使用料等の徴収業務を担当する関係部署が相互に連携し、迅速かつ効率的な取組みを行うなど収納率の向上に努めているところであります。

ご質問にありますように滞納整理機構につきましては、近年の長引く不況の影響による税収の落ち込みは全国的な課題となっており、滞納された税の徴収を代行受託する専門組織が全国では27地区に組織されているところであります。

北海道におきましても、お話がありましたように、昨年の4月に渡島管内において函館市を除く12町で渡島町税滞納整理機構が発足し、業務を開始しているところであります。

十勝管内では、十勝圏広域連携検討会の中に「税滞納整理部会」を設け、平成16年8月に第1回の専門部会を開催して以降、管内各市町村の実態調査を行うとともに、管内税務主管課長会研修会での意見交換など、税滞納整理機構設立の可能性について調査・研究を行っているところであります。

税滞納整理機構については、「当該市町村では行い難い思い切った滞納処分ができる」、「徴収技術の蓄積によりスムーズな滞納整理ができる」、あるいは「第三者機関の徴収や滞納整理により税の公平性が維持される」などのほかに、特に機構の設立に伴うアナウンス効果により、滞納者への督促や納付の促進を図ることができ、収納率の向上に効果的と考えられております。

しかしながら一方では、「市町村職員の徴収意欲の低下」や「費用対効果について、各市町村の財政が厳しい中での機構への負担金に対し、それに見合う徴収実績が得られるか」、あるいは「税以外の使用料等の重複滞納者に対する対応」、さらには「広域連携の枠組み」や道税との関連から「道職員の派遣など北海道との関わりをどのようにするのか」といったことが課題として考えられ、検討されている状況にあります。

いずれにいたしましても、住民サービスの基幹的な根源である地方税を確実に確保し、税の公平性を確保するうえからも十勝管内全市町村がスクラムを組んで滞納額の縮減を図るため、広域的な徴収体細づくりを行うことは大変有意義なことと理解をいたしております。十勝圏広域連携検討会での協議を見守りながら、私どももこれらに対応してまいりたいというふうに考えております。

以上で、杉山議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 杉山議員。

○11番（杉山晴夫） 再度、それでは質問をさせていただきます。

町長からこのことについては、十勝広域圏の税務部会で、現在検討しているということのご答弁で、

大変前向きに進んでおられるというふうを受け止めたわけでございます。

お話にもありましたように、負担金の問題等いろいろあるわけでございまして、今後、よく検討されまして、これがいい制度であるということであれば、ひとつリーダーシップをとられて前向きに進んでいただきたいというふうを考えるわけでございます。

それで、一応、私もこの渡島支庁の事務局長さんに、いろいろとこのことについてお伺いをいたしましたので、この機構としての1年間の実績を調べましたので、参考までにちょっとお話をしたいと思います。

町長からお話があったように、16年の7月にこの機構が設立したそうでございますが、1年間の実績といたしまして、引き受けた滞納事案は全部で296人で、3億6,439万円だそうです。

税目の構成比は、国民健康保険税が62.3%と最も多く、住民税が22.5%、固定資産税が14.5%となっているそうです。

収入状況は7,363万円で、徴収率は20.2%となったというふうにいわれております。

参考までに設立前の構成12町における滞納処分の実績をみますと、10%前後であり、それを大幅に上回る結果となったというふうにお話をしておりました。

また、差し押さえ状況につきましては、7月途中から本格的な滞納整理に入り、222人に対し、776件の差し押さえ実施をしたというふうにいわれております。

これは引き受け滞納者の75%にあたるそうです。

このうち、預貯金差し押さえが730件、生命保険が37件、給料8件と続き、債権取立額は1,939万円だそうです。

強制的な徴収額は、収入額全体の26.3%を占めたというふうにいわれております。

引き受け事案のうち、42件が完結したそうです。

4月にずれ込んだものを含めると50件が完結したというふうにいわれております。

負担金でございますが、先ほど町長からもお話がありましたが、12町の合計で4,560万円の負担金だったそうです。

1町にしますと380万円ぐらいになると思います。

設立効果は、機構収入で1.6倍、今後の納税誓約分も加えると、機構処理としては1.7倍となり、これに各町段階で事前予告効果を加えた全体の効果は3.2倍というふうにお聞きをしております。

職員のこともお話がございましたけども、渡島支庁では4町で1名ずつ2年間派遣し、住民に道税も絡むことから、渡島支庁の道職員1名の5名体制で実施しているそうでございまして、渡島支庁の職員が事務局長となって、松岡さんという方でございますが、この人に直接お話を聞いたわけでございますが、5人体制でやっておられるということでございます。

いずれにいたしましても、せっかくこういう機構をつくっても、お話のとおり効果がなければ何もないことですので、十分研究をされて、より良い方法に進んでいただきたいと思っております。

それでちょっと参考までにお聞きをしたいのですが、平成16年度末の、今年の3月31日ですか、滞納者数は何名くらいおられるのか。そして、収入未済額がどのくらいになっているのか。大口滞納者はどのくらいの滞納額をもっておられて、何年くらい滞納されているのか。さらに、この者に対する強制執行ができない理由はどこなのかということをおわかりでしたら、ご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（本保証喜） 税務課長。

○税務課長（前川満博） 今、ご質問にありました16年度末の滞納者、まず滞納者の数でありますけども、滞納者は996人です。

滞納額、16年度現年度分でありますけども、税の関係でいいますと4,928万6,860円になります。

この現年度分の滞納者の件数でありますけども、これは768人です。

それと、最高滞納額でございますけども、個人の最高滞納額ということになりますけども、460万3,749円です。

滞納期間が平成3年から平成16年度分でございます。それでこの方につきましては、現在、土地・住宅の差し押さえを行っております。

この差し押さえ期間中につきましては、時効が中断するというので、民法147条でございますけども、事項が中断するというので、不能欠損、こちらの方は今のところできないということになっております。

○議長（本保証喜） 以上で、杉山晴夫議員の質問を終わります。

次に、中野敏勝議員の発言を許します。

中野敏勝議員。

○16番（中野敏勝） 通告に基づきまして、質問いたします。

果樹の里づくり事業について。

平成4年、町の計画のもとで新和農業試験圃場に、試験圃整備の一環として果樹の里づくり事業がスタート、地域に適した品種や種類の果樹の試験栽培を目的に行われてきた。

当時、りんご、サクランボ、梨、すもも、梅、栗など6品目23種類、127本が植樹されたのです。

新和農業試験圃場には専門の職員が配置され、適切な管理のもとで生育されデータもとられてきた。

実った果実は町の幼稚園児や保育所の児童、一般の町民の収穫体験、またパークゴルフ大会などの景品に使用、ふるさと味覚工房での調理実習の食材として活用されている。

町では試験植樹と同時に各公共施設、公園や学校のグラウンドの周辺、高齢者福祉センターや相川まなびやの家などの空き地、19カ所に393本の果樹が植樹されている。中には枯れてしまったものあり、そこへ新たな幼木を植えられていることもある。

どの果樹もほとんど成木に成長し、実をつけているものも見受けられているが、実をつけられない状態になっている物も多い。せっかく目的をもって計画的に進められている事業も、これでは目的が達成されていないのではないかと思います、次のことをお伺いいたします。

①試験圃場での風雪害や小動物による食害・損傷に対する今後の対策をお伺いします。

②各学校周辺の果樹、子どもたちの情操教育に役立てようとしているが、実現されているのでしょうか。

③豊かな潤いある生活環境への向上、お年よりの生きがい創出の目的もある、それらの成果は現れているのでしょうか。

④公共施設周辺などの果樹剪定や消毒、摘果はどのように行われているのでしょうか。

⑤住民の庭先や民間事業所への拡大など、どのような啓蒙がなされているのでしょうか。

⑥果樹の里づくりの看板の更新計画はあるのでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中野議員のご質問にお答えいたします。

果樹の里づくり事業についてであります。

ご質問の1点目の試験圃場での風雪害や小動物による食害損傷と今後の対策についてであります。まず、試験圃場における果樹の被害について申し上げますと、試験圃が設置され果樹が植栽された平成4年から5年当初におきましては、気候・風土などの影響によりサクランボ・栗など根がつかず枯れてしまったものや、野ネズミ・野ウサギなどによる食害損傷が相当数ありましたが、最近では特に、野ウサギによる被害が多い状況となっております。

試験圃には現在、りんご123本ほか梅・梨など全部で5種類191本の果樹がありますが、ここ数年の果樹の被害は、平成14年の台風による倒木でりんごが8本、降雪の影響によると見られる枝の棄損が数本あり、また、前段申し上げましたように、野ウサギによる食害損傷がりんご・梨など26本という状況であります。

これら被害に対する対応についてであります。風に対する対策としては、果樹を植えております北側に防風網や防風林があるため、通常の北風については問題がないものと考えております。

また、小動物に対する対策としては、従前より実施いたしております野ネズミ対策として、冬囲い

をする果樹の根元に金網を巻き、併せて殺そ剤による駆除を実施しておりますが、野ウサギに対しましては、野ウサギ忌避剤が有効かどうか、あるいは、他の有効な方法がないかなど、現在、農業改良普及センターにもお願いをしながら、対応を検討いたしているところでもあります。

次に、子どもたちの情操教育にかかわってのご質問であります。果樹の生育状況によって学校での取組みに違いがあると聞いておりますが、生活や理科学習の時間、あるいは、総合的な学習の時間に果樹を題材とした授業が行なわれております。

一例を申し上げますと、りんごジャムをつくったり、梅を使って梅干しや梅ジュースづくりに取り組んでいる学校や、果樹の芽吹きから結実までの観察、たわわに実った果樹の収穫作業を子どもたちに実践させている学校など、おのおの特色ある取組みを行っており、豊かな感受性などを磨く観点からも、それなりの効果は発揮されているものと思っております。

3点目の豊かな潤いある生活環境と、お年寄りの生きがい創出に関してのご質問であります。平成4年に実施いたしました試験圃場での果樹植栽の集いには、参加いただいた多くの町民の皆さんに果樹の苗木をお持ち帰りいただいたところでもあります。

その後、順調に育ち、今では実もたくさんなるようになったとの声をいただくこともあり、これまで親子あるいは親子三代で見守りながら育ててこられたものと推察いたしているところでもあります。

また、当時植栽しました公共施設や学校の果樹も立派に生長し、地域や子どもたちに潤いを与えているものと考えております。特に、お話もありましたけれども、依田の老人福祉センターにあります果樹は生育が順調で、入浴に訪れますお年寄りの方々の目を楽しませているというふう伺っているところであり、それぞれ一定の成果があがっているものと考えております。

次に、果樹の維持管理についてであります。

本事業の実施後は、直営により維持管理を行ってきたところではありますが、平成13年度からは、業務委託により、民間による維持管理を行っているところでもあります。

その業務内容につきましては、剪定が年1回、施肥は春と秋の年2回、防除及び草刈りは春から秋の間に年6回となっております。

また、摘果は、果樹に合わせ年1回実施し、多くの果実が実るよう、適期に業務を行っているところでもあります。

なお、防除用薬剤につきましては、植物栄養活性剤を主体とした薬剤であり、殺虫・殺菌等、農薬を最小限に抑えて防除を行っております。

次に5点目の住民の庭先や民間事業所への拡大などの啓蒙についてであります。先ほども申し上げましたように、事業スタート時には、果樹の苗木をお持ち帰りいただき、各家庭や事業所での栽培の普及を図るとともに、広報紙等を通じ、事業の周知や、各学校での果樹を利用した活動などの紹介を行ってきたところではありますが、広く各家庭や事業所まで植栽された状況には至っていないのが現状であろうと思っております。

その理由といたしましては、果樹には防除や剪定、施肥など、栽培に専門的な知識が必要なことや、冬の厳しい自然条件から栽培が難しいといわれておりますことから、一般家庭等への普及がなかなか進んでいかないということがあろうと思っております。

樹種によっては、それほど手間のかからないものもあるとお聞きいたしておりますので、試験圃の果樹の栽培管理にご協力をいただいております町内の果樹研究会の皆さんのご協力もいただきながら、普及に努めてまいりたいと考えております。

次に、看板の更新計画についてであります。事業開始時に設置いたしました看板につきましては、木製のため、破損をして取り払われたり、文字の判読ができないものもありますことから、今後につきましては、果樹の種類及び事業名等を記入した、樹木に吊り下げ式のプレートへの更新を図り、町民の皆さんにも周知をしてまいりたいというふう考えているところでもあります。

以上で、中野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 中野議員。

○16番（中野敏勝） 新和の試験圃場ですけれども、風当たりの強いところは防風林とか、それから暴風ネット、こういうものを活用して保護しているわけですが、梅を植えてある上の方になるのですけれども、防風林がないところがあるわけです。

こういうところは非常に風当たりが強くて、枯れる原因にもなっているというような話を聞くことがあるのですけれども、こういうところを、カラマツとかそういう成長の早い木を植えて保護したらどうかというふうに考えているわけです。

北風の部分では、成長のちょっと遅い松を植えている関係で、上の方が枯れるというようなこともあるわけですが、ない部分には防風林が必要でないかなというふうに感じているわけです。

また、最近、野ウサギが非常に増えていて、りんご、梨、それからプラムなど非常に好んで枝芽を摘んで食べられる部分があるわけです。

いろいろな形で農家の方が離れて防衛されているのですけれども、最近、キツネが非常に少なくなった関係で野ウサギが増えたというようなこともいわれているわけです。

しかし、そこに残飯などを置いておくことによって、キツネが来て野ウサギが減ったというようなところもあるわけです。

対応を検討しながらということでありましてけれども、このようなこともやってみる必要があるのかなというふうに感じております。

この点の保護対策。

それに、子どもたちの教育の場、これにはジャムとかそういうものをつくらせて、収穫時期だけを活用しているようではございますけれども、なかなか現場で先生方の話を聞いてみると、教職員にも育てていく部分では余裕がないというか、そういうふうを受け止められる部分があります。

特に教職員が異動したりする関係で、果樹の木があるけれども、地域の方が植えてくれているのだなというような認識をもっている人もいます。

果樹の里づくり事業であること自体の意識が薄いような気がするわけですが、この点はどうでしょうか。

また、この施設周辺の環境整備、いろいろな施設に植えてありますけれども、非常に環境整備にはなっているのですけれども、高齢者が身近なところで触れられるというか、そういう部分ではちょっと疑問がある部分があるなというふうに、いろいろ離れた地域で植えてあるところがあるのですけれども、ああいうところはどうかかなというような疑問もあるわけです。

もっと身近な公区の中にたくさん公園があるわけですが、そういうところにも植えられるような、協働のまちづくりの中に取り入れて、そして地域の公園、そういうところにも植えていけるようになれば、もっと高齢者や子どもたちにも触れ合う場というかそういうものができるのではないかと、いうふうに思います。

この辺いかがでしょうか。

また、剪定とか消毒、摘果、これについてはさまざまな民間の業者というか、そういう人を活用してやっているようではございますけれども、私はこれが一番問題な部分だと思うのです。

特に剪定の部分、専門的な知識のある人にいろいろ言われたのですけれども、剪定するのに本当に盆栽型に切るというか、こういうような形で剪定をされているのです。これでは非常に花も離れも少ないし、実も当然つかないというようなことが言われているわけです。

こういうところもしっかり知識ある人、あるいは技術のある人、こういうものを活用してやっていくことが最も大事な部分ではないかというふうに思います。

1回切ると、何年もまたそれに戻るのにかかるというか、そういう専門的な部分があるそうです。

特に学校のまわり、こういうところも非常にそういう木が目立つわけです。私も全学校、全施設をくまなく見て回ったわけですが、言われるように、確かに盆栽型に剪定されているのが非常に多いということです。

それから、時期はずれに剪定をしていると。消毒されずに虫が発生して枯れかかっている木もある

というようなのも見受けられました。

この辺についてももっとしっかり点検・確認などをしていく必要があるのではないかというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

それから、住民に拡大をしていく部分ですけれども、いろいろな果樹のできた部分で、この新和の試験圃場とか、そういうところでできたものはイベントとか、そういうところで住民にPRしていく、そういう場も必要ではないかと。また、広報等でいろいろな形でPRしているようですけれども、苗木とか薬剤、これについても広報などを通じて、斡旋などをしていくことによって、住民に広がっていくのではないかと思います。これについて再度お伺いいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 果樹の里づくり事業にかかわって何点かご質問があったわけでありまして、まず、試験圃場の風対策についてであります、これはお話にありましたようなこと、防風林の必要性等につきましては、十分担当の方でも協議をしながら、現地に対応できるような方法をとってまいりたいというふうに思います。

それから、野ウサギの関係ですけれども、先ほどもちょっと答弁の中で申し上げましたように、なかなか抜本的な対策が難しいということでありまして、今、中野議員からご提言をいただいたようなキツネとのかかわりなんかも確かにあるようであります。あるいは、野ウサギが寄りつかないように、いわゆる石灰溶剤ですとか、忌避剤だとか、中には風鈴をぶら下げておくといいいのではないかとというようなこともあるというようなことも聞いていますけれども、いずれにしてもそれが抜本的なものになるかどうか、なかなか確信ができないというようなことで、先ほど申し上げましたように、今、普及センターなんかにおいても技術的なことで指導をいただければというようなことで進めておりますので、引き続き検討をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、できたものの活用についてでありますけれども、これはなかなか果実ですから、収穫の時期というのがそれぞれ決まっておりますので、どうしてもそれに合わせた行事を組んでいくということになるのだらうと思います。

いろんな町が行うイベントにすべてが間に合うかということもなかなかそうもならない部分もあって、現在は小学生、幼稚園の子どもたちが試験圃場に足を運んでいただいて収穫をしているというような状況でありまして、これらも大変好評のようでありまして、そういった意味では、今後とも計画をもちながら続けてまいりたいというふうに思っております。

それから、学校の先生方に対してのお話がありました。先生方については大変日ごろから頑張っているから、なかなか果樹までということには余裕がないというのものもある意味ではわかるわけでありまして、認識が薄い、私どももそうですけれども、果樹の里をつくって、平成4年ですからもう十何年経ってますから、なかなかそういった意味では、学校の先生も新しくいきで周辺に果樹があるなどいってもなかなかそういう面での認識は薄いのだらうと思いますけれども、これらについては教育委員会にもご相談させていただきながら、できる限り協力をいただくように進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、環境整備で、公園なんかにもどうだというお話がありました。いわゆる協働のまちづくりの中で進めることも必要であらうと。それらについても当然のことながら協働のまちづくりのいろいろな事業メニューの中にも、これからいろいろご意見をいただく中で取り組んでまいりものもたくさんあるかと思っておりますので、今後の検討とさせていただきたいというふうに思います。

それから、剪定をはじめとして専門的な知識、これは先ほど言いましたように、当初は町の職員が公園に行ったり、学校をまわって剪定等をしていたのですが、今は民間、実は造園業者の方に委託をしていろいろ行っているわけでありまして、それなりの当然知識というものはあるのだらうというふうに思いますけれども、なお一層、そういった意味で、果樹の研究会の皆さんなんかのご意見をいただく中で、そうした業者に対しても指導というか、お願いをしていく中で、適宜な剪定管理に努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、苗木の幹旋等、いわゆる啓蒙普及については、先ほども申し上げましたように、何年もたっていくとなかなかそういったことが薄れてきているのが現状であろうというふうに思っております。今一度そういった意味では、担当部局を中心にしながら庁舎内部でも十分検討しながら、これからの果樹の里づくりに対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 中野議員。

○16番（中野敏勝） 剪定とか消毒、これをやったあとの点検とか確認とか、こういうのはどこかで行われているのでしょうか。

果樹というのは非常に病虫害予防などには大変な部分があるわけですね。素人ではわからない。特にりんごなんていうのは、発芽前、発芽中、開花中、こういうようなときに消毒をしたりなんかすると。

病気なども黒星病とか黒点病とか腐乱病、うどんこ病とか斑点落葉病とかさまざまな病気が発生するというようなことなわけでありませう。

消毒の時期とか、それから時間帯とか。本当に素人ではできないというようなものがあるわけですが、こういうものも専門的な知識をもった人が、町内にたくさんいるわけですが、こういう人を活用するとか、あるいは農業普及員などを投入していくというようなことは必要と思うのですがいかがでしょうか。

また、今、幼木等植えられているところもあるのですが、特に明野ヶ丘の公園の果樹なのですが、こういうところはシラカバの下に植えてあったり、ミズナラの下に植えてあって、結局花芽やなんかほとんどつかない状態になっていると。もう木は大きくなっているのですが、それがかからないというような現状が見られるわけですね。

シラカバの木を切るなり、雑木をとって、そして日の当たるようにしてあげることによって、果樹はなってくるのではないかと思います。

また、これはひとつの提案というか、要望なのですが、そういう大きな果実ばかりでなく、最近小果実というのが植えられるのが非常に増えているわけですが、例えば、ハスカップとか、グズベリーとか、ブルーベリー、グミ、木イチゴなど、こういうものも取り入れていってはどうかというふうに思うわけですね。

町長のお考えを伺って、質問を終わりたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 民間委託をさせていただいておりますので、その業者の方が剪定をする、あるいは消毒等をするわけでありませうけれども、その後の確認というのは特にはやってはおりません。残念ながら町職員にもそれだけの専門的な知識をもった者はいないわけでありませう。

そういった意味では、お話がありましたように、町内では果樹研究会の皆さん、あるいは改良普及センターの方々をお願いしたり、いろんなご意見を聞くというようなことは必要なことなのかなというふうに思っておりますので、内部で十分検討させていただきたいというふうに思っています。

明野ヶ丘公園についてのご指摘もありましたので、早速現地を確認させていただいて、対応してまいりたいというふうに思っていますし、併せて、小果実についてもご提言をいただきました。これらも含めて、なお一層果樹の里づくりについて協議を進めさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（本保証喜） 以上で、中野敏勝議員の質問を終わります。

次に、永井繁樹議員の発言を許します。

永井繁樹議員。

○17番（永井繁樹） 通告に従いまして、平成18年度使用教科書採択について質問をいたします。

グローバル化された21世紀において、日本の子どもたちは、地球上に混在するさまざまな国籍や人種、民族、宗教、文化、そして歴史認識などの多様性を認め合い、世界の国の人々と親しみを持っていくことが必要であり、その基本は、確かな歴史観を身につけ、自国の伝統・文化に誇りを持つことだと私は考えます。

子どもたちが将来自分の国を支える社会人になるために必要なのは、子どもたちに社会の基本的な仕組みやルールを教えることです。子どもたちは将来日本を担っていく存在です。子どもたちがこの日本という国を「自分の国」として支えて行く自覚を育むことが、教育の目的ではないでしょうか。今、日本の教育現場は学力低下や学級崩壊に悩んでいます。

アメリカでは、1960年代後半、「教育の自由化」を試み、その結果、学力低下、麻薬の使用、校内暴力の蔓延、十代の妊娠激増などが問題となり、学校の規律は完全に崩壊したが、1980年代初頭から伝統教育の復活による教育改革で学校を立て直しています。

また、イギリスでは、第2次世界大戦後「歴史教育」と「子ども中心主義教育」の推進が原因で、学力低下、授業中の立ち歩き、校内暴力などが問題となったが、1988年からは、歴史教育の内容改善や全国共通試験の実施、宗教教育の充実による教育改革で、学力は飛躍的に向上し、少年犯罪が半減する成果を上げています。

今、日本の子どもたちが荒れている原因はどこにあるのでしょうか。その解決策として、アメリカやイギリスの教育改革はひとつの道を示しているのではないのでしょうか。

そこで、平成18年度から使用される中学校の教科書採択についてお伺いをいたします。

言うまでもなく教科書は全ての生徒が共通に使用する教材であり、学習指導要領に示された内容を確実に定着させるものとして、学校教育においては大変重要な役割を果たしているものと認識しています。

したがって、教科書の採択に当たっては、生徒にとってより良い教科書を提供する観点から、各採択権者の責任のもとで、教科書の内容について十分綿密な調査研究によって、公正かつ適正に行われるべきであると考え、次の点について教育長の所見をお伺いいたします。

①採択事務の進捗状況と今後の見通し及び仕組みについて。

②教科書の展示場所及び展示時期について。

③地域、保護者及び教職員の意見などはどのようにして聞くのか。また、出された意見の反映方法は。

④協議会及び選定委員、並びに採択理由など採択に関する文書資料を公表すべきと思うがその考えは。

⑤公表するとしたらどのような方法で行うのか。

⑥教育長は、どのような視点で教科書採択の協議会に臨む考えなのか。

⑦選定委員会は、どのように進められるのか。

⑧教科書採択は、「公平に行われるのか」という声も聞こえるが、どうお考えか。

⑨「問題がある」と指摘されている歴史教科書に対する教育長の所見は。

⑩社会科の教科書採択にあたり、どのような教科書がふさわしいか、教育長のお考えは。

⑪選定委員の公募について協議会では検討されたのか。

最後に、教科書採択の公正確保についてお伺いいたします。

○議長（本保証喜） 質問の途中でありますけれども、この際、11時5分まで休憩をいたします。

10：49 休憩

11：03 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 永井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

前段の「日本の子どもたちが荒れている原因はどこにあるのか。諸外国の教育改革は一つの道を示しているのではないか」このことについてでありますけれども、ご承知のように、いま日本でも明治、昭和に続く「第3の教育改革」が進められているわけでありまして、この中でも「学校、家庭、

地域の連携」がうたわれ、子どもたちをいかに育むかについてさまざまな施策が行われております。

その一方で、犯罪の低年齢化は年々進む今日、これをどうするかについてはさまざまなご意見があることと思いますが、私は、こうした病める子どもを憂う前に、あるいは犯罪を犯す子どもに眉をかめる前に、さらには学級崩壊に脅える前に、我々大人が自分たちの「幸せな方程式」を見つけ出す必要があると考えております。

地域コミュニティの崩壊、閉塞感に覆われたこの世の中で、勉強して良い大学や企業に入っても、会社が潰れてしまうかもしれない。何よりも就職できるかどうか分からない。テレビからは、暗いニュースばかり流れるし、もう消費すら快樂ではないといった時代にあって、我々大人が自信を持って生きることこそ「脱力主義の時代」に育った子どもたちの幸せをつくり出すことにつながるものではないかと考えているところであります。

そこで、教科書採択にかかわっての質問事項に対しまして、以下順を追ってお答えをしたいと思います。

はじめに、採択事務の進捗状況と見直し及び仕組みについて申し上げます。

市町村立の小中学校で使用される教科書の採択権限は市町村教育委員会にありますが、無償措置法により、採択にあたっては「市若しくは郡の区域またはこれらの区域を合わせた地域」を採択地区として設定し、地区内の市町村が共同して種目ごとに同一の教科書を採択することになっております。

その理由としては、その地域内で同一の教科書を使用することが適当と考えられる地域を都道府県教育委員会が自然的、あるいは経済的、文化的条件を考慮して決定をされているところであります。

ちなみに、採択地区は現在全国で561地区あり、十勝は19町村で構成する第12地区共同採択地区と帯広市が単独で、21採択地区に分かれているところであります。

また、現状と見直しにつきましては、5月31日に第1回、6月10日に第2回協議会を開催し、6月下旬から選定委員会、7月下旬から8月上旬にかけて協議会を開催し、教科別教科用図書1種を決定し、8月中旬には各町村教育委員会で採択される予定となっております。

次に、法定展示場所及び時期につきましては、広報6月号に掲載させていただきましたけども、町民会館、百年記念ホール、糠内コミセンの3カ所で、6月10日から25日までの期間行われます。

3点目の、地域、保護者及び教職員等の意見をどのようにして反映させるのかについてでありますけども、開かれた教科書採択の一つとして、多くの意見を聞くため、教科書展示会場に意見箱を設置し、それらの意見は協議会の場で反映されることとなります。

4点目の、協議会及び委員、議事録等を公表すべきでは、そして5点目の公表の方法についてでありますけども、協議会の委員名、選定委員名及び議事録等採択にかかわる資料につきましては、協議会規約及び公表取扱要項に基づきながら公表をしていく予定となっております。

ただし、採択の公正確保の観点から、採択終了後の公表となります。

6点目の、教育長はどのような視点で教科書採択協議会に臨むのか。このことについてでありますけども、私は、幕別町教育委員会の代表として、各教育委員の意見、あるいは意見箱に寄せられた多くの意見等を参考にするとともに、次のような視点で教科書見本本を読ませていただき協議会に臨む考えであります。

一つには、教育基本法第1条にうたわれている「人格の形成を促す」このことを記載されたもの。

二つ目には、学習指導要領に基づき、子どもたちが自ら意欲的に学ぶことができるといった、いわば主体的、探求的な学びができるよう、そんなような教材が配置されているかどうかについて。

3点目は、小学校から中学校3年生まで、それぞれの発達段階に応じた中で、共通の用語、共通の内容で貫かれているかどうか大事な視点だと考えております。

また、地域性についての記述量、そして、最も大事なことは、子どもたちにとって「教科書が見やすく、調べやすい作りとなっているかどうか」の点にあると思いますし、併せて、調査選定委員が四つの観点「取扱内容、内容の程度・配列・分量等、使用上の配慮、その他全体的な特長」こういったものに基づきながら調査した報告書も参考にしながら、教科書を選定すべきとの考えのもと協議会に

臨む考えであります。

7点目の選定委員会はどのように進められるのかについてでありますけれども、選定委員会は10の小委員会に分かれ、6月下旬から7月下旬までの間に3～4回程度選定委員会を開催するとともに、それ以外の日は選定委員個々が自主的に研究する期間とし、7月末には各委員長より採択地区協議会に対し審議経過や各教科についての選定理由、少数意見等をまとめたものが報告されます。

なお、平成13年度以降は選定委員会における教科書の絞込みは一切行わないようにしているわけがあります。

また、選定委員は協議会規約により協議会で推薦し、各町村教育委員会が委嘱、協議会が決定することになっていますが、ご承知のように教科書の調査研究には技術的、専門的要素が高いことから、どうしても教育関係者の構成割合が高くなりますけれども、選定委員会規則の教科別小委員会構成人員を考慮し、次のような選定基準によって推薦、決定されているところであります。

一つは、専門教科の挿導内容、方法等の識見の高い者。

二つ目には、専門教科に関する研修事業において実績のある者。

三つ目には、町村バランスに考慮すること。

4点目は、同一学校に偏らないこと。

5点目には、各小委員会には最低1名の管理職を委員とするよう配慮すること。

6点目には、教員経験年数を考慮すること。

7点目には、長期にわたる同一者の選任を避けること。

8点目には、採択に直接利害関係のない者。

そして、最後にその他、公平・中立の立場から意見を述べられる者を考慮して委員を推薦し、決定しているところであります。

ちなみに、選定委員は平成13年度の60名から、本年度は79名に増員するとともに、保護者の参画促進という観点から保護者委員等を増やしたところであります。

8点目の教科書採択は公平に行われるのかのご質問でありますけれども、確かに学校でどのような教科書が使用されるのかにつきましては、教職員のみならず生徒や保護者、地域の方々にとっても関心の高いものだと考えております。

そこで教科書採択に当たりましては、文部科学省の検定に合格した教科書の中から、選定委員の調査・研究報告書等を参考にするとともに、教科書展示会場における意見や教育委員など多くの方々の意見をお聞きしながら、幕別町はもとより十勝の生徒にとって最もふさわしい教科書は何かを第一義に考え、採択に向けてはマスコミ等で話題になっている教科書もありますけれども、協議会では先入観にとらわれることなく公正・中立の立場で検討・協議してまいりたいと、このように考えているところであります。

9点目の、「問題がある」と指摘されている歴史教科書に対する考え方でありますけれども、ご指摘の教科書につきましては、その記述に対してさまざまな考え方、ご意見があることは私も承知しておりますけれども、これから協議会で選定作業が進められることから、現段階では私から個々の教科書の是非についての論評は差し控えさせていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、ご指摘の教科書につきましては、教科用図書検定調査審議会で審議され、一部修正があるものの文部科学省の検定に合格した教科書の一つであるという認識に変わりはありません。

次に、10番目の質問、歴史教科書採択に当たり、どのような教科書がふさわしいかについてでありますけれども、ご承知のとおり中学校学習指導要領の社会科（歴史的分野）におきましては、「歴史的事象に対する関心を高め、我が国の歴史の大きな流れと各時代の特色を、世界の歴史を背景に理解させ、それを通して我が国の文化と伝統の特色を深め、国民としての自覚を育てる」このことを目標として、生徒が国際社会に生きる民主的、かつ平和的な国家・社会の形成者として必要な資質の基礎を養うことを求めていることから、こうした点を十分に踏まえながら幅広い視点のもとに生徒にとって最もふ

さわしい教科書が選定されるよう努力をしまいたいというふうに考えております。

11番目の、選定委員の公募制について協議会で検討されたか、についてでありますけれども、選定委員の公募につきましては、協議会で検討をしたわけでありまして、手続き・手順等を考えますと、時間的な暇がないことや、公募の条件等を定める難しさ、あるいは専門性から考えると非常に難しい面があることや仮に公募し応募者がいない場合、あるいはその逆に応募者多数の場合の選考基準をどのように行うか、また、その判定基準をどうやってつくるか、このことが極めて困難ということから、公募については断念した経過があります。

したがって、選考委員の選定に当たりましては先ほども申し上げました「選考基準」のもと、協議会の構成町村のバランス等を考慮したうえで推薦し、各町村で委嘱し協議会で決定していることをご理解賜りたいと思います。

最後になりますけれども、教科書採択の公正確保についてでありますけれども、採択に当たりましては外部からの働きかけに左右されることなく、採択権者の権限と責任において公正かつ適正に行われるよう、また、静謐な採択環境の確保に向けて、道教委の指導助言を受けながら実施してまいりたいというふうに思います。

以上で、永井議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○17番（永井繁樹） 教科書採択問題について、こういった議場の場でやりとりする場面というのは、私は記憶では今までなかなかなかったのかなと思います。

ただいまの教育長の答弁、教育委員会の代表であるという立場からのお考えです。

その点についてはわかりやすいご説明でした。理解できるものであります。

現行の採択制度の中で、よりよい教科書を採択するためには、今後いろいろな努力が必要であると私は考えます。

今、ご答弁があった中身等にかかわりまして、さらに質問を申し上げます。

まず、1点目ですが、教科書見本の展示場所についてご説明がありましたが、今回、町立図書館等の設置がなく、本来であれば設置すべきであったと思いますが、それができなかった理由をお伺いしたいと思います。

2点目ですが、できるだけ多くの教職員の目に触れるよう、教科書の見本は各学校へ配布されるようにとの考えもありますが、見本の作成の上限数とのかかわりで、これらについて教育長はどうお考えになっているのでしょうか。

3点目です。すべての学校からの調査委員が出せるように、教科書の調査研究委員を増員してはという考えもあります。これらについて教育長はどう思われておりますか。

4点目です。学校や現場教職員の意見が尊重されるように、学校票や教職員票を設けるなどの考えもあると思われませんが、これらについてはどうお考えでしょうか。

5点目、教育委員会には一人ひとりが実際に教科書に目を通して、採択権者としての自覚のもと、自ら読んで判断することなどが大切であると思いますが、教育委員のあり方等について、どうお考えでしょうか。

以上、お伺いいたします。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 何点かございましたので、ちょっと順番は不動になるかもしれませんが、はじめに、図書館でも教科書を展示すべきでないか、あるいは学校図書館でも展示をすべきでないかというご質問でありますけれども、現在、教科書会社から送られてくるのは、大体町村に4冊程度ということになっております。

そういったことで、今回、幕別町も3カ所プラス教育委員会という形の中で展示をし、今、幅広くという形で、6月25日まで展示をしているところであります。

今、確かにご質問あったように、保護者だとかあるいは地域住民、さらには生徒、いろんな部分で

の学習機会というふうに答えるためには、やはり法定外の展示も考えていってもいいのかな、そんなふうを考えておりますので、まだはっきりした日には申し上げられませんが、6月27日以降、学校あるいは幕別・札内の図書館、そういったところで展示できるように、7月いっぱいぐらいは展示できればいいのかなというふうを考えておりますので、この点、また、事務方の方で検討させていただきたい。いずれにしてもそういった方向でいきたいということを、今、申し上げたいというふう思っております。

それから、教科書選定員、すべての学校から出してはどうか、あるいは学校票、教職員票、これも学校票、教育員票というのは、これは東京都あたりで平成13年度以前によく行われていた、あるいは他府県でもあった。北海道ではあまりこれはなかったわけでありまして、いずれにしてもそういったことにつきましては、現在、先ほども言いましたように、絞り込みという形の中での誤解を招くということは、これは一切行われていない。そんなことをまずはご理解をいただきたいと思います。

したがって、平成13年度以降につきましては、道内の最多基準あるいは十勝地区採択協議会の規約の中でも、選定委員からの報告、これにつきましては優劣の順位をつけないというふうになっているところであります。

ですから、選定員、先ほども答弁させていただきましたけれども、いろんな報告ある中から、協議会の委員一人ひとりが個々の目を見たもの、あるいはいろんな意見を集約したもの、それを協議していくというふうになっているわけでありまして。

先ほども言いましたように、保護者の参画とかあるいは専門性を有するという部分では、教員の増員もという形の中で、今回、平成13年度の60名から19名増の79名にしたということで、この点についてもご理解をいただきたいと思っています。

全学校からということにつきましては、先ほどの選考基準、いわゆる町村バランスの関係もありますし、同一学校に偏らない、こういったことも加味しながら、結果には管内の中学校41校から管理職あるいは教員、大体1名ずつぐらいは出ているのではないかとというふうには、私は今、思っているところでありますので、そういった形でおさまっているというふうにご理解をいただければと考えます。

それから、教育委員、教科書とのかかわりでありましたが、当然、私が代表で出ていくということは、それぞれの町の中での教育委員会議の中でも議論をしなければならないだろうと。そのためには、教育委員も、それで個々教科書に目を通す、このことはおっしゃるとおりだとするに考えておりますので、幕別町の教育委員会、弊政13年度もそうでしたし、昨年度もそうでしたけれども、教育委員会が展示会場に出向いて、それぞれ目を通したという経過もありますし、本年度につきましては、少し早めということで、法定展示会が始まる10日以前、ですから先月の5月27日に教育委員会を開いたわけですが、その場からそれぞれ、興味のあるといったら辺ですけれども、関心のあるような教科書も含めて、それぞれに自分で勉強するという形の中で、10日までの間はそういう形をやっております。

いずれにしても、この後もさらにまだ教育委員は展示会場に足を運ぶということになるかというふうには思っております。

幕別町の教育委員のあり方といいたし、全体的にもそうですけれども、今、教科書採択に含めてもそうですけれども、最終的な採択権者はそれぞれの町の教育委員会でありまして、やはりそういった意味では十分教科書にも興味を示してもらい、あるいは関心を示してもらいながら、この後、今月の20日に教育委員会が再開されますので、このときに質問だけではなくて、今度は教育委員の意見、これなんかもいただきながら、私とその協議会の場に行くと、こういうような形になるかと思っております。

ですから、それぞれの委員の任務は大変重いものがあると、そんなふうには考えているところであります。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○17番（永井繁樹） 歴史教科書等に若干答弁がありましたので触れさせていただきますけれども、歴

史を学ぶことは過去の出来事を知ることだけではなく、自分たちのおじいちゃんやおばあちゃん、そういった先祖の人たちがどのような考えをしてきて、どのように生きてきたかを知ることだと思います。

戦中戦後の大変な混乱の中で日本の復興のため、または家族のために一生懸命働いてくださった先祖に感謝をしながら、子どもたちが将来に希望をいただき、未来を切り開く力をつける、そういったことが歴史教科書の真の目的ではないかと私は思います。

また、公民という教科は、社会生活を営んでいく上で、自分の欲望や権利だけを考えるのではなく、国益や社会の秩序を考えながら行動することの大切さを学ぶ科目だと私は思います。

ただいま、教育長がいろいろな形で答弁をいただきました。

教育長の答弁の中で、十分理解できるものではありませんが、教科書採択に当たっては、教育長も申されているように、採択権者の権限と責任において、一番大切なのは公正かつ適正に行われる。

そして、静謐な採択環境の確保に向けてとともに、今、メディア等で歴史教科書が話題になっておりますが、教科書採択協議会では決してそれらの先入観にとられることなく、公正中立の立場で検討協議することを私は激励するものであります。

最後に、教育長の今後に向けた採択にかかわって、総括的な考えをお伺いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 激励を受けましたので、もうこれで終わりかなというふうになんてちょっと安心感をもったのですが、総括的なお話をということでもありますけれども、これは先ほども1回目の答弁でお話をしたとおり、繰り返すという形になりますけれども、いずれの教科書、これは文部科学省の検定を受けたものだということがやっぱり基本的なものとして押えていかなければならないだろうと、そんなふうに思っております。

今の社会科の部分での歴史学習、このことにつきましてもありましたし、公民の部分でもありましたけれども、これはまさにおっしゃるとおりのことでもありますから、そのことを十分載った教科書、この採択に向けてこれから臨みたいというふうに考えております。

したがって、教科書採択に当たっては、何回も同じことを繰り返して申しわけないのですが、先入観にとられることなく、また、周辺のいろいろな動き、こういったものにとられないで、学習指導に基づいた中で、公正中立、これを目指した、そういった中で、私自身協議会に臨んでいきたい。これが決意だというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、永井繁樹議員の質問を終わります。

次に、小田良一議員の発言を許します。

小田良一議員。

○9番（小田良一） 通告に従い、一般質問をします。

1、防犯体制の強化について。

近年、新聞やテレビのニュースなどで凶悪犯罪事件が報じられない日はなく、治安の悪化が心配されているところです。

これまでは、大都市で発生して、我々とは無縁であると思われていた強盗殺人事件や殺人事件なども地方で発生するようになり、暮らしの安全と安心が揺らいでいると思います。

十勝管内においても、殺人事件がおきており、他人ごとではありません。

幕別町でも空き巣や窃盗、車両ねらいなどの事件が増加していると聞いております。

特に、札内地区におきましては、住宅の増加と帯広市に近いということから、犯罪が非常に増えているのではないかと考えられます。札内地区には交番があり警察官が24時間体制で勤務していただいておりますが、パトロール中に不在の場合があります。住民が何らかの事件に巻き込まれ、交番に駆け込んだ場合、警察官が不在で被害が広がるといった恐れもあります。

このため、こういった事態を防ぐために、防犯体制の強化をする意味で、次の3点についてお尋ねします。

一つ目は、町内における空き巣や窃盗などの犯罪の状況はどうなっているのか。

二つ目は、防犯対策のさらなる強化はどのように考えているのか。

三つ目は、交番の無人化をどのような考えなのか、お尋ねします。

2、パークゴルフ場の利用について。

幕別町発祥のパークゴルフであります。国内はもとより海外へと普及の輪が広がる反面、ルール、コースの難度が高くなり、また、道具も高価なるものが多く、本来の親子3代が楽しくゲームを行うことが困難になり、町内においては、近年愛好者の数は横ばい状態であると聞いています。

町内には10カ所以上ありますが、各コースによっては利用の少ないところもあると思います。町内にはまだ公園を利用した発生当時のコースが多く残っております。それらを守るため、要用的な視点から次の2点についてお尋ねします。

一つ目は、各コースの利用状況について。

二つ目は、利用者の少ないパークゴルフ場の将来をどのように考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 小田議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、防犯体制の強化についてであります。

ご質問の1点目の町内における犯罪の発生状況についてであります。町内で発生した刑法犯といわれる犯罪は、平成13年には261件、平成14年は269件、平成15年は308件の発生で、微増傾向を示しておりましたが、昨年平成16年は291件で、前年比5.5%の減少となっております。

このうち、「殺人」ですとか、あるいは「強盗」などの「凶悪犯」といわれるものは、幸い本町内においては発生いたしておりませんが、「空き巣」「ひったくり」「車上ねらい」などの「窃盗犯」といわれるものは、255件で全体の9割近くを占めているほか、「詐欺」などの「知能犯」が8件、「暴行・傷害」などの「粗暴犯」が4件発生いたしております。

ご質問の2点目、防犯対策の強化についてであります。質問の要旨にもありましたように、近年、殺人事件や誘拐事件などの凶悪犯罪が地方においても発生しており、防犯対策は非常に重要であるとの認識をいたしております。

本町ではこれまで防犯対策として、帯広警察署や幕別町生活安全推進協議会の皆様のご協力をいただき、防犯パトロールや公区の防犯診断の実施をしたほか、教育委員会では、町民の皆様のご協力を得て「子ども110番の家」の指定などを行ってまいりました。

犯罪を未然に防ぎ、被害に遭わないためには、犯罪者に犯罪機会を与えないことが重要だと言われております。このためには、地域全体で防犯活動に取り組むことが効果的であると考えております。今後とも、生活安全推進協議会やPTAの皆さん方とともに、防犯パトロールや啓発活動の強化、防犯研修会などの実施などに努め、安全で安心なまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、交番の無人化についてであります。ご承知のとおり、札内交番は平成3年に駐在所から交番へ格上げされ、24時間体制で警察官が常駐勤務するようになりました。

しかしながら、お話にありましたように、パトロールや交通事故の処理などの業務により外勤となるために、交番が不在となるという実態があることも事実であります。

町民の方々からの苦情もあると伺っておりますが、最近、道警では、交番に警察官が不在の際、警察官に代わって警察官退職者が地理案内や盗難など事件の被害届の受け付け業務などを行う交番相談員制度が設けられておまして、現在、帯広警察署管内では、この相談員が2名配置されております。

ただ、現在は帯広市内の交番に勤務しているとのことでもあります。町といたしましても、今後、本制度の活用などにより、札内交番への人員配置について、帯広警察署を通じ道警へ要望してまいりたいと考えているところであります。

次に、パークゴルフ場の利用についてのご質問であります。

1点目の各コースの利用状況についてであります。町で管理いたしておりますパークゴルフ場の平成16年度の利用者数の合計は、40万4,390人となっております。コース別に申し上げますと、スマ

イルパークにあります「ちろっとの森」が東西合わせまして13万2,720人、札内川の「はらっぱ36」が10万1,100人、依田公園の「俳句村」と「牧水の森」が合わせまして5万8,840人、運動公園の「サーモンコース」が3万5,560人、「つつじコース」が3万5,480人、さらに白人公園の「エルムコース」が2万740人、糠内の「やまびこコース」が1万1,860人、明野ヶ丘公園の「さくらコース」が5,800人、「新田の森」が2,290人というふうになっております。

次に、2点目の「利用者の少ないパークゴルフ場の将来の考え方について」であります。公園の有効利用ということがパークゴルフ発想の原点の一つでもあり、その意味からも、多くの方に利用していただいている現状を見ますと、あう程度目的は達成されているものと認識いたしているところがあります。

このようなことから、当面は現在のパークゴルフ場を維持していきたいというふうを考えておりますが、利用の極めて少ないコースもありますことから、費用対効果などを十分検証いたしますとともに、利用者や関係団体の皆さんをはじめ、広くご意見をお聞きする中で、今後の対応を考えてまいりたいと思っているところであります。

以上で、小田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 小田議員。

○9番（小田良一） 質問の一つ目ですけれども、私は親しみやすい交番でなくて、駐在所ぐらいのところがいいのではないかなというような気がします。ということは、やはり帯広と幕別がありますね。細かいような事件に対して疎通というのですか、連絡、そういうことがちょっと疑問視されているところがあるのでないかなと思ひまして、やはり常駐されている方がいいのではないかなと思ひます。

また、今のOBを利用したような、そういう町においては達成していくというようなことで、今後とも要請をお願いしたいと思ひます。

また、やはりこの警察というのですか、そういう凶悪犯に対して、町民の協力があって、警防犯罪みたいような大きな犯罪については逮捕率も高いのではないかなと思ひます。

そんなわけで、今は道から勧められている防犯生活安全条例ですか、そういうものが町でつくられるとか、そういう検討する方向というのは、今、どのようになっているのでしょうか。お伺いします。

大きな2ですけれども、答弁はいりませんが、地域の公園を利用したパークゴルフ場というのは、やはりその地区の人だけが使うように考えられていることが多いのではないかなと思ひます。

そんなことで、利用者、今、全体で40万人と言われましたけれども、答弁の中での利用者の少ないパークゴルフ場はいろいろと考えて、なくすというような捉え方を、ちょっとそのようにお聞きしましたけれども、やはり町がバックアップするような、後押しするようなアイディアを出すべきでないかなと思ひます。

私はこういうふうを考えます。

障がい者と一緒になれるようなコースだとか、冬期間利用できる方法だとか、パークゴルフ場をまわるラリースコアだとか、そういうことがアイディアでないかなと思ひます。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 交番よりも駐在所の方がいいというお話もありましたけれども、いわゆる交番は24時間体制の中で、いつでも住民の皆さんの事件なり犯罪等に対応していくというような意味で、当然駐在所よりは、言葉上は格が上といったら失礼なのかもしれませんが、駐在所の上の組織として交番があるということでもありますので、私どもはこの交番が継続する中で、先ほども申し上げたような制度等を活用しながら、より充実した交番であることを、これからもお願いしていき、進めていきたいというふうに思っております。

それから、生活安全条例については、これは昨年でしたでしょうか、一昨年でしたでしょうか、私どもの町でもすでに条例は設置をされております。これらの中で、先ほど申し上げました生活安全推進協議会などが設置されて、それぞれの役割を担っていただいているところであります。

パークゴルフ場については、答弁不要ということでもありますので、それ以上は言いませんけれども、

お話のありましたとおり、十分検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 以上で、小田良一議員の質問を終わります。

次に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

○15番（芳滝仁） 通告に基づきまして、今後の常設保育所運営のあり方についての質問をいたします。

昨年、3月定例議会におきまして、私の方で常設保育所の民営化について質問をいたしました。

そのとき、町長は今後検討すべき課題とし、当面、他町村の事例や在職保育士の状況等を含めた中で考えていくと答弁されました。

現在、帯広市、音更町、芽室町においては具体的な形で民営化に取り組んでいます。

幕別町におきましても、そろそろ具体的に保育所民営化推進のための組織等を設置し、民営化推進プランを策定していくべきだと思いますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

また、平成19年に新築改装予定しています札内さかえ保育所につきまして、その事業の進捗状況や町の財政負担の面や保育に対する多様化するニーズに対する対応を考えると、民営で設置すべきだと思いますが、考えをお伺いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

今後の常設保育所の運営のあり方についてのご質問であります。

保育所の民営化につきましては、お話がありましたように、十勝管内他市町村をはじめ、道内外の事例を調査するとともに、その手法について検討しているところであります。

民営化の手法につきましては、「民設民営化」や「業務委託方式」あるいは「指定管理者制度」などの手法が考えられ、十勝管内におきましても、指定管理者制度により実施している帯広市や、業務委託方式により実施している音更町の例があります。

いずれの手法におきましてもそれぞれメリット、デメリットがあるわけではありますが、施設の経過年数や手続き方法などそれぞれの市町村の状況によって選択している手法が異なっております。

昨年、芳滝議員にお答えいたしましたとおり、本町におきましては、行政改革大綱推進計画に基づいて、事務事業の見直しを進めて行く中で、各種業務の民間活力導入を進めることといたしております。

本年5月には、平成18年度から平成22年度を計画期間とする「第3次行政改革大綱及び推進計画」作成のための庁内組織であります「幕別町行革推進本部」を役場庁舎内に設置したところであります。この中で「組織・機構の見直し」について検討し、保育所も含めた町内各施設の事務事業の民間活力導入について、引き続き検討することとなっており、この検討結果を見定めて、今後、あるべき姿をお示ししたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、「新築予定のさかえ保育所を民営で設置すべきではないか」というご提言であります。ご承知のとおり、さかえ保育所につきましては、北栄土地区画整理事業の実施にあわせて移転新築するべく、昨年12月の定例会において、基本設計委託料を提案してご承認をいただき、本年度に入りまして、その基本設計により、道と施設整備交付金や起債などの協議を行っているところであります。

したがって、民営で設置するということには、今の段階、ここまできている段階では難しい。できないものというふうに思っております。

ただ、前段、お答えいたしましたように、その公営設置の部分の保育所を委託なり指定管理者制度として民間委託するかどうかなどの、いわゆる事務事業の運営などについては、前段申し上げたとおりであります。これからの検討の中で、当然考えていかなければならない問題だろうというふうに思っておりますので、ひとつ併せてご理解をいただきたいと思います。

以上で、芳滝議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 芳滝仁議員。

○15番（芳滝仁） 民営化につきまして、検討し進めていらっしゃるというご答弁でございました。そ

の方向性は、私は大変いいことだと思うわけでありまして、その進め方におきまして、少しスピードがゆっくりなのではないかというふうな思いがしております。

音更町の場合は、常設、市街地に7カ所ありまして、平成15年に公設民営ということで、木野保育所がされました。

今年、それが、大谷が法人を取得いたしましたので、民設民営という形に切り替えております。

鈴蘭におきましては、平成19年に、これは新しく建替えるのでありますけれども、民設で新設をしていくという形になっております。

芽室町におきましては、市街地に二つの公設の保育所がありますが、二つとも平成19年に民設民営化をしていくという方向がこの5月に出されたことであります。

一つは、平成15年に新しく建てておりますから、それは公設民営にしていく。平成19年に中央保育所というところですけども、そこが建替えていく。それは民設で建替えていくという形でその方向を出しております。

その中には、公設でなければならない、いろいろと問題が民設の場合にはあるわけでありまして、また、民設でなければサービスができない、非常に多様化している保育のニーズに対する対応が、今、民間のところでも非常に多様化されているという現状があるわけでありまして。

あえてさかえ保育所の問題もお聞きしたわけでありまして、運営費補助の特定財源がなくなりまして、建設の補助費もこれはおそらく困難だろうというところで、いろんな交付金というふうな形の方をさぐっていらっしゃるのだろうか。交付金は、これはハードだけでありますから、町の方の財政負担もかなり大きくなるのだろうというふうなこともあります。

ゆくゆくは、おそらく公設民営というふうな形になっていくのだろうと思うのでありますが、もう少し早めにとということで、そういうひとつの切り替えがされることができないのだろうかというふうな思いでお尋ねを申し上げたところでございます。

その具体的な形、中で行革の推進をしていらっしゃるということでありますが、合併のこともあるのでしようけれども、ほかの町村等に比べて非常に遅い状況になっているのではないかと、こう思うわけでありまして、その辺のところのお考えをお伺いをしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 保育所の民営化については、先ほども申し上げましたように、一つには民設民営の方式、あるいは公設で保育所を設けて業務を委託する、もう一つは、今、帯広市などがさかんに進めております指定管理者制度によって民間へもっていく。

いろんな方法がありますし、芽室の事例も今お話ありましたけれども、芽室なんかは民設にしたいというのは、今ある保育所をそのまま民間にお渡しして、民営でやっていただきたい。これはいろいろその町村によつての事情もあるというふうに私も思っております。

私どもが今進めておりますのは、保育所のみならず、行政改革の中でいろんな施設の民活導入も含めながら検討していかなければならない。

それともう一つは、保育所の場合は、先ほどお話もありましたように、保育士が現在もいるわけがあります。そうした保育士が、それでは民営にした場合にどういう処遇になるのかと。あるいは保育士も段々年を経っていきますと、定年なり退職のときを迎えるわけでありまして、そうした時期との保育士のあり方。それらも含めながら、今、検討を進めているところであります。

さらに、19年開設予定のさかえ保育所につきましては、今、道とさかんに協議をしているわけですが、昔は保育所の建設は補助単価があつて、補助面積があつて、何分の幾らが補助金という形なのですが、今、これが交付金化されるのではないかと。されたというふうに聞いています。そうすると、どのような形でこの交付金が交付されるのか。これらも含めた中で、私どもは、道との協議を進めているわけでありまして、実施設計、早ければ9月議会にでもまたお願いしなければならないのかというふうに思っておりますけれども、何とか19年の開設に向けては、公設で実施していきたい。併せて、その中で民間活力が導入できる手法として、先ほど申し上げましたように、施設全体の中で

指定管理者制度を含めて、これからも検討していきたいというふうを考えておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（本保証喜） 芳滝仁議員。

○15番（芳滝仁） 今、保育士の話をなさったわけでありましてけれども、芽室町の場合は、農村地域でなっているのでありますが、それは保育協会という形でひとつの枠がはまっております、町場のその保育所を民営化した場合に、そちらの方で正職扱いをお願いをしていると。

そして、臨職の方々を民営化したその保育所で雇用をしていただくというふうな、そういう方針が出されておるようであります。

これは公的な形でそういう報告がされてあります。

幕別町はへき地保育所ということで、閉所の期間もあるのだと思うのでありますが、そういう難しい問題があると思うのでありますが、へき地保育所の方に正職の方々が行っていただくというふうな方向も私はあるのではないかと。そして、臨職で働いていただいている方々を雇用していただくというふうなその方法も実は可能でないかというふうな思いがするわけでありましてけれども、その辺の方向性についてどうでしょう。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 保育士の問題でありますけれども、現に保育士がいるわけでありましてから、その保育士が直営で保育に従事する。あえて民間に委託して、今いる保育士をへき地へもっていくということになると、これは果たして財政的なメリットという意味ではどうなのか。

あるいは、保育士協会に派遣して正職の扱いになるということは、ちょっと考えられない面もあるのですが、それはちょっと内部で検討させていただきたいというふうに思いますけれども、いずれにしても、保育士をはじめ、いろんな課題を解決していかなければ、なかなか民活導入ということも難しいのだらうと思いますけれども、さかえ保育所が19年開設で進めておりますので、それらも見直す中で、見極める中で、鋭意取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩をいたします。

11：57 休憩

13：00 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、前川雅志議員の発言を許します。

前川雅志議員。

○10番（前川雅志） 通告に従い、2点についてお伺いいたします。

はじめに、入札についてお伺いいたします。

入札に参加する事業者は適正な評価のもと選定されなくてはならない。

また入札は、公正なものでなくてはならない。という大前提のもと、幕別町発注の事業は、一般競争入札、指名競争入札により、これまで適正に業務を遂行されてきたことと思っておりますが、改めて以下についてお伺いをしたいと思います。

①指名選考は誰がどのように行っているのか。

②最低制限価格設定があるものがありますが、なぜでしょうか。

③特に設備等に不具合が生じた場合、事業者・メーカーに責任を持たせているのか。

④価格競争ではなく、提案により選考する入札方式として行われているプロポーザルについてお伺いしますが、これまでもプロポーザルによる選考があったと思いますが、どのような物件があったのでしょうか。一般競争入札とどのように区別しているのか。ということと併せて、提案の評価は十分な知識と見識をもった方々が行われていると思いますが、どのような方が選考を行っているのか、

お伺いしたいと思います。

また、単純な価格競争より、主観が入る部分が多く不明瞭ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、アダプトプログラムの取組みについてお伺いたします。

協働のまちづくりの形として、アダプトプログラムによる取組みをしている市町村があります。

帯広市は平成13年より、新しいまち美化事業として、エコフレンズとクリーンキャンパス21を初めました。この事業は、地域の方々が自分の住んでいるエリアの里親となり、環境美化活動をボランティアで行っているものであります。その後、上士幌町なども同じような内容のアダプトプログラムによる事業を開始しました。

また、札幌土木現業所では平成15年より、清掃美化中心だった活動から、新たに道路・河川などの植樹や維持管理を含めた取組みが始まりました。

本町においても協働のまちづくり支援事業を開始し、それぞれの公区において積極的に取組みが始まっています。公区の皆様のご尽力に心から敬意を表すところであります。この協働のまちづくり支援事業をより充実させるために、併せて個人・企業・団体が気軽に参加できる仕組みとしてアダプトプログラムを導入し、国も道も含めた官民一体の取組みを行ってはいかがと思いますが、ご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前川雅志議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「入札について」のご質問であります。公共調達、すなわち町の発注行為についてはより安くより良い調達が行われることを基本に、その執行の手法の一つに入札制度があるわけでありまして。

入札の執行にあたっては、これまでも公正性・透明性を基本に行ってきたところであります。

ご質問の1点目の「指名選考は、だれがどのようにするのか」とのことですが、庁舎内に助役を委員長に、総務部長、経済部長、水道部長を兼ねる建設部長、さらに総務課長、そして発注工事関係の部長、課長を委員とする指名競争入札参加者指名選考委員会が設置されております。

この委員会において、入札に付そうとする予定価格に応じ、工種、設計金額、内容等を照らし合わせ、当該工事並びに業務の施工、履行にふさわしい業者の指名選考を行っております。

次に、ご質問の2点目「最低制限価格設定があるものがあるがなぜか」とのご質問であります。

地方自治法施行令第167条の10において、「一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合」が定められております。これに基づき、幕別町財務規則第84条に「最低制限価格の設定」を定め、実施いたしているところであります。

これまでに最低制限価格を付して入札を実施したものといたしましては、平成14年12月に資源収集委託業務を、平成15年2月には公共施設清掃管理業務、公園管理業務、スクールバス業務、平成15年12月には幕別北コミセン清掃管理業務など合計59の業務があります。

これは、人件費が大半を占める労働集約的な業務で債務負担行為を要し、契約が複数年にまたがるものであり、落札状況によって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合に、最低制限価格を付して入札を実施いたしております。

次に、ご質問の3点目「特に設備等に不具合が生じた場合、事業者・メーカーに責任を持たせているか」とのことですが、契約を交わす際に契約書に「かし担保」を定めており、「工事目的物にかしがある場合、引渡しを受けた日から2年以内」また、「そのかしが故意または重大な過失による場合は10年間」と定めて、かし担保責任を負わせております。

次に、ご質問の4点目「プロポーザルについて」であります。過去には、札内スポーツセンター設計業務、百年記念ホール、あるいは保健福祉センターの設計業務、最近では、電算基幹システム導入に関してプロポーザル方式を取り入れております。

これは、単に価格面だけで決められないもの、すなわち、建築物のようにデザイン性や機能性といった点、また、電算基幹システムの場合では、求めている機能が十分対応できるか、導入時の総経費

面と導入後の維持管理経費面での比較、さらには導入後のサポート体制面など、多方面からの比較検討が必要とするものに取り入れております。

提案の評価につきましては、庁舎内に評価委員会を設置し検討を重ね決定を行うようにいたしております。中には、大学教授などの専門家を委員長にお願いして選考した経緯もあります。

「価格競争より不明瞭ではないか」とのご質問でありますけれども、提案事項の中には当然「総事業費」も含まれており、総合的な観点からの評価が行われますので、決定にあたりましての透明性は確保されているものと考えております。

次に、アダプトプログラムについてであります。本制度につきましては、ご質問の要旨にもありましたように、住民や企業、団体が道路や公園、河川などの公共施設を管理する、いわゆる里親となり、これらの清掃や植栽などの美化運動を担っていただき、管理者である行政は、個人・団体名を記した表示板を設置するものでありまして、1985年にアメリカで始まり、近年、我が国でも導入されているものであります。

具体例、先ほどもお話がありましたけれども、北海道開発局においては、住民団体などによります国道の美化のボランティア活動を支援する「ボランティア・サポート・プログラム」が、また北海道では、一部の土木現業所で、「アダプトプログラム」と称し、事業が実施されているところであります。

本町におきましても、本年度から「協働のまちづくり支援事業」の1メニューといたしまして、道路や公園への花の植栽などの環境美化活動に取り組んでいただいております。これまで15件の申請があったところであります。

今の事業は、公区を中心にした取組みにおいて支援対象としているところでありますが、お話にありましたように、事業所や各種団体、さらには各個人が気軽に参加できるようにすること、これらは大切なことであろうと考えております。

また、このようなことから、今後、開発局や土木現業所とも連携をしながら、多くの方々が気軽に参加できる仕組みづくりの検討をいたしてまいりたいと考えております。

以上で、前川雅志議員のご質問に対する答弁とさせていただきます

○議長（本保証喜） 前川雅志議員。

○10番（前川雅志） 数点について、再度ご質問をさせていただきたいと思っております。

選考についてであります。ある事業者から安いからだめだと言われたという事業者のお話を聞いたことがございまして、町の方からそれ以上の説明がなかったとの方はおっしゃっておられました。

ただいま、町長の方からご説明がありましたように、そういった決まりがわからないというものを指名入札に入れているということもいかなるものなのでしょうかということもあるのですが、そういった事業者に対する町からの説明というものは、事前に行われていなかったのかということをお聞きしたいと思っております。

また、3番の設備について質問させていただきますが、近年、特に堆肥処理施設とか尿処理施設などの新しいシステムにおいて、新しくパイロット事業として取り入れたはいいが、すぐに動かなくなって、今使えない状況になっているというものが非常に道内で多くみられているようであります。

先ほど、かし担保が2年あるというお話でありましたが、これから幕別町として考えられます電算システムをはじめとしたイントラネット事業等新しい事業にも予想されるというか、万が一のことが心配されますので、また、そういったところも改めて考えていただきたいなというふうに思います。

それと、4番のプロポーザルについてなのですが、これからどのような物件がこのプロポーザルにおいて入札として出てくる予定になっているかということをお聞きさせていただきたいと思っております。

アダプトプログラムについてなのですが、道と国と連携をとって考えていきたいということでもありますので、1点だけそういった意味で再度お聞きしたいと思うのは、このたび、協働のまちづくり支援事業におきまして、道道の整備を数カ所やられたと思うのですが、従来、道道の整備には土木現業所が予算をもって年数回整備を行っていたものだと思います。

そういったところに、協働の支援事業の中で、町単費の事業費を入れて整備をこのたびされたと思

います。

そういったところに、道の支援等をいただけなかったのかというところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 指名選考にかかって、最低価格のことでありますけれども、実は最低価格を設けるという地方自治法施行令は、製造と請負の物件に限っていたのですが、何年か前からいわゆる施行令が改正になりました。

いわゆる物品なんか、あるいは清掃業務等を請け負うときに、よく言葉で言われる1円入札とかということで、全国的にいろいろ話題になった経緯があります。

そうすると、1円で入札する。それでペイするわけではないのですが、その後ずっと5年、10年と続いて、随意契約で受けていくというようなことがこの根っこにあって、1円契約というようなことがあって、それでは本来の目的でないのではないかということから、この最低制限価格が、いわゆる委託業務にまで広がってきたというような経緯があります。

そういったことで、当然、最低制限価格を設けて今回は入札をやりますよというのは、案内の中にもしている、相手には当然通じているわけでありますから、そういったことも含めながら、この制度の趣旨というものは、機会があれば、また説明をさせていただきたいというふうに思います。

それから、保証については、先ほども申し上げましたように、それぞれのかし責任はついているわけであります。

ただ、難しいのは、いわゆる過失があったのか、故意によつての損害なのか。この辺の判断が非常に難しいものがあります。

ちょっとお話がありましたのは、昨年、くりりんセンターなんかでの機械の故障があったのですが、これは最終的にもなかなか原因がどうだということがわからない。当然、故意あるいは過失によつて責任がある場合は、10年の間はそれぞれのメーカーなり事業者が負担するというふうになっているわけですから、それらは法的に何ら問題ないのですが、それを立証することがなかなか難しいというのが現実対応だったというふうに聞いております。

そういった意味でも私たちもこれからもそういったことがもちろんないに超したことはないわけですが、今、お話にありましたようなことも、十分踏まえながら対応してまいりたいというふうに思います。

それからプロポーザルにつきましては、今のところ、今後の物件ですが、これといったものはちょっとないのでなかろうかというふうに思っております。

先ほど申し上げましたように、建物の上物を建てる時に、百年ホールですとか、福祉センターとか、非常に大きい建物を建てる、大きな事業費のものについて、プロポーザルをやったという経緯がありますけれども、今後、そうした建築物の計画も今のところありませんから、何が出るかわかりませんが、今の段階では思いつくものはないというふうに思っております。

それから「アダプト」で道道整備の話ですが、これは道道ですから町がお金を出して整備するということはもちろんないわけですが、今回の道道整備というのは、道道にあります花壇の一部に公区の方々が花植えをされた。その花の苗の代金を協働のまちづくり事業の中で対象にしたということだというふうに伺っております。

これは本当に厳しい財政状況の中からは、言われれば、何で道道の花壇に町がお金を出してということにもなるのでしょけれど、一面では地域の方々がその近くを通っている道道の、いつも自分たちが身近な生活範囲の中にある花壇を、町の施設あるいは町道と一緒に実施をしたという中で、そういうことが行われたのだらうというふうに思っております。私どもも、今後十分注意をしますけれども、そういうような経緯があったということで、ひとつお許しをいただければというふうに思います。

○議長（本保証喜） 以上で、前川雅志議員の質問を終わります。

次に、佐々木芳男議員の発言を許します。

佐々木芳男議員。

○12番（佐々木芳男） 通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

まず、第1点目は、次世代育成支援対策推進法と今後の少子化対策についてであります。

わが国の一人の女性が生涯に産む子どもの平均数を表す、いわゆる「合計特殊出生率」が、4年連続して過去最低を更新し、何とその数字は1.2台にまで落ち込み、この分では、2007年から人口減少時代に突入するとの予測が、いよいよ現実化しているということが過日報道されました。

十勝も例外ではなく、20市町村の「合計特殊出生率」の平均が、全国・全道を上回るものの、99年の1.63台に比べて5年間で0.12ポイント低下していると言われます。

幕別町においても微増はしているものの、1.25台となり、少子化傾向にあることは確かであります。

厚労省は、次世代育成支策として、1989年に戦後最低の出生率1.57ショックの記録を受けて、94年エンゼルプラン、さらには99年には新エンゼルプランを策定し、さらに総合的な少子化対策を押し進めるために、2003年には次世代育成支援対策推進法が成立し、各自治体や大企業に数値目標を定めた行動計画を実施するよう義務づけてまいりました。

本町においてもその基本理念に則り「幕別町次世代育成支援動計画」を策定し、その作業にかかっていると聞きます。

2002年に策定された「幕別町エンゼルプラン」と併せて、今後、少子化対策に抜本的な施策が必要と考えますが、いかがでしょうか。

ご所見をお伺いいたします。

次に、高齢化社会と高齢者の問題についてであります。

わが国は半世紀の間に、ご承知のように経済大国と言われるように発展してまいりました。

しかし、その一方で少子高齢化が急速に進み、21世紀の初頭においては4人に一人が65歳以上の超高齢化社会になると予測されております。

私どもの身の回りでは、これまでに多くの問題が表面化しております。

特に高齢者は「社会の扶養者」と位置づけられる制度や習慣が多く、現在の高齢者の意識にそぐわない社会のありようが、問題化されております。

高齢者の中には、介護を必要とする方もおりますが、一般的には健康で、就労やボランティアなどの社会参加や、若い世代との交流など、生きがいのある生活を望んでいるのが実態であります。

今、国連は、国際高齢者年に当たり、提示している「自立・参加・ケア・自己実現・尊厳」の5原則に、高齢者自身の「社会的役割」を加味したキーワードをもって、すべての世代が平和で生きがいのある生活を追求する社会、年齢による差別のないエイジレス社会、つまりは年齢を感じない生き生きとした社会の創造をめざしております。

本町においても、高齢者人口が21%を越えている現実を直視するとき、高齢者問題は少子化対策と同時に喫緊の課題であると考えますが、いかがでしょうか。

以下、高齢者が地域の中で希望を持ち、安心して年齢を重ねていけることができる社会になるための願いを込めて、五つのご提言を申し上げ、ご所見をお伺いいたします。

一つは、高齢者の過去と現在の働きを心に刻み、高齢者一人ひとりが誇りをもって生活できる社会。

二つ目は、高齢者が、その豊かな経験と知恵と技を生かし年齢と状態にかかわらず、自己実現ができる社会。

三つ目は、高齢期において、だれもが、心身ともに健やかに生活できるよう、健康づくりを含むサービスや活動の充実した社会。

四つ目は、高齢者それぞれの生活を大切にし、ともにふれあい、支えあう、だれにも優しい地域社会。

五つ目は、相互の理解に基づき、すべての人々の人権が尊重され、排除や差別のない地域文化と社会であります。

以上、申し上げて終わりたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 佐々木議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、次世代育成支援対策推進法と今後の少子化対策についてのご質問であります。

ご質問の要旨にありますように、合計特殊出生率が4年連続で下がり、少子化が進行することにより、労働人口の減少や社会保障の負担増大などを招き、社会・経済の活力低下が心配されるところであります。

こうした状況の中、国においては、少子化対策は、国全体あるいは社会全体で取り組まなければ解決できない問題として位置付け、平成11年12月には、厚生・労働・文部・建設・自治・大蔵の6大臣合意に基づいて、厚生労働省以外の省庁においても対応することを決定した経緯があります。

さらに、平成15年7月に、国や地方公共団体と事業所が一体となって、地域社会全体で子育てを支援する取組みを進め、子どもを安心して生み育てられる社会の形成を目的に、「次世代育成支援対策推進法」が制定されたところであります。

本町では、平成14年11月に、子育て支援に関する各種施策の指針となる「幕別町エンゼルプラン」を策定したところであり、その後、この「次世代育成支援対策推進法」に基づいて、子育て支援に関する具体的な施策を示した「幕別町次世代育成支援行動計画」を本年3月に策定し、議員の皆さんをはじめ、福祉や教育関係などの皆さんに配布をさせていただいたところであります。

本計画では、「地域における子育て支援」、「母と子の健康の確保と増進」、「子どもの教育環境の整備」など七つの視点から施策の具体的な目標を掲げており、本計画に基づいて、各種施策を実施してまいりたいと考えているところであります。

具体的には、今後、移転新築を予定しております「さかえ保育所」において、子育て支援センターを設置するほか、一時保育の実施や延長保育の拡大などを検討しているところであります。

また、本年度、北海道が地域住民のみなんで子育てを助け合う活動を進めるため創設いたしました、「地域子育て力強化事業」にも取組みたいと考えております。

今後も、子育てをさまざまな観点から支援し、子育ての悩みや不安を取り除き、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、高齢化社会と高齢者問題についてのご質問ですが、これらの対応につきましては、平成15年3月に「幕別町高齢者保健福祉ビジョン2003」に基づき、各種施策を推進しているところであります。

具体的な施策といたしましては、ご提言の1点目の高齢者が誇りをもって生活できる社会及び2点目の自己実現できる社会につきましては、その優れた知識や経験を生かしていただくための人生学博士制度を推進するとともに、食の自立支援サービスや外出支援サービスなどの生活支援事業を実施しているところであります。

3点目の、健康づくりなどサービスや活動の充実した社会につきましては、生きがい活動支援通所事業や転倒予防事業などの介護予防事業や、介護用品給付事業といった家族介護を支援する事業などを重点的に実施いたしております。

4点目の、共にふれあい、支えあうだれにも優しい地域社会につきましては、老人クラブ活動への助成および支援を行うことなどにより、高齢者が社会参加しやすいよう支援しているところであります。

そのほか、ビジョンに盛り込みました施策を推進することにより、5点目の、「相互の理解に基づき、すべての人々の人権が尊重され、排除や差別のない地域文化と社会の創造」につながるものと思っております。

なお、「幕別町高齢者保健福祉ビジョン2003」につきましては、本年度、3年ごとの見直しの年となっております。

次期計画策定にあたりましては、佐々木議員からのご提言も充分参考にさせていただき、事業内容

の充実を図り、高齢者が健やかに安心して住み慣れた地域で、自立した生活が送れるよう努めてまいりたいと考えております。

以上で、佐々木議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 佐々木議員。

○12番（佐々木芳男） ただいま、町長のご答弁によって、幕別の問題点である少子化問題、高齢化問題については理解をいたしております。

この少子化と高齢化は一对不可分な問題でありまして、まちづくりには欠かすことのできない将来的な課題であろうと、こんなふうを考えております。

そこで、この少子化問題は、先ほど申し上げましたように、国でその施策を10カ年計画を立ててやれという計画が出されました。

これに基づいて、各市町村は、今、その計画を練り、前期5年間の調査や計画がなされております。

本町においても、今日持ってまいりましたけれども、すばらしい調査がなされて、中身の充実した将来に明るい見通しのできる調査研究がなされていることに敬意を表するわけでありましてけれども、それでは、具体的に、先ほど町長からお話がありましたように、これは国だけでもだめであり、地方だけでもだめである。これが国、地方、つまり自治体と一体となって取り組んでいかなければ解消できない問題だと。これは日本の将来にかかわる大きな課題であるわけです。

そこで、国はこうであるけれども、本町としてはこのことについてこういう課題をもって、こういう方向でいきたいのだという方針があってもしかるべきではないのかなという感じをもっております。

特に、この少子化問題については、産みたくとも産めない社会環境であるということが大きく取り上げておられます。

それから、働く女性が子どもを産むと、その労働に関していろいろと問題が起こってくる。

それから、もう一つは、もっとも大きいと思われるのは、子どもを育てるための財源だろうと思うのであります。つまり、生活にかかわる経費が、昔はよく私たちが子どもを育てるときに言われました。一人の子どもを一人前にするためには、一戸の家が建つというほど、我々には非常に厳しい経済状態が科せられているわけです。

これらの、今申し上げた三つの問題を、国ではなくて町としてどうこれから向き合っていこうとされているのか。その辺を、まず1点お伺いしたい。

それから、もう一つは、この調査の中で、支援センターがいち早く、幕別は13年度だったと思いますが、設置されました。

子を持つお母さん方には非常に好評を得て、その活動がいろいろと知らされておったわけですが、この調査の7ページの子育てセンターの利用状況をみますと、年々減ってきているということなのですね。これは支援の必要がなくなったのか、子どもを持つ家庭が少なくなったのか、このことについては知るよしもございませんけれども、ただ、その中で、「パパと遊ぼう」というコーナーがあるわけです。これは昨年度からはじまって、今回も大分増えているように、調査の結果が出ております。

これについては、この子育て支援センターの運用が問題なのか、それとも関心が少なくなったのか、それとも施設が悪くて、行ってもあまり効果がないというふうには押えられているのか、そこら辺もぜひお聞きをしたい。

将来的には本町にも設置したいという意向があるようでございますけれども、そこら辺がやっぱり有効に、本当に子育てのために活かされている状況がなければ意味がないだろうというふうを考えるものであります。

それから、高齢者問題につきましては、今、町長からお話がありましたように、本町ではいろんな面で取組んでおられますし、私も高齢者の一人として、その恩恵を受けている一人でありますけれども、やはり、私たちの平均年齢も80代に達しているということになると、私もこれから10年ほど生きなければならぬと。そういったときに、やはりいつも明るい方向を向いて生活できる体制というのが大事だろうと思います。幸い、本町においては、高齢者の方が問題があったということをお

りませんけれども、そういった面でのこれからの町として仕組みが非常に大事だろうというふうに思います。

そこで、ひとつ提言をしたいのでありますけれども、私たちのこの高齢者に対する高齢者憲章たるものをつくって、町民すべての方々が高齢者に感心をもっていくということが、これからの高齢者対策の中で大事ではないかなと。町が一人で頑張っても、これはどうにもならない。

したがって、町民全員がこのことに関心を持ち、やがていくであろうと自分の将来についても考えていけるような対策が必要であろうというふうに考えますが、この辺についての町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の少子化対策にかかわってであります。

お話にありましたように、本町独自でそうした子育て支援を含め、少子化対策に向けての指針をもってはどうか。確かにそういうご意見もあるのかというふうにも思います。

ただ、前段申し上げましたように、やはり広い意味で少子化対策ということになりますと、やはり国をはじめ、道、そして市町村、さらには、これは社会的にも、あるいは企業といいますか、いろんなところがそれぞれの担う役割を果たしていかなければ本来の少子化対策にはなっていないのだろうというふうに思っております。

今、国のいろんなところで少子化対策についての話し合いがなされております。先日の新聞なんかでも、やはり子育てにかかわる、少子化にかかわる規制緩和ということも出ておりました。具体的にどういうことになるのかわかりませんが、あるいは職場にあっても、今、お話ありましたように、育児休暇にしる、産前産後の休暇にしる、いろんな意味で企業が協力がなければならぬ問題でありましょうし、あるいは地域における子育て支援の協力体制、いろんなものが担う役割を的確に果たして、はじめて有効な少子化対策ということになっていくのだろうと。

当然、子どもは町に与えられた子育て支援センター、あるいは一時保育といった施設整備、あるいはお金の話になれば、これはいろんなことも言えるのだと思います。この後の質問にもありますように、それでは、乳児の医療費を広げれば、これは当然いいことなのだろうというふうにも思いますし、ところによっては、3人目の子どもにお祝い金を出すというような施策をとっているようなところもあるわけでありまして、それぞれがやはりいろいろな事情の中で、少子化に対する役割を果たしていくということが大切であろうというふうに思いますし、子どももそうしたことを、先ほども申し上げましたように、次世代支援計画の中で、一つひとつを具現化していくことが、少子化対策につながっていくのだろうというふうに思っております。

それから、支援センターの利用状況が減ったと。これは特に詳細な分析はしていませんけれども、言えることは、1年2年支援センターに通ってきて、いろんな仲間といいますか、友達ができたりする中で、支援センターをやめられて保育所に入所されるとか、いろんなことがあるのだろうというふうに思っておりますけれども、まだまだ私は潜在的には、そうした支援センターに通いたい、必要性はあるのだろうというふうには思っております。引き続き、利用者の意見等もお聞きする中で、対応をしてみたいというふうに思っております。

それから、高齢者にかかわってでありますけれども、これもいろいろ高齢者対策、まさにこれからは超高齢社会というようなことが言われております。

ただ、これも町村が担う役割はやはり限界はあるのだろうというふうに思います。

例えば、年金にしる、介護にしる、医療費にしる、これは当然高齢者福祉とは切っても切り離せない問題だろうというふうに思いますけれども、1市町村のみだけではなかなか解決できない問題でもあろうというふうに思っております。

子どもは少しでもお元気な健康老人であってほしいというようなことで、老人クラブをはじめとして、いろんな活動を積極的に支援し応援していくというのも一つの町の姿勢であろうというふうにも思っておりますし、逆を言えば、給食サービスをはじめとした、いろんな予防事業、あるいは介護事

業といったものは、福祉という面からみても、これは福祉老人の福祉対策事業だというふうに思っておりまして、それぞれがやはり役割を果たしていくということが、これからの高齢者福祉に対応していくことになっていくのだろうと思います。

お話にありました老人憲章、ほかの町村の事例もあるようであります。十分内部でも検討させていただきながら、また、ご相談をさせていただければというふうに思います。

○議長（本保証喜） 以上で、佐々木芳男議員の質問を終わります。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○3番（野原恵子） 通告に従いまして、次の2点について伺います。

住宅リフォーム資金に助成を。このことについて質問いたします。

長引く不況で町民の所得が減少している経済状況のもとで建築年数の多い住宅、災害住宅の補修、障がいや高齢化に伴うバリアフリー化などの住宅改良や改善を手控えている町民も多く、経済が好転していかない状況の中で実施できないでいます。

住宅の補修は、早く手掛ければ経費もかからず、長く住むことができます。

町内の住宅にかかわる施工業者に工事を依頼した場合、その経費の一部を助成することにより、リフォーム関連の建設業者はもとより、配管工事や電気工事関係、内装工事、外装工事など、多くの業種に経済効果を生み出すことができ、雇用の安定にもつながります。

そして、生活環境の質の向上を図ることにもなります。

また、バリアフリー化工事の場合、介護保険制度を利用した住宅改修費支給の対象工事と併用することにより経済効果はさらに大きくなります。

したがって、次の点について伺います。

①住宅リフォーム資金に助成を。

②介護保険の併用を可能にすること。

次に、道単独難病医療費助成制度について伺います。

道単独難病医療費助成制度は、北海道難病センターの設置や道難病連とその加盟団体の育成事業、そして難病相談など、難病患者の療養環境の充実と、病と戦う患者、家族への励ましや未来への希望を培う上で、大きな役割を果たしています。

これらの事業が開始されて30年が経過したことによる難病対策の見直しが、道の財政立て直しプランの中で打ち出されてきました。

道は障がい者などへの医療費助成削減に続き、道単独の難病医療費助成として、4疾患、難治性肝炎、橋本病、下垂体機能障がい、ステロイドホルモン産生異常症の難病への助成を10月から見直すとしていますが、いまだに具体的な内容が示されていないことから患者・家族から今後の医療に対する不安の声が大きくなっています。

難病は原因、治療法が解明されておらず継続的な医療、検査が必要です。難病患者は働きたくても健康な方と同じ条件では働けない方もおり、仕事も収入も不安定であり、精神的、肉体的、経済的に多くの負担を伴っています。長期にわたる療養の経済面を支えているのが医療費助成制度です。道の難病対策は、国の45疾患に加えまして、7疾患を道単独の対象とし、今、医療費の負担が重くなっている中では、助成制度の必要性は一層強まっています。

制度の見直しにより難病患者の負担が重くなると、生命と健康に不安をもたらす医療サービスの低下が懸念されます。

したがって、次の点について伺います。

①道に対しまして、道単独難病医療費助成制度を維持していくように求めていくこと。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 野原議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「住宅リフォーム資金に助成を」とのご質問であります。高齢化社会の進行と住宅の老

朽化、体の機能低下などによって日常生活等に支障を生じる方も多くなり、近年は住宅のバリアフリー化など、住宅リフォームの需要が大変多い状況となっております。

このため、国の高齢社会に対応した住宅施策として、バリアフリー住宅の建設・購入や、バリアフリーリフォームに対して、最優遇金利である基準金利を適用して本人の負担軽減を図るための、住宅金融公庫でありますけれども、公的融資制度等があります。

そうしたことから、当面、これらの活用を図っていただきたく考えているところであります。

お話にありましたように、生活環境の向上や経済的波及効果などに及ぼす影響も多いものはあろうというふうに思いますけれども、昨今の厳しい本町の財政状況等を考えますと、新しい助成制度を創設することは難しい状況にあるものと、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、介護保険の併用を可能にすることについてであります。ただいま申し上げましたように、新たな助成制度の創設は難しい状況にありますので、介護保険の適用による住宅改修で対応していただきたく考えております。

なお、介護保険法でいう住宅改修費の支給につきましては、手すりの取り付け、段差の解消など要介護者ができる限り自立した生活を在宅で継続できるようにするために必要な5種類の工事に限定されており、同一住宅・同一対象者に対し、20万円を限度として支給されるもので、平成16年度の実績では、88件、569万1,000円の利用があったところであります。この制度の活用にあたっては、町内業者を利用していただくなど、関連する業種の活性化に意を用いてまいりたいというふうに考えております。

次に、難病医療費助成制度についてであります。北海道は国が定めるベーチェット病や多発性硬化症などの45疾患のほか、難治性肝炎、橋本病などの七つの疾患を上乗せした52疾患を特定疾患治療研究事業、いわゆる難病対策疾患として、治療費の助成を行っているところであります。

北海道単独の特定疾患医療費につきましては、平成16年6月に開催されました第2回北海道議会定例会において、本制度のあり方を専門的な立場で検討する「北海道特定疾患対策会議」からの検討報告書により、難治性肝炎・橋本病、下垂体機能障がい及びステロイドホルモン発生異常症の四つの疾患について見直しを検討すると表明されたところであります。

その後、患者団体を初めとする関係団体との意見交換を行い、昨年年第4回北海道議会定例会での議論を経て、議会での付帯意見も踏まえ、最終的には、難治性肝炎・橋本病の二つの疾患について難病医療費助成事業から除外し、平成17年10月から新たな対策が実施されることとなったというふうに伺っております。

現在把握しております情報では、難治性肝炎のうち、ウイルス性肝炎患者の軽症者が対象外となる見込みで、橋本病についても、甲状腺刺激ホルモン値が一定以下の方については対象外とされました。

なお、これら対象外となった患者に対しては、低所得者については3年間全額公費負担の経過措置がとられる予定となっております。

今回の見直しにつきましては、今、申し上げましたように、昨年6月以来、専門の見地からの議論を踏まえ、北海道議会での議論や患者団体との意見交換など、十分な議論の末に判断されたものと考えております。

私の立場から道単独難病医療費助成制度の維持を求めることについては、特に考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上で、野原議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 質問の途中でありますけれども、この際、14時10分まで休憩をいたします。

13：52 休憩

14：08 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

野原議員。

○3番(野原恵子) 住宅リフォームの件なのですが、これは住民の声としてはその住宅を改修するということでは、北海道は雪が多いので、屋根とか壁とか、その破損が雪のないところよりも多いことですか、それから地震がありましたよね。その場合の補修ですか、それから高齢化社会に向けて2世帯住宅に改修する。または介護保険を利用したときの改修のときに、それにもうちょっと手を加えればもっとよく改善できるのではないかと。そういう声も住民から出ております。

そして、実際にこれを実施している自治体といたしましては、全国で12の都府県、57の市町で実施しています。

そこではやはりこの制度があるということで、業者にもその仕事の幅が広がる。それから関連するところに仕事が広がる。そして、地元の住んでいる人たちの声を聞く中で、その工事は地産地消型の住宅改修の助成制度ということでは、すごく仕事が広がっていくということで、個人の住宅を改修することが、地域のまちおこし、それから事業おこし、そういうことにつながっているということで、商工会からも大変喜ばれているという実績がすでにあります。

それから、これは助成額の15倍から20倍の波及効果がある。そのことは、その改修することによって、家具ですか、カーテンですか、電気関係ですか、そういう附随したそういうものも一緒に買い換えていく、それから改修していく。そういうことで、経済の波及効果は非常に大きいということも、実際に行っているところでは実証されております。

そういう点では、これは個人が住宅を改修することによりまして、地元の業者の仕事おこしにもつながっていく。そして経済波及効果も非常に大きい。これは実際にやっているところが実証している点なのですね。ですから、今非常に不況でその地元の中小零細業者は、仕事がないということで、仕事を求めているわけですから、そういうことをすることによって、経済の発展にもつながっていくのではないかとこのように思います。

また、形は違いますけれども、帯広市や何かロードヒーティングですか、そういうものに助成をしている。

それから芽室町とか鹿追町では、新築をする個人住宅に助成をしている。そういうことで地元の業者を優先し、そして住宅を増やす、人口を増やす、そういうことも波及効果で行っているところもあるわけなのですね。

ですから、この幕別町でも、その個人住宅に助成するだけではなくて、経済を発展していく。そういう立場からもこの住宅のリフォームの助成というのは、私は大きな効果があるというふうに考えます。

その点をもう一度お聞きしたいと思います。

それから、難病問題なのですが、これは本当に難病をかかえている患者さんにとっては深刻な問題なのですね。今、医療費も非常に負担、国保の場合は3割になっております。それから社会保険もそうなのですか。

そういう中で医療費の負担が非常に大きくなってきている。そういう中でこの助成の打ち切りというふうになれば、ますます負担が重くなっていくということなのですか、今、その難病を抱えている患者さんから聞こえてきている声では、今、通院している患者さんなんかは、町長は今、制度はこのように変えられていきますよというお答えだったのですが、お医者さんや何か聞きましても、まだ具体的に10月にならなければ、実際にどのような負担になるか。皆目検討がつかないということで、難病を抱えている患者さんも非常に大きな不安が聞こえてきているところなのです。

ご存知だと思っておりますけれども、橋本病は甲状腺の病気です。それで、機能が低下することによって、本当に体がだるくて、主婦に多いという病気でありまして、体がだるいとか、それから病状が安定していても、定期的な検査と薬を続けなければ病気が進行していく。そういう不安を抱えていて、これも軽度だとしても治療法が必ずしも確立しているというふうにはなっていない点があります。

肝炎の場合も、今、治療していく中で進行を止めているということで、治療していても完治していくという病気でないということも明らかにされているわけですね。

そういう点でも不安が大きいのです。

それで、今、幕別町では、平成16年の3月の調査では、難治性肝炎では92人おります。橋本病は65人なのでですね。そのうち、先ほど町長が答えたように、制度が実際に実施されますと、難治性肝炎の場合には、50人弱の方がこの対象からはずされます。

それから、橋本病は、65人のうち約60人がこの対象からはずされるということになるわけですね。

そうなったら、この幕別町に住んでいるこの対象の患者さんたちが、この対象からはずされるということになりますと、その影響は非常に大きいものがあると思うのです。

難病を抱えていますから、普通に健康で働いている人と同じように仕事ができないわけで、収入の面からも非常に不安定の中でのこの助成の打ち切りということになるわけで、そうなると本当に生活が大変になっていくわけです。

その中で、今、北海道の保健協会ですとか、薬剤師会、看護協会、医療団体もこの現行の制度を維持していったほしいという声が非常に大きくなっているのですね。

ですから、そういう人たちを支えていく、応援していく、それから幕別に住んでいる住民の方々の患者さんを応援していくということからも、地方から声を挙げていかなければならないと思うのです。

これは道の制度ですから、幕別町で財政を負担していくというそういうものではないのですよね。応援していくという立場から、地方から声を挙げていくということは、こういう難病を抱えている人たちを応援していくということになると思うのです。

ですから、そういう点では、町長がこういう人たちを支えていきますよ。そういう声を挙げていくことが、そういう人たちを支え応援していくことになると思うのですよね。

その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の住宅リフォームにかかわってでありますけれども、いろいろお話がありました。

全国でも実施している市町村もあるやに聞いております。

これらどういう状況か、詳しいことは別にしましても、私はさっきちょっと申し上げましたのは、町財政のこともあって、なかなか厳しいということを申し上げました。

もう一つ、私もちょっと気になるのは、いわゆる個人の財産をリフォームして直していくと。この辺に町のお金を投入していく。どの辺にそれらの限界があるのか。

リフォームする考えでやられる方と、一層のこと立て直して新築しようと。その場合、同じように住宅を改修する場合は、改修資金というのはどういうふうなことになるのか。

あるいはちょっとお話ありましたように、先般、一昨年の地震なんかで住宅が解体して新たに建替えたような人がいるけれども、これらについてもそうすると、全部対象にして町のお金を出していかなければならないのか。

そうすると非常に範囲が広がってくるのかなというのも一つあるわけでありまして、介護の関係で直す、手すりをつけるとか階段をつける。そのときに併せて住宅も改修する。こうなるとかなり範囲は狭まってくるのだらうと思いますけれども、そうではなくて、所得制限のことは特に言われていませんけれども、誰でも町民の方が住宅を直すのだ、新築するのだ、建替えるといったときに、すべて町がそれに対する助成措置を設けるようなことが、本当に可能なのかどうか。

先ほど言いました、この57市町村の実態も調査してみないと、聞いてみないとわかりませんが、私としてはなかなかそういう面でも難しいものがあるのかなというようなことで、先ほど答弁させていただいたわけでありまして。

いずれにしても住宅金融公庫なんかの措置は、これは貸付ですから、どのような改修をやらせても返していただくわけですが、町が助成するとなると、これは公金が出て行って終わってしまうと

いうことになるわけで、確かに経済波及効果だとか、いろんな面での効果は、これは当然おっしゃるとおりだと思いますけども、今言った位置付けといいますか、定義付けというのがなかなか難しい面もあるのかなというふうにちょっと思っております。

それから、難病の話は、いろいろ、前回も確かお聞かせ願えたのですけれども、なかなか私に言われても、道議会で十分検討されて、患者さんの団体とも十分話し合っただけで、本当に残念だけでも、道の厳しい財政状況から断念をせざるを得ないというような知事の話も私ども直接聞いた経緯もあるわけですし、いつか言いましたように、なかなか1町村のみが北海道に向かうということではなくて、できれば町村会であるとか何とかというまとまりの中で、そういう運動ができれば一番私はいいのだろうというふうに思います。

残念ながら、今その町村会ではそういった動きは現実にはないわけでありまして、これは一つの町が動いたらだめだということにはもちろんないのしょうけども、そういったことでは、私はこれは道議会で議論、あるいは団体との交渉経過、そうした中で最終的な判断でこういうふうな措置を講じられてきたという経緯を見ると、聞くときになかなか1町村で継続をとすることは言いづらい場面にあるのでなからうか、状況にあるのでなからうかというふうに思っておりますので、私の方から一つご理解をいただければというふうに思います。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○3番（野原恵子） 住宅リフォームの関係なのですけれども、町財政の厳しい折ということもおっしゃったのですけれども、これは地域のまちおこし、それから中小業者への仕事の幅を広げる、そういうところでは町財政にも潤っていく、そういう一面もあるというふうに思います。

また、個人の財産ということでしたが、今、芽室町ですとか鹿追町といったのは、あれは新規の、例えば、地域の住民に対する応援という意味で、この住宅リフォームとはまた別枠でちょっと申し上げただけなのですが、この住宅リフォームの個人財産ということと言いますと、住宅ローンへの減税も1972年から実施されています。

これも個人財産への応援ということにつながっていくと思うのですね。

それですとか、マンション業者の建替えに対するリフォームの支援、これは国の政策ですけど実際にやっているのですね。

ですから、それを大枠に全部広げてすべきだと言っているのではなくて、こういう支援をする。それから業者の仕事を応援する。そういう次元に立った場合に、町としてはどういうところまでできるか。そこを検討していくべきでないかという提案をしているわけですね。

細かいことを提案しているのではなくて、こういう立場で住宅リフォームの資金というものを創設し、その中で上限はいくらだとか、それから収入はどうですとか、そういうことをこれから検討していくということも考えていくべきでないかということで、まずこういうふうなリフォームに対する助成ということを経済波及効果もあるのですから、そういう制度を実施してほしいということを言っているわけです。

それから地震の対象といいましても、これはそれではその災害に遭った人たち全部に対応すべきか、それはできないと思うのです。どういう住宅の改修が必要なのか、そういうのも精査して枠を決めてやるということでもできるのではないかと。本当に所得のあまりない、今、失業ですとかそういう状況の中で、改修したくても改修できないという住宅もあるわけですから、そういうところに助成することでも必要ではないかということも提案しているわけです。

それから、難病患者、確かに私、去年の9月でも質問しております。

そのときには、まだ細かいことは決まってないということだったのですが、今回、道議会でも肝炎と橋本病ということで、そこまでは決まっている。それから患者さんたちともお話を進めているということだったのですけれども、これを見ましても、対象からはずされる肝炎と、それから橋本病、こういう状況の人たちまでははずしますよということは大枠では決めていますけれども、具体的にはそういうはずされた人たちにはどうするのかという具体的なところまで何も示されていないわけです。

ですから、患者さんたちから不安の声が出されているのですね。はっきり決まってないわけなので、今、こういう幕別の町民の代表として、声を挙げていく、それから町村会から声を挙げていけばいいということだったのですけれども、幕別の町長としてそこから提案をして道に声を挙げていく。そういうこともできるのではないかとということで、それはやっぱりこういう弱い立場に立っている人たちの応援にもなると思うのです。

その点について伺います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） リフォームの話は、これはいくら言っても食い違いになるのかもしれませんが、政策減税というのは、これは税制中の問題であって、町が単独助成するかかわりは、私はないというふうに思いますし、一つの提案だから、これを内部で検討すればいいのだということなのかもしれませんが、先ほど私が言いましたのは、逆にリフォームに対して町が助成するということは、例えば、災害で壊れた家を建て直すときも、新築するときもすべて経済波及効果だとかそういう面では大きいので、町としては助成していくべきなのかということにつながっていくのかなと。

いわゆるリフォームだから助成をしなければならない定義というのは、なかなか難しいのではないかと。あるいはほかの町村はいろいろありますよ。定住の促進のために、住宅新築者に助成とするというような定義のもとで補助をしているところもあります。これはいろいろなことがありますけども、今、私ども言っているのは、定住促進でもなく、リフォームですから、例えば、屋根塗装をすれば壁を塗るとか、何でもしたら町に助成をお願いをするというようなことになってくると、どこまでがやれるのかということに私はちょっと疑問を感じるわけですし、繰り返しますが、介護の人が五百何十万を出している。これは手すりをつけるとか足場を直すとか、それに限られて介護の対象になっている人がその助成を受ける。これは範囲が決まっておりますから、それとリフォームと一緒にやる人にそれなりのということになると、また一つの方法は考えられるのかもしれませんが、所得制限も何もなくて、住民全部を対象にして、私リフォームするから、ちょっと町で助成をしてくれといったときに、それに対応できるような行政対応には、なかなか町としては難しいのかな。もちろんご提言ということでもありますので、全国の五十何町村の実態なんかも調べるように指示はしますが、ご提言はご提言としてお受けしますが、なかなか実現することは難しい部分があるのかなというふうにも思っています。

それから、難病については、これもすれ違いだと思っておりますけども、私は私どもの代表が道議会に出て十分議論を深めて、そこで一定の方向が出て、これから改正された事業がスタートする。そのときに私どもが、一首長が、それはだめだからもう1回見直しをしてくれというような意見書を道へ提出することはどうなのかなというふうに私は思います。

○議長（本保証喜） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

次に、豊島善江議員の発言を許します。

豊島善江議員。

○1番（豊島善江） 通告に従いまして、3点の質問を行います。

1点目は、「少子化対策として乳幼児医療費助成制度の拡大を」についてです。

一人の女性が、生涯に産む子どもの平均数が、2004年は1.29だったことが発表されました。

詳しくは、2003年は1.290、2004年は1.2888で、少子化に歯止めがかかっていない現状が浮き彫りになりました。

特に、北海道は、1.19と低く、打開が求められます。

エンゼルプランや次世代育成支援行動計画など、国は少子化対策として自治体に計画策定を義務づけてきましたが、解決の兆しは見えてきません。

少子化の大きな要因として、若年層の収入が少ないことがあります。

若者の多くが非正規職員であり、経済的に不安定であること。そのことが晩婚化につながっているとも言われています。

同時に、子どもを育てるのに、経済的負担が大きいこともあります。

一人育てるのに2,000万円かかるということが、日本では言われていますが、これはアメリカやイギリスの約5倍にもなります。

経済的な不安を一つでも取り除き、安心して子育てができる条件をつくる必要があります。

幕別町においても、少子高齢化の傾向にあります。

少子化は、これからのまちづくりを考えるときに、大きな課題であり、思い切った対策が必要ではないでしょうか。

その施策の一つとして、乳幼児医療費助成制度の就学前までを無料化すべきと考えますが、いかがでしょうか。

2番目に、道路整備の促進です。

町の総合計画では、道路は自動車のみならず歩行者にとっても安全で快適な空間であることが大切としています。町道の整備、歩道のバリアフリー化が急がれます。

1点目、町道の舗装化の促進について。

2点目、歩道のバリアフリー化について。

3点目、教育行政についてです。

ゆとり生き生きパートナー事業は、道の少人数学級実現の先駆けともなり、教育の風は幕別からを実践したものと内外から評価されています。

今、全国で少人数学級が進み、さまざまな取組みが行われています。

少人数学級が教育効果も高いことが調査からも明らかになってきています。

北海道の35人以下学級も道民の要望に応じて、今年から2学年まで拡大されました。

町として引き続き少人数学級へ向けた取組みを進めることと併せ、道の事業の拡大が求められます。

また、今年度からはじまった事業も多いですが、その効果も出てきていると聞いています。

今後の進め方を伺います。

1点目、ゆとり生き生きパートナー事業の拡大。

2点目、道の35人以下学級の対象を、1学年1学級にも広げる改善を。

3点目、全国では、小学校全学年で少人数学級を実施している県もあります。全学年実施に向け、計画を持つよう道に働きかけをすべき。

4点目、特別支援教育に対応し、コーディネーターを1名配置をし、効果が現れていると聞きます。

現在、札中に配置されていますが、今後、どう全町に発展させていくのか、進め方を伺います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 豊島議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「乳幼児医療費助成の拡大について」であります。乳幼児医療費助成につきましては、北海道医療費給付事業の助成を受けながら、乳幼児の保健向上を目的に実施いたしております。

平成16年10月の北海道の制度改正により、対象年齢を就学前まで引き上げたのに併せて、住民税課税世帯に属する3歳以上の対象者にあつては、1割分の自己負担を導入したところであり、平成15年10月から、3歳以上6歳未満の通院にかかる自己負担額の2分の1を助成しており、通院にあつては、これまでの1.5割の自己負担であったものが、1割に軽減されたこととなります。

また、北海道の制度に加えて本町単独で初診時一部負担金の助成を行っているため、現在、3歳未満の対象者及び住民税非課税世帯に属する3歳以上の対象者につきましては、医療機関等における自己負担は無料となり、3歳以上就学前で住民税課税世帯に属する対象者につきましては、1割の自己負担となっております。

昨今の厳しい財政状況のもと、本制度自体の健全な維持を図るためには、この1割負担分をさらに助成して、全ての対象者の自己負担を無料とすることは、現状、考えておりませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

次に、道路整備の促進についてであります。

ご質問の1点目の町道の舗装化の促進についてであります。道路整備につきましては、生活環境の向上と交通安全を図り、快適な日常生活を送るために不可欠なものと考えているところであります。

現在、町道の延長699.5km、これに対しまして、舗装率は56.6%とまだまだ低い状況にあります。

また、昭和40年代から50年代に整備されました改良路盤と舗装厚の足りない路線も、二次改築や維持補修が必要となっており、町道に対する整備要望は大変多いところであります。逆に、道路事業に対する補助採択も厳しく財源の確保に苦慮している現状であります。

道路の整備にあたりましては、二次改築を含め、緊急性、投資効果、地域バランスなどを考慮しながら計画的に推進してまいりたいと考えております。

次に歩道のバリアフリー化についてであります。道路整備にあたりましては、平成12年度に制定されました交通バリアフリー法に基づき、平成13年度には道路構造令の変更がなされ、高齢化社会を踏まえて子どもたちや高齢者などのいわゆる交通弱者といわれる方々をはじめ、一般歩行者にも配慮した段差の解消や幅員の確保などに努めているところであります。

今後におきましても歩道整備のほか、公園や公共施設整備などにおきましても、誰もが安全で利用しやすい環境の整備に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上で、豊島議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 豊島議員のご質問にお答えをさせていただきます。

はじめに、少人数学級に向けた取組み及び拡大についてであります。

文部科学省は、小中学校の学級編成基準（現行40人）の見直しに関連した調査結果を発表されたところであります。

この調査につきましては、今年4月、少人数指導を導入した学校（小学校477校、中学校478校）で実施され、その結果、一つには、学力が向上したとの回答は小学校で99%、中学校で96%。

また、二つ目には、不登校やいじめが減ったとの回答は小学校で64%、中学校で43%。

このほか、授業改善への教員意識が高まったなど、効果が見られたとのことであります。

また、今後の課題としては、8割以上の小中学校が「学級人数を引き下げた方が効果的」と答えたそうでもあります。

さらに、少人数学級の実施を検討している、文部科学省の「教職員配置等のあり方に関する調査研究協力者会議」の中でも、一つには、障がいのある児童生徒に対する少人数学級指導は非常に効果がある。あるいは、全国的に学校現場から一つのクラスに2～3人の障がいを持つ児童生徒がおり、40人学級では指導は大変であり、人数を減らして負担を軽くすべきであるとの意見も出るなど、障がい児にも少人数学級は有効ということが、今、議論されているところであります。

そこで、文部科学省はこうした動きや調査結果から、本年5月、これまで小中学校で全国一律に1学級40人としてきた学級編成基準を改め、小学校1～2年生については1学級35人とする方針を固め、平成18年度から5年間で実施する方向性を示されたところであります。

なお、1～2年生の35人学級実施には、教職員9,000人の新規採用を必要としますし、平成18年度から5年間で実現するよう、予算の概算要求に初年度分として百数十億円を計上するとともに、来年度の通常国会に義務教育標準法改正案を提出するとの情報を得ていることから、私どもはこれに今期待をしているところであります。

また、中央教育審議会の義務教育特別部会も、教員配置などのあり方を議論し、40人学級を見直して少人数学級を導入すべきとの考えで一致したとの報道もありますので、これらが解決すると、ご質問の1、2の改善拡充策につながるのではないかと、今、私どもは考えているところであります。

ご質問の3、全学年実施に向けての要望についてでありますけれども、文部科学省は当初、小中学校すべてで35人学級の実施を検討していたわけでありまして、現実的な問題として、一つには、教職員約4万7,000人の新規採用が必要で、優秀な人材をそろえられないこと。

あるいは、二つ目には、義務教育費国庫負担制度に基づく国の給与負担だけで3,000億円程度かかる

こと。

三つ目には、学級数の急増な校舎の新築費など市町村の負担が多くなるなどして、実現は困難と結論づけているわけでありますけども、その一方で、先ほども言いましたけども、北海道をはじめ27県で、平成17年度までに少人数学級が実施され、国と都道府県の負担額も1,000億円程度に収まることや、通常1年生の学級が2年生にそのまま持ち上がりになる場合も多いことから、前段申し上げました、小学校1～2年生に限って、5年間で学級編成基準を見直すことに踏み切ったようであります。

したがいまして、ご質問の1～3につきましては、幕別町議会ははじめ関係者のご努力、熱意によって実現の見通しが、今、出てきたところですが、制度はまだまだ十分とはいえない部分もありますので、引き続き市町村教育委員連絡協議会、あるいは教育長部会などを通して、国・道に対し要請活動を続けてまいりたいと思います。

なお、町単独事業の「ゆとり生き生きパートナー事業」につきましては、これまでもお話をしてまいりましたけれども、現段階では、これ以上の拡大はさまざまな理由から難しいと思いますし、事業継続につきましては、先ほど申し上げましたいろんな国の動き、これなんかもありますので、これらの動向を見極め、あるいは特別支援教育、平成19年から導入されようとしておりますので、これらとの関連も含め、どんな手法が一番効果的なのか、これらも含めて今後の検討課題とさせていただきますと思います。

次に、特別支援教育の先取り施策である「多様な教育ニーズ推進モデル事業」についてであります。

議員すでにご承知のように、特別支援教育とは、「従来の特殊教育対象の障がいだけでなく、LD、いわゆる学習障がい、ADHD（注意欠陥・多動性障がい）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う」ものとされているところであります。

言い換えますと、これまでは障がいの程度に応じて特別の場、いわゆる特殊学級ですが、この特殊学級で行う特殊教育から、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う“特別支援教育”への転換を図ろうとする試みであります。

このためには何が必要になるかと言いますと「校内委員会」や「専門家チーム」、あるいは「巡回相談」といったシステムが、近い将来（平成19年ごろ）すべての小中学校への導入を国において今検討されているようでありますけども、LDあるいはADHD、高機能自閉症等の児童生徒への支援は、ある一人の教員だけの尽力に待つのではなく、まさに学校としての全体的・総合的な対応に向かうことになるだろうと私どもは想定したところであります。

つまり、これまでの「特殊教育」のように教員一人による支援から、チームとしてのシステムとしての対応が求められ、これらによって障がいのある児童生徒一人ひとりの多様なニーズに応えることが可能になりますし、そうしなければならぬと考えたからであります。

したがいまして、そのような全体的・総合的な対応が必要となり、多様な支援をつなぐキーパーソンが特別支援教育コーディネーターであるとの考えから、本年度「多様な教育ニーズ推進モデル事業」として、これから2年間実施し、その成果をもとに国・道に対し「コーディネーターは兼任の教員でなく、専任の教員によるコーディネーターの配置を求めていこうと、そういったことで、今回事業を起こしたわけであります。

なお、幕別町が考えるコーディネーターの具体的な役割は、一つには、個別の教育支援計画の策定や校内外の関係者、関係機関、団体等の連絡調整。

3点目には、関係者との相談窓口の開設。

4点目には、担任個々への支援。

5点目には、町内小中学校における支援体制の構築。

6点目には、巡回相談や専門家チームとの連携。

七つ目には、校内委員会への推進役。

八つ目には、体制整備に向けてのガイドラインの策定を含めた研修、実践をするとともに、市町村を越えた保護者への支援体制を構築し、幼児期からの相談や訓練・療育などが継続して行われることを、今、期待しているところであります。

いずれにいたしましても、モデル事業開始から2カ月余りではありますけども、札内中学校においては校内支援体制の整備と経験豊富なコーディネーター、校長の役割のもと、児童生徒はもちろんのこと、保護者への対応を含め、多様な教育ニーズ支援体制整備に当たっては、障がいを持った児童生徒を中心としながらも、そのことだけにとらわれるのではなく、どの子にとっても学校という「学びの場」で最適な支援を保証するという基本的な学校経営基本理念が大切との考えで、町内13小中学校における教員の意識改革はもとより、地域参画型の全町支援体制を築いていきたいというふうに考えております。

その一方で、特別支援教育の実現に向けましては、学級編成基準や教員の定数配置、先ほど言いました専任のコーディネーターも含めながら、国・道は早急にその考えを示すよう、「北海道特別支援教育振興協議会」などを通じながら、今、要望活動をしているところであります。

以上で、豊島議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 豊島議員。

○1番（豊島善江） まず、1点目の少子化対策です。

町長のご答弁では、これ以上の拡大はしないという、そういう答弁でありました。

これまでもこのことについては、何回か質問をさせていただきました。とりわけ、今回、質問したのは、少子化に歯止めがかかっていないという、そういう現実があります。そのことをまず町長はどんなふうに捉えているのか、まずお聞きしたいと思います。

私の質問の中では、経済的負担が非常に大きいということと、それから、若い世代の経済力が今弱くなってきている。不況の中で非常に不安定な雇用のある方が蔓延してしまっていて、そういう経済力が弱まっているということもありまして、今回はやはり思い切ったそういう経済的援助という形のその政策が必要でないかと思って聞いたのですが、その辺の考え方は、町長はいかがでしょう。

それから、それに至ったというのですか、町民の要望がどうなのかというところで、私はこのニーズ調査集計結果というのを読ませていただきました。

本当に細かくいろいろな設問をされてしまっていて、お母さん方こんなことを思っているのだなということも非常によくわかりました。

幕別町として、これまでも細かな精神的な支えであるとか、それからひとりぼっちのお母さんをなくすための取組みだとか、いろいろなことをやられてきています。

しかし、やはり経済支援が私は足りないのではないかなというところを思いました。

特に、この中で経済的負担についてという自由記入欄があります。

それのこれは就学前児童の父母の方に聞いているのですが、一番多かったのが、トップが医療費の助成の拡大や負担の軽減をしてほしい、これがトップで29件になっていました。

それから、違う場所では、これは小学校低学年の方ですけども、ここで子育て支援環境充実のためにどんなことが必要かということを問われています。

この答えのトップ、これも医療費なのですね。子どもが医療機関にかかる費用負担を軽減をしてほしい。これが62.6%になっています。

それから、さらにもう一つの方のアンケートで、これも子育て支援環境充実のため、これは高学年に聞いています。ここでも、これは医療費の問題が42.7%と2番目に多いという回答になっているのです。

それで、私は、これまでいろいろな子育て支援ということで国がやられてきたけども、なかなかこういう経済的な不安に対する支援というのが足りなかった、国としての施策も足りなかったと思うのです。

それで、今回この中に非常に要望として強い乳幼児のこの医療費の助成制度、拡大してほしいと本

当に願っています。これを思い切って町の施策としてやはり私は取り組むべきだと思うのですね。

町長として、そういう経済的な不安があるということと、それから町民のそういう若い人たちの願いをどんなふうを受け止めているのか、その辺をまずお聞きをしたいと思います。

それから、2点目の道路整備のことなのです。

これは道路整備を計画的に進めていかなければなりませんし、古い、以前に舗装したところも改良が必要になってきているということもわかります。

そこで、併せてお聞きをしたいのですが、例えば、町道の中で区画整理事業などからはずれてしまって、なかなか舗装されないで残されているところ、それから、ずっと私道であったけども、町道になって整備されていないところ。そういうところもきちんとこの計画の中に入れていく。そういう場所がかなり長い間放置されて、砂利が敷かれたままの状態できているわけなのですよね。

そういう方たちはずっと我慢して、ほかのところが舗装になっていくのを見ていたわけなのですが、そういうところもきちんと計画の中に入れるべきだということをお聞きしたいと思います。

それから、もう一つ、歩道のバリアフリー化なのです。

これも本当に急がれると思うのですね。

町は公共施設や何かはバリアフリー化ということで、段差をなくしたり、車椅子で入れるトイレをきちんと設置したりということは、やられてきています。

しかし、一番私遅れているのが、その公共施設に行くまでの道路だと思うのですよね。

歩道の道路は非常に段差が大きくて、とりわけ古い道路は段差が大きい。公共施設に行くまでに、歩道だけを通っていけるような道路はほとんどないといってもいいと思うのですね。その改善が急がれるということと、それから、都市計画の中にこの車椅子で通れる障害のないきちんとした歩道をつくるということを位置付けて、宅地開発されていますけども、そういうところにもきちんと指導をしていくということが私は必要だと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

それから、3番目の教育行政についてです。

これは、今、教育長からお話があったとおりに、今、35人以下少人数学級が本当に当たり前になってきている。以前は大きい方が、たくさん的人数の方が切磋琢磨できるだとかいろんなことを国は言っていましたが、今、ようやくと国が少人数学級が子どもたちにふさわしいのだということで、そういうふうに一歩も二歩も前進するということが見えてきました。

そういう中で、1点目の質問なのですけども、ゆとり生き生きパートナー事業、これはそういう道の35人学級、さらには国のそういう少人数学級の大きな先駆けとなってきた町の事業です。非常に喜ばれていまして、1年で事業が切れてしまって、2年にいったときに、本当に大変だということも、たくさんの人から、先生方からも言われています。

それで、国の動向なんかも見なくてははいけませんし、国がきちんと18年度から1、2年生少人数学級、35人以下学級ということで、きちんと実施というふうに一遍になればいいのですけども、これは段階的になるのかな、ちょっと私もわからないのですけども、そういう動向を見ながら、私はこの町の事業を拡大をする方向で、きちんと頑張っていたきたいなというふうに思うのですね。

道の事業もそうなのですが、道の事業も二学級ある場合は、この対象になりますけども、1学級40人というところには対象にならないのですよね。

そういうところが幕別でもあります。

そこは、その学年はゆとり生き生きパートナー事業の、事業も1年生で終わりますし、道のそういう対象にもならないということで、これはほかの学校と対象になった学校と大きなやっばりギャップがあると思うのですね。

そういうことから考えて、国の動向も見ながら、拡大をすべきではないかということです。

それから、3点目のことなのですが、国はそういう方向で、低学年からということで、だいぶ見通しが見えてきました。

今、全国で6年生まで少人数学級を行っているところがあります。山形県では、1年生から6年生

まで、これも段階的に2002年度から3年間かけて6年生まで行っています。

この結果も不登校の児童が2割以上減った、また、児童の欠席日数が非常に減ったなど、ものすごく教育的な効果があります。現れてきています。

北海道も2年生まで拡大をしました。私はこの道に2年生まででなく、山形で行ったり、長野県で行っているような小学校6年生までの全学年実施ですか。これを段階的に進める計画を、私はもつべきだと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

それから4点目は、今、詳しくご答弁がありました。

本当にこの札内中学の実践を見ている、先生方、また、あるいは配置された先生、校長先生、父母の方たち、力を合わせて取り組んでいて、実施がはじまって数カ月で目に見えるところが現れているというのを聞きまして、あ、本当に教育の力ってすごいなというふうに思ったのですが、これを教育長がおっしゃられたように、その成果を全町に生かすとともに、国・道に対して要望として伝えていくというふうにおっしゃいましたが、そのことをしっかりと行っていただきたいと思います。

4番目のことは答弁はいりません。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 最初に少子化対策にかかわってでありますけども、私も少子化に歯止めがかかっていないという認識は同じくするものであります。

ただ、先ほどの佐々木議員にもお答えいたしましたように、少子化に歯止めがかからない、少子化が進行する、その原因はやっぱり非常に複雑多岐にわたってあるのだろう。確かに、経済面に関して大きな要因の一つであろうというふうには思いますけれども、もちろん雇用の問題もそうでありましょうし、働く条件の問題もあるでしょうし、いろんなことがあって、少子化に歯止めがかからないという現状は、これは現状だと思います。

ただ、今言いますように、医療費だけということではなくて、今のお話にありましたように、町民の方々、若いお母さん方が医療費に対しての不安をもっているということも、これもまた私は事実だというふうに思っております。

そしてまた、一方では、一時保育をはじめとする施設整備、条件整備というようなことも言われているわけでありまして、私は先ほど言いましたように、やっぱりそれぞれがそれぞれの担う役割を果たしていくこと、それが積み重なって行って、少子化対策につながっていくのだろうというふうに思っております。

そういったことで、私ども、当然のことながら医療費は安い方がいいし、お母さん方の負担が軽いのがいいのは、これは、私は当然だというふうに思っております。

ただ、そうかといって、私どもの町がすぐ、これらのご質問ありましたように、乳幼児医療を拡大することができるかどうか、これは先ほど言いましたように、なかなか財政的にも難しい問題があるのだろうというふうに思っております。

大変厳しい中で、ご負担をいただくことについて、大変なことだというふうには思いますけれども、私どもとしても、今の町財政の中でこれらを拡大していくということが、なかなか困難だろうというふうに思っております。

それから、道路についてですけども、これは舗装されていない道路、これは当然のことながら住民の要望もあって、担当の方では全部掌握をしておりますけれども、先ほども言いましたように、かつては、景気浮揚策というようなこともあったのでしょうか、町が単独で道路整備するために、100%の起債を貸すだとか、あるいはその起債の償還を交付税でみるとかといった、非常に公共事業を増やすために、道路整備にかかる財源手当というのがあったのですけど、今は補助事業もだんだん道路にかかわっては減ってきているのが現状であります。

そうしたことから、なかなか道路整備が、今、やりづらい。整備に着手しづらい条件にあります。

そのほか、ちょっとお話がありましたように、区画整備事業なんかで、当時、道路を造成したと。それらが砂利で残って、いわゆる道路整備がされないで残っているというふうなところもあるわけで

すけども、これもいろいろな事情があって、片一方の団地ではそれぞれ道路を十分にとって舗装をして、その分が宅地の値段にはね返って団地が整備されている。片一方は、道路幅としてそこへ砂利敷いて、そして安く土地を売買している。そうすると、なんだ、あそこの道路はみんな町が金使って整備して、こっちは俺たちが全部整備して自分たちがお金を払ってとか。

あるいは、今までずっと私道で使ってきて、もう今度は管理できないから全部寄附するから町で整備してくれと。

いろいろなそれぞれの事情があるわけですが、そうは言っても現実的な対応としてはやはりできる限り道路整備は進めていかなければならないわけですし、今の公区長さん方の要望書を見ても、一番多いのはやはり道路整備なものですから、それらも踏まえた中で、先ほど申しあげましたように、計画性をもった中で、これからも道路整備をあたっていくたいというふうに思っております。

それから、歩道のバリアフリー化、先ほども言いましたように、私どもは大体、もちろん新しく道路を整備する段階では、今の基準にあった整備をしていますし、障がい者の福祉計画を立てるときなんか、障がい者の方々に現実に道路、歩道等を見ていただいて、指摘を受けて改善しなければならない場面等の提言等もいただいたというふうにも聞いております。

もちろん何かこれからでも、こういうところがこうすべきだということがありましたら、決して私どもそれは全くしないなんていうことは申し上げるつもりもありませんし、十分ご意見をいただく中で、できる限りのことは、これからも意を用いてまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 1点目のゆとり生き生きパートナー事業の継続という形でありますけども、これは先ほどお話したとおり、これからの国・道の動き、いろいろ変わっていくでしょうし、ただ、幕別町は単に30人学級ではなくて、ADHD、LD児、こういった子どもがいたところに一人という形でやっていますので、これらも含めて、やはり国に対しては要望していかなければならないだろうと。

心配なのは、来年度からスタートするわけですが、5年間という形でありますから、5年間の間に幕別町が入らなかつたらどうしようかな。そのことを多分心配されるのだと思っておりますけども、こうなったらほかの町のことは別にして、町だけでも白人小学校、これまでモデルもやってきておりますし、今、実質導入もされていますから、この有利性を使って、何とかいけるように努力をしてみたいというふうに思っております。

それから、道に対して全学年への導入要望と。これは非常に厳しい、道財政からいってもなかなかきついということは私どもわかるわけですが、ただ、要望は要望としてしながら、それが国につながっていくようにということを、これからも努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 豊島議員。

○1番（豊島善江） 1点目と2点目と聞きたいと思えます。

1点目の少子化対策なのですが、今、町長のご答弁の中で、経済的なものも大きいというふうなご答弁もありました。私ももちろんこの医療費の問題が解決すれば、それで少子化は克服されるかという、それはすべてだとは私も絶対思っていない。

ただ、その経済的負担を少しでも助けてあげるといえるか、それも一つの施策として、この乳幼児医療費の事業があると思うのです。

そして実際に、ニーズ調査の中でもニーズが多いわけですから、町長は最初から難しいというふうにお答えいただきましたけども、難しいとするところからは絶対に答えは生まれないのですよね。

その辺は、私はもっと検討していただきたいと思うのです。

なぜかといいますと、全国でいろいろな取組みの事例があります。このことで、若い人たちが増えてきているというような取組みなんかもありまして、例えば、幕別よりも少し少ない、人口2万人ぐらいの規模の岐阜県にある町なのですが、ここは15歳まで無料化をしました。これまで人口がずっと減ってきたのが、96年から人口増加に転じてきたということが言われています。

94年から4年間かけて毎年少しずつ拡大をしてきて、そして人口増加に今はなっているのだということが報告されていました。

これは、この町の予算、一般会計の予算が62億のうち、この助成制度に9,460万円使っているといいますが、こういう事業を思い切ってやっています。

それから、町長もご存知だと思いますが、北海道の中で、上磯町というところがあります。ここは幕別よりももう少し大きくて、3万人を超える町ですが、ここでも昨年の10月から小学校6年生まで乳幼児医療費助成制度の無料化を実施しました。

これも当初は確か就学前まで無料化だったのを、これを思い切って小学校の卒業まで拡充をしたという、こういうことが出ていました。この中で、一番言われていたのが、やはり子育て支援に対しては、町として思い切った取組みをするということが必要だということと、それから、子育てには待ったということがないのだということも、この二人の町長さんがおっしゃっておられました。

もう一つ、すごく、こういうことなのだなど私が思ったのは、これにはもちろん財源が必要です。お金がかかります。

しかし、こういうふう若い人がたくさん町に入ってきて、子どももたくさん産んで、そういうふうになりますと、逆に歳入面でも増えてくる。そういうこともあります。

例えば、これが助成制度拡充になりますと、高齢化率が下がってくる。それから、若い人たちが入ってきますから、そういう面では税の収入も増えてくるという、そういう歳入の面でも効果があるということも言われていました。

私はこういう例を見ても、やはり今この少子化のときに、思い切った、最初から無理だというふうに言うのではなくて、思い切った検討が必要ではないかと思います。

これまで、乳幼児医療費助成制度、町も2分の1助成だとか、ご努力はされてきたと思います。この間、道が乳幼児医療費助成制度、昨年の10月から変えて、先ほど町長がご答弁なったように、そういう方向になりましたが、おそらく町の負担は、昨年の10月に道が制度変更しましたから、そのときに、町がこれまで持ち出していた負担はそのときよりも下がっていると思うのですよね。そういうものも活用しながら、段階的にこの無料制度を私は拡充すべきだと思うのですが、再度ご答弁をお願いします。

それから、2番目の道路整備の促進の、2番目の歩道のバリアフリー化なのですが、車椅子で歩いていらっしゃる方、日中はあまり見られないのですよね、町の中で。

ところが、5時だとか、朝早くに何人かの方が車椅子で散歩をいらっしゃいます。それを私はどうして昼間いらっしゃらなくて、いつも朝なのかなと思っていたのですが、みんなそういう方たちは、歩道ではなくて、車の少ない朝、車道を走っているのです。歩道はやはり非常に段差が大きいです。

新しく作られた道路、例えば、道道の横の歩道や何かは、かなり広くとってますから、ずっとまっすぐ行けますけども、この町道の横についている歩道というのは本当に狭いのです。狭いし、あちこちで横断する道路があるものですから、そこでガンと下がっている。これは非常に車椅子にとっては歩行がしづらい。そういうふうにも現実にはなっています。

私は、今の道路の改良を、やはり計画を何パーセントまでやっていくのかという、そういう年次計画をしっかりと持つべきだと思いますし、それから、新しくできてきている団地、例えば、暁町なんかの団地もかなり整備されていますけども、あそこでも私は車椅子で通るような、そういう状況にはまだなっていないのではないかなと思うのですが、その辺もぜひ調査研究をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 医療費の無料化の関係でありますけれども、道内外の事例のお話がありました。

私どもも押えている段階では、十勝管内でも、南を中心に鹿追を含めて6町村が義務教育の無料化、全道でも40市町村ほどが実施しているというようなことであります。

もちろんそれぞれの町の事情があって、あるいは町の施策として取り組んでいるのだろうというふうに思います。

全国の事例もありましたけど、何か中学校まで無料にすれば少子化が解消できたということが言われておりますけども、それはどうかわかりませんが、確かにそうした親として、子どもの医療費にかかる負担というのは大きいのだ。何とかこれを解決してほしい、解消してほしいということは、私ども先ほど言いましたように、十分認識をしているところであります。

ただ、そうは言いつつ、先ほど来申し上げておりますように、なかなか町の施策として踏み切れない部分もいろいろあるし、そして先ほど言いましたように、道の助成の中での一部現に対応している部分もあると、そういうようなことから、これからもこうした問題、先ほども言いましたように、これは1町村だけが取り組むよりは、本来的には私は全道・全国的なレベルでの取組みが一番必要なのだろうというふうにも思いますけれども、まずは町村からということも一面では言えるのだろうと思いますけれども、そうしたことも含めながら、当面は今の体制で状況で進めさせていただければなどというふうに思っております。

あと、歩道の関係は、これは先ほども言いましたけど、団地内の造成は、これは当然区画整理事業者がやるわけですから、特に歩道何メートルをつくらなければ許可なりませんというようなことがないものですから、結局それなりの歩道で団地が造成されて終わってしまう。

さらにそれを求めるとなると、結局は町がその分を負担して、歩道を広げたり整備をしていけということになってくるのだろうというふうに思います。

そういった意味でなかなか難しい面もあるのでしょうかけども、今、言われましたように、何とか車椅子で利用される方の不便にならない、どの程度までできるかわかりませんが、十分調査はさせていただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 以上で、豊島善江議員の質問を終わります。

この際、15時30分まで休憩をいたします。

15：12 休憩

15：28 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○2番（中橋友子） 通告に従いまして、3点について質問をさせていただきます。

まず、はじめに大型店の対策についてであります。

規制緩和の流れの中で、1998年に大規模小売店舗法が廃止されて7年が経過いたしました。

新たに制定されました、中心市街地活性化法や大店立地法、都市計画法のいわゆる「まちづくり3法」は商業調整には歯止めがなく、全国の小売業の売り場面積に占める大規模店の割合は、5割を超えています。

帯広市のように8割を超えるところも珍しくはありません。

幕別町では、平成16年で総売り場面積2万3,086平米に対して、1万1,163平米、実に49.4%が大規模店の売り場面積となっています。商店街に与える影響は大変大きいものがあります。

そこにさらに全国で超大型の事業を展開しているイオンの進出が浮上していると聞きます。

予定地は優良農地を含み、商店街の振興はもとより、農業振興にも逆行する懸念があり、十勝全体の経済と「まちづくり」そのものにも多大な影響を与えます。第4期幕別町総合計画では魅力ある商店街の形成や、優良農地の維持がうたわれており、対策と考え方についてお伺いいたします。

また、全国中小企業4団体は、「まちづくり3法」の抜本的見直しを行い、地域の声が反映され、一定の規制や届出などの義務化などが行われるよう、国に対して要望を行っていますが、それらについ

ても伺います。

- ①出店の計画の内容について。
- ②優良農地の維持について。
- ③商店街の振興と再生について。
- ④出店が実施された場合の新たな公共投資について。
- ⑤無秩序な大型店の出店抑制のため、「まちづくり3法」の見直しを求めていくことについて。

次、2番目、介護保険新予防給付の問題点についてであります。

現在国会で審議されております介護保険改定法案の中で、保険給付の効率化のため、予防重視型システムへの転換を行い、新予防給付事業を創設し、要支援と要介護1の認定者に対し、筋力トレーニング、転倒骨折予防、低栄養改善事業、口腔ケア、閉じこもり予防などの事業を実施する一方、訪問介護やデイサービスは、これまで利用できた制度を制限することが盛り込まれています。

訪問介護やデイサービスは、在宅介護者の中で利用が最も高いサービス制度であり、サービスを受けている人たちの84%がこの利用によって現状を維持、改善させてきていることが厚生省の調査でも明らかになってきています。

新制度では、この利用者のうち8割が対象からはずされると聞きます。

筋力トレーニングの効果は否定されるものではありませんが、訪問サービスやデイサービスに変わり得るものではなく、逆にモデル実施の結果、「身体の痛み」や「心の健康を害する」などの報告も出されています。

幕別町でも全体の介護認定者のうち約6割が要支援と要介護1であり、そのうち8割もが対象からはずされてしまえば保険の役割は果たさず、在宅での生活が困難になることが心配されています。

これらの利用者の現状についてお伺いいたします。

また改定案では新たに地域包括支援センターの設置が定められています。

内容は市町村を責任主体とする統一的な介護予防マネジメントや総合相談、包括的継続的マネジメントを担うものとされています。

これまでの在宅会議支援センターも、その目的で配置されてきたと思われてきましたが、新予防給付プランに特化したケアプランを作成するためなどに、また、同様の支援センターの設置が市町村に義務づけられるように聞いています。

これでは、新たな自治体の不安が増えています。

計画の提出がすでに各市町村に求められていると聞いておりますが、この計画に向かっての取組み等についてもお伺いいたします。

以上のように、利用制限と新たな行政利用者の負担につながる改定は行わないよう求めるべきと考えます。

そこで、①認定者数と訪問介護、デイサービスの利用状況等について伺います。

②包括支援センターの計画についてもお伺いいたします。

③利用制限や負担増につながる改定は行わないよう求めていくことについての対応も伺います。

最後に、墓地の管理と整備計画についてお伺いいたします。

町営墓地の管理につきましては、通路の整備、整地など改善を求める声が多くから上がっております。町は昨年、千住墓地の水道施設の整備等を行い利用がされてきておりますが、特にこの墓地は事業所が墓地のまわりがあり、環境が落ち着かない環境という住民からの声もあり、改善を求める声が多くあります。

これらの管理計画についてお伺いするとともに、現在、大変手狭になっており、将来の整備計画についてもお尋ねいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

最初に、大型店対策とまちづくりについてであります。

ご質問の1点目の計画の内容と2点目の優良農地の維持についてであります。ご質問のありました開発計画につきましては、先般、依田地区の地権者の方々から役場の担当窓口への計画の提示があったという段階でありました。

今後、計画の実現に向けては、農振の除外手続きや農地転用など法的に解決すべき課題も多く、さらには商工会などとの協議も必要となってくるというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今後、計画が具体化されてきた場合に、議会にもご説明させていただきたいというふうに思っております。

次に、商店街の振興と再生についてであります。本町におきましては、これまでも魅力あるまちづくりをめざして商工会と連携を取りながら商店街の振興に努めてきたところであります。

本町地区では、幕別駅周辺の整備としてパークプラザを核に、歩道及び街路灯の整備や花壇の設置をしており、札内地区については、JR根室本線により市街地が分断されていることから、歩道橋の整備を進め、商店街の活性化に努めてきたところであります。

また、空洞化対策として、空き店舗等の情報の提供や市街地における定住人口の増加を図るための住宅政策、さらには経営の近代化や安定化を支援するため、近代化資金や設備資金の融資制度の充実を行ってきたところであります。

商店街の振興については、大規模小売店の立地にかかわらず、これからも、魅力ある商店街の形成を図っていく必要があります。個々の商店が行う魅力ある店づくりと併せて商店街が行う各種事業等の支援や融資制度の拡充を行い、商工会あるいは商工団体と共に商店街の振興に努めてまいりたいと考えております。

次に、出店が実施された場合の新たな公共投資についてであります。先ほども申し上げましたとおり、計画の提示があったばかりでありますので、計画が具体化されてきた場合に、議会にもお示しさせていただきたいというふうに思っております。

次に、「まちづくり3法」の見直しを国に求めることについてであります。平成10年に大店法に代わるものとして、お話がありました「まちづくり3法」と言われております「改正都市計画法」、「大店立地法」、「中心市街地活性化法」が公布され、その運用権限は地方自治体に委譲されたところであります。

大規模小売店の新規立地に際しては、改正都市計画法の用途地域などに即して立地の可否が判断され、可能であれば大店立地法により周辺地域における生活環境への影響等をチェックし、条件を満たしていない場合には、出店者に対応を求めることとなっております。また、

また、中心市街地活性化法では、空洞化の進行している中心市街地の活性化を図る地域振興の役割をもっているものであります。

本町では、平成13年に「第4期幕別町総合計画」を策定し、また、平成15年には総合計画の都市整備にかかわる部門の計画として「幕別町都市計画マスタープラン」を策定して、まちづくりを進めてきているところであり、これまでも大型集客施設の立地の可否については、住民の方々の意見や、地域の生活環境の影響等を踏まえ判断をいたしているところであります。

お話がありましたように、「まちづくり3法」については、全国中小企業団体中央会など4団体が、大型集客施設の立地に関する広域調整の仕組みの創設や都市と農村を通じて公共の見地に立ったゾーニングが可能となる計画的な土地利用制度の確立など、現行制度の見直しを求めています。ご承知のとおり、国において、大店立地法の「まちづくり指針」が法施行後5年を目途に見直しされることになっておりますことから、現在、経済産業省が所管する部会において「まちづくり3法」のこれまでの成果や問題点など、今後の方向性について審議がなされているところであります。

部会の中では、大型店の立地規制について「都市計画法などの用途指定によるゾーニング手法」である対応や「複数の自治体にまたがる広域調整の必要性」を指摘する意見などが出ているというふうに伺っております。

いずれにいたしましても、地域ごとの大型店の適正な立地と中心市街地の活性化という意図された

機能が十分発揮されるよう、制度全般において慎重なる審議が行われるものと思っておりますので、私どもはその推移を見守ってまいりたいと考えております。

次に、介護保険新予防給付創設の問題点についてのご質問であります。今回の国の介護保険制度の見直しは、制度の基本理念である高齢者の「自立支援」、「尊厳の保持」を基本としつつ、制度の持続可能性の確保と明るく活力ある超高齢社会の構築をめざして行うものという認識をいたしております。

1点目の、認定者数と訪問介護、デイサービスの利用状況についてであります。平成17年3月末の認定者数は842人で、その内、要支援が156人、要介護1が335人、要介護2が100人、要介護3が85人、要介護4が82人、要介護5が84人となっております。

利用状況は、訪問介護が201件、デイサービスが194件となっております。

次に、2点目の、地域包括支援センターの計画についてであります。本支援センターは、今回の介護保険改正法案の中で設置が義務づけられるもので、地域における総合相談・支援、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントを担う中核機関としての機能が求められております。

公正・中立な立場や保健師や主任ケアマネージャー等の専門の職員体制が必要なことから、町が運営主体となることを基本として、現在、検討をいたしているところであります。

3点目の、利用制限や負担増についてであります。今回の制度改革の一つには、これまで要支援者や要介護1の方の一部を新たに「要支援者」と位置付け、筋力向上や栄養改善などの新しいサービスを提供するほか、既存のサービスである訪問介護やデイサービスなども生活機能の維持・向上の観点からその内容や提供方法、提供期間等を見直して給付するものとされております。

この見直しの背景に、例えば、要支援者や要介護1の方に提供してきた家事の代行型の訪問介護が、結果として生活機能を低下させているというような分析もあり、必ずしも利用者の状態の改善に結びついていない状況があるものと認識をいたしております。

介護保険は制度発足後6年目に入りましたが、現在国会で審議中であり、その中で十分な論議がなされるものと考えており、その推移を見守ってまいりたいと考えております。

次に、「墓地の管理計画と整備計画について」のご質問であります。

1点目の墓地の環境の改善、特に千住墓地の改善に関する管理計画についてであります。千住墓地につきましては、これまで、平成12年度に東側の整地を行い、平成13年度には、事業所側との境界への植栽を行ってきたところであります。さらに、お話がありましたように、平成16年度には、水道施設の整備と雑木の抜根を実施するなど、随時、環境整備を行ってきたところであります。

今後も、千住墓地を含めた各墓地におきまして、利用者の皆さんに対し、不快に感じさせないよう、また、ご不便をおかけしないよう管理に努めてまいります。

2点目の「将来の整備計画」についてであります。

現在、札内墓地の使用可能な区画がなくなっているほか、各墓地の残り区画数も年々少なくなっている実態があります。整備の必要性については、私どもも十分認識をしているところであります。

既存墓地の拡張あるいは新規造成、いずれの場合におきましても、墓地の整備を行う際には、近隣住民の皆様のご理解、ご協力をいただかなければなりません。あるいは財源的な問題も含めて、現在も検討を進めている最中でありまして。

なかなか結論が出ないわけではありますが、ある程度の方向性が出た時点で、議会にもご相談をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

以上で、中橋議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○2番（中橋友子） それでは、再質問を行わせていただきます。

はじめに、1点目の「大型店対策とまちづくり」についてであります。

依田地域の地権者からの計画の掲示があったということではありますが、このイオンの進出につきましては、昨年帯広市の住宅街ではありますが、計画が浮上いたしました。その後、約1年強、昨年の

4月でしたから、経過いたしましたして、そこの返答が、性格に結論が出たというふうにはなってはおりませんが、その状況を踏まえた上で、幕別町側に、新しい橋の横に計画というようなことで急浮上してきたというふうに聞いております。

それで、私が申し上げたいことは、この大型店の進出とこれまで進めてきました我が町の商店街の活性化といえますか、さまざまな事業、町長が今おっしゃられたように取り組んでこられたのですが、そういうものとの関連性。逆にいえば、大型店出店がそういったさまざまな手立てをとりながらも、いまだ景気が低迷ということもあります。これまで大型店出店、これは地元の大型店ではありましたが、出店によって個店の受けた影響は大変大きかったと思うのです。そこでたくさんの手立てをとってこられてここまでできたのですが、さらにここにこの超大型店が出店ということになると、これはまたその影響は計り知れないというふうに思うのですよね。

それで、実際に計画になってしまってから、そのいろんな町の考え方を示しても、なかなかこれは法のもとにやられてくることでありますから難しい面もあるのではないかと思います。それで、今回の質問ということになったわけなのです。

今、昨年4月に帯広市で計画されたイオンの出店面積は2万平米弱、新聞報道では1万2,000とも言われていますが、2万ということになりますと、幕別町の全体の売り場面積、これは私先ほど言いましたけれども2万3,000ぐらいですから、ほぼ、今私どものある町の小売業の売り場面積、これに匹敵する計画があるやに聞くのですね。

ここのイオンの出店は、2パターンに分かれておりまして、現在、苫小牧でとられているような4万、5万平米にいたるような大規模な店舗の展開と、それから、1万ないし2万という形の展開ということで、今回、帯広市、十勝圏ということで考えていらしたのでしょうかけれども、2万平米弱の出店を予定するというようなことが浮上しているというふうに聞きました。

ここのまず、依田地区の開発の提示があったということではありますが、全体の開発の提示されてきた該当の面積ですね。これは幾らくらい提示されてきているのか。

そして、私はそこでこの②につながってきますが、優良農地というのが完全に入ってきているというふうに地権者からも伺いました。その点では、これまで幕別町は商店街に対してたくさんの手立てをとってきたのと同じように、優良農地保全のためにもいろんな手立てをとってこられた。そういうところが一転して大規模な商業地になるというふうになれば、これまでの流れを絶ってしまう。優良農地が減少していくことにもなりますし、たくさん投じられてきた公共投資も生きてこないというふうに思うのですね。

そんなことから、こういった考え方をもって、その計画に対しては町として対応する必要があるのではないのでしょうか。

それから、出店が実施された場合の新たな公共投資というのは、まだまだこれからののだということではありますが、既存の、これまでではどちらかという国道沿線ですとか既存の商業地域といえますか、土地の使用目的を変えての開発というのもありましたけれども、今回の場合は全く今までのようなまわりに多少お店があったところに来られるというのとは違って、本当に農地と、あとは雑種地なのか準工業地域なのか、都市マスタープランの中で示されてはいるのですけれども、そういうところになると、できればそういうものが実施されれば当然公共の投資も伴ってきますよね。町として責任を持たなければならない部分というのは、水道ですとか道路ですとか出てくるわけですから。そういうものが必要になってくる。つまり、出店しなければ必要はないのだけれども、出店すればそういうことが生まれてくるというふうに考えるのですよね。

そうなった場合に、どのぐらいの投資が想定されるのかなと。

これは今、提出されている全体の面積にかかわってくると思うのですが、どうでしょうか。

それから、まちづくり3法について、町長がおっしゃられた中身、私も同じ認識であります。

それで、本来であれば大店法が変わるときに歯止めがかかるのだというような、そして地方分権に伴った地方の町の考えが活かされるまちづくりに変わっていくのだというようなことで整備されて、

三つが並べられたというふうにも、そういう宣伝もありましたし認識もしました。

ところが、結果として日本全国大型店の進出が相次いだわけですから、どうしてこういうふうになったのかというと、結局、そういう決まりはあっても、都市計画法上の開発規制などが及ばない地域、ここがほとんどだということなのですね。結局、法はあってもその網の目とは言いませんが、その法に触らないまま進出ができる仕組みが、やはりここまで大型店が広がってきた、そういうことになるのだと思うのです。

見守りたいということで、町長はずっと先ほどからいろんな質問を聞いていまして、町のことはいろいろご返事されますけど、それ以外のことは見守るということが多いのですけれども、私はやっぱり、今、国会で審議されていることも、地方からの意見によって見直しの必要性というのもずいぶん大きいということを聞いています。

例えば、これは、北海道はまだなのですが、県単位で、福島県なんかは実際に県で条例をつくって規制できるようにしたいのだと、そこまでのことができるような仕組みにしてほしいですか、それから、仙台市でも大型店の規制について、実際に出店を止めた経過もあって、そういうまちづくり条例にしていくのだとか、そういうのが相次いでいるのですね。

帯広などでの動きはそういうことにはなっていませんし、十勝圏の中でそれをするというのはなかなか難しいかなというふうには思うのですが、実際、これだけ大型店の占有率が多い中での既存商店街の深刻な状況があるわけですから、そういう考えに基づいて、必要な関係機関に対処されるということは大切なことではないでしょうか。

次、介護保険にかかわって伺います。

利用人数や要介護の認定状況については、理解をいたしました。

そこで、今回の制度の改定による、制度の改定はほかにもありまして、これは先般の議会でもお尋ねしたところなのですが、特に今回、新予防給付体制のことについてお尋ねしたのは、実際に今まで幕別町が要介護認定あるいは介護認定を受けて利用していたデイサービスや、あるいは訪問介護ですね、この利用が難しくなるということを懸念してお尋ねをしたわけですね。

ここに、1回目の質問でも言いましたように、全体の介護保険利用者の半分以上は今まで使ってこられたわけですね。

町長はこういう家事援助などが、逆にその自立を妨げる傾向もあるのだというようなことをおっしゃられて、それが発展的になる、そういうことも含めての新しい制度というふうに理解されているように、私は理解したのですけれども、実はこの結果、今まで訪問介護、あるいはデイサービスを利用してきた方たちのその結果はどうだったのかということは、すでに厚生省では調査をされた、その報告が出されているのですよね。

今年の4月、今、国会審議が盛んになってから特に提出を求められて出しているのですけれども、厚生労働省の介護給付費実態調査結果というのが文書で出されていました。

これは各自治体に調査を行って出してきた結果ということが多いのですが、いずれにしても、これまで自宅で閉じこもりがちの人たちが、デイサービスを利用することによって、外に出て行って元気を取り戻したとか、あるいはなかなか買い物に、もちろん買い物なんかできないのですが、買い物もできずに、気兼ねしながら家族あるいは親類の応援でやっていた人たちが、訪問介護を受けることによって、自活した生活ができるようになったとかという報告が8割を超えているのですよね。

ですから、この制度そのものの見直しの根拠というのが本当は崩れているのですけれども、ご承知のとおり町も財政難のことはたくさんおっしゃっておられますが、介護保険の財政のことがずっと言われてきて、給付を抑えなかったらお金が大変だというような、そういうこともあって、こういうのが利用を制限するという仕組みに切り替えてきたというのが実態であります。

ですから、こういう形になってきている。

問題なのは、ではその筋力トレーニングですか、栄養指導とかで、8割も良くなっていたよ、今まで利用していた人たちが満足していたよという人が、その新しい制度に切り替えられて、満足でき

る状況になるのかどうか。それが適切な介護支援なのかどうかというところが非常に大事なところだと思うのですね。

筋力トレーニングというのが、実際どういうシステム、カリキュラムでやられていくのか、これはまだまだ固まったものではないのですけれども、この筋力トレーニングが見えないということで、実はこれも厚生省で法を提案する過程において、モデル的に全国の14自治体で調査をした。

そうしますと、その中で北海道では美唄がこの対象になって調査をしているのですけれども、その調査の結果が4月に北海道新聞に載りまして、今年の4月19日だったのですけれども、それを読みましたら、筋トレを受けなさいと言われて対象になったお年寄り約50人のうち、最後まで参加できた方は9人しかいなかったという報道なのです。

というのは、結局筋トレの中身そのものも、お年寄りで介護認定受けている方ですから、若い方がインストラクターをつけてやるような筋トレなんていうのは不可能ですよ。

当然、介護を受ける状況の何らかの支援が必要な人に対するトレーニングというふうになると、その人の気持ちも一緒に変えていくような中身でなかったら、満足を得られるものではないのですが、いずれも行動が大変というようなことから、本当にやりたくないというような、そういうことまで含めまして、進んで参加できる中身というものではないのです。

これは本人の気持ちだけではなくて、実質的にその筋トレが有効というふうには言えないということにもつながりまして、他の市町村で実施したのも同じような事例があるということもありまして、いきなり今までデイサービスや訪問ヘルパーを受けていた人たちに、筋トレだから、これが予防介護だからということで切り替えるということには、スタート段階から無理があるということでありまして、これは保険の実施者として、うちの町の多くの方たちが利用する制度でありますから、町としてもしっかりと調査をしながら対処しなければいけないと思うのです。

そこで、町はこの厚生省の予防、まず、これまでデイサービスやあるいは訪問介護ですね。これを利用して人たちの効果等についての調査などはなされてきた経過はあるのでしょうか。

そういうものがやはり活かされて、次の新しい段階にいくというのであれば理解するところもあるのですが、その辺はどうでしょうか。

それと、包括支援センターは、今、町が運営主体となってやっていくというお考えだということがありました。

これまで介護支援センター、予防支援センターございますね。これとのかかわりというのはどんなふうにとられていくのでしょうか。

厚生省の資料によりますと、その介護支援センター全国で今8,000カ所あるところを、包括支援センターの設置によって、これを5,000カ所に縮小していくという試案も出ているというふうに聞いておりますが、その辺の兼ね合いではどんなふうになっていくのでしょうか。

それと、墓地の計画であります。

これ、私、ずいぶん前にも質問をさせていただいたのです。

まず、手狭な問題で、何とかしなければいけないということについては、町長、今おっしゃられたようなことをずいぶん以前にもおっしゃっておられました。

それで、やっぱり整備計画というのを長期にちながら、対処していく必要があるのではないのでしょうか。

町民の方が町に墓地を求められたときに、もう土地がなくてだめだよということには、一方では住宅政策を進めてきたわけですから、そんなことにはならないと思うのです。それと同時に、その墓地に対する考え方もずいぶん変わってきている面もありますから、何て言うのですか、合同の合葬なども含めて、いろんな手法も研究されていく必要があるのだと思うのです。

それはどうでしょうか。

それと、ずっと整備をやられてきたということなのではけれども、やっぱり桂町ですとか明野ですとか、比較的きちんと整備されているところとそうではないところというふうに分けて受け止めます。

それで、千住墓地については、整備されてきているということなのですが、実際には通路はありますけれども、それは土がむき出たままの形に、ちょっと砂利が入る程度かな、でこぼこしてしまっていて、草もたくさん生えているという状況です。

平地でありますから、囲いをつくってきちんと墓地を整えるという考えでやっていらっしゃるのはわかるのですが、なかなかそれがきちんと、囲いも木ですから、抜けているところもあってきちんとならないというようなことで、ずいぶんこれは定期的というか計画的にきちんと整備をしなかったらなかなかできないことではないかなというふうに思うのですよね。

墓地を持たれている人たちにとっては、自分の大切な人たちの、そこにずっと埋葬するときなどにもいろんな思いで向かわれているわけですが、ちょっと整備がひどくて乱雑で悲しい思いをするという声を聞くものですから、計画的にもっともっと対処する必要があるのではないのでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 最初に大型店の関係でありますけども、私、先ほど景観が示されたというのは、イオンの進出というのは、これはマスコミなんかがいっていますけど、私どもは一切そういう話は聞いてもいませんし、したこともないです。

言っているのは、地権者の皆さんが開発委員会をつくって、そこで整備をしてイオンなり大型店舗を誘致したいということの計画が町に示されたということでもありますので、ですから、今言われているように、イオン自らがその土地を買って、造成して、自分たちがそこに進出するというのではなくて、地権者の皆さんが整備して、どうぞきて下さいというようなことの方式になるのでなからうかということで、私どもはイオンなのかその変わりなのかわかりませんが、一切接触がない。

それで、今言ったのは、その地権者たちがこういうことで計画をしたいのでどうだという相談が、今、示されたという段階なものですから、これから一つひとつ、例えば、都市計画法ではどうなのか、農振法ではどうなのか、いろんなことを詰めていかなければならない。

それからの話になるのではないか。

それから、もう一つ、帯広市の話がありましたけども、これも私は最初、帯広市でもイオンが出るのではないかという話が出て、幕別町でもイオンが出るのではないか。どうなのかというと、何かどっちも出るみたいな話なのです。

例えば、幕別に大きな核の施設があって、店舗があって、サブ店舗を例えば帯広に置くとか。

ですから、私はさっき言ったように、ぜんぜん接触していませんから中身はわからないのですけれども、そういうような話も聞かれているということですから、先ほど申し上げましたように、それが具体的になってくれば、当然、議会にも説明をさせていただきますし、前段、商工会とも当然協議をしなければならぬ問題だろうというふうに思います。

ただ、お話にありましたように、大店舗法が変わって、今、規制するのは町がその地域を何らかのそのゾーンを町が都市計画や何らかの規制はできますけども、それ以外、売り場面積がどうであるとか、営業時間が何時間だとかと、こういうのは一切なくなりましたので、これは当然規制するようなことにはならないし、言葉は悪いかもしれませんが、商工会が反対しても、そういった規制がクリアされるとこれは進出してくるという可能性は出てくるわけです。

ですから、私どもとしては、最初から、イオンであろうがどこであろうが大型店が出てくることを全く反対するというのではなくて、示された計画に基づいて、だめなものだめだ。もちろん住民の皆さんや商工会などの意見を聞いた中で、これから対応していかなければならない。議会の意見も当然聞いていかなければならないというようなもので、ご質問のありました、どの程度の、例えば公共投資が必要か、おそらくは下水道と水道ということになるのだと思いますけども。

これは水道は近くまでいっていますし、下水道もリバーサイドがありますからいっていますけども、ただ、大型店が来るか、来ないからでなくて、やがて、これはあそこら辺が開発されれば、下水道も水道も整備はしていかなければならない問題だというふうに思っていますけども。

ただ、時期的な問題は確かにすぐやるかどうかという問題はありますけども、将来的なあの

辺一体をマスタープランの中では商業地域というような押えもしていますから、社会資本の投下ということについては、いつかはやっていかなければならない問題だと思いますけど、今、言われたように、どのぐらいの事業費がかかって云々ということについては、今の段階ではお示しできるような段階ではないということでお許しをいただきたいというふうに思います。

それからまた面積についてもそうであります、どのぐらいなのか。あそこで農地と農地を過ぎて橋までの間には雑種地というのですか、これがかなりの面積ありますから、はたして計画的にはどのような土地利用するのかわかりませんので、農地がどのぐらいはつぶれるというような計画を持つのか。これらについても今の段階ではわかり兼ねているのが現状であります。

それからまちづくり3法の改正でありますけども、今、盛んに通産省関係なんかで協議されているのは、今言ったように大型店の規制は、そのゾーンを要する市町村なりが権限で規制すると。ところが、幕別町がだめだと、そうしたら隣の帯広市がやったらどうなのだ。これでは、せっかく幕別町が規制してだめだといって隣でできたら、結果的には大型店が進出することでは同じでないかと。そういったことがあるから、もっと広域的な中で、そういう規制というようなことも考えていかなければならないのではないかとというようなこと。

あるいは、引き続き、そのゾーニングの方式をもって、それぞれの町村にもっと権限を与えていく。そういったことを含めて、今、論議がされているというようなことですから、私どもはその推移を見守っていききたいというふうに答弁をさせていただいたところであります。

それから、介護保険、詳細は民生部長から話しますけど、私の方からお話している分を答弁させていただきますけども、根っこには財政的な問題があるというようなことも確かに言われております。

そしてまた、要介護だとか要支援の1については、いわゆる予防に力を入れていきたいということが盛んに今回の改正の中では言われているわけです。

ですから、家事の代行をやるのが、実際、介護の自立に向けては悪い方になっていくのだという見方もされている。手伝いするから自立しないで、自分が自ら買い物を行ったり家事をやるのが、自立に向けてはいいのだという、そういう解釈もされているようですが、この辺は正直言って私どもではなかなか判断がつかない部分なのですけども、おそらくそういったことから、まずは介護の世話にならないような予防に力をいう部分が、今回の改正の中の根っこには一つあるのだろうというふうには思っております。

ただ、今、言いましたように、筋肉トレーニングやることによってどれだけの効果があって、どれだけ介護の世話にならない人が増えるのかというようなことまで、私どもは、ちょっと推測はつきませんけれども、根っこにはそういうことがあるということだけは、私どもも押えているわけでありまして、このうちなんかも効果の調査というのはどの程度やったのか私もちょうとわかりませんけれども、この後の包括支援センターのかかわりについては、担当の方から説明をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、墓地の関係ですけども、これは大分前といいますか、私町長になったときからですから、もう5～6年前からこの墓地の計画についてはいろいろご意見をいただいております。

実は1回、もう札内地区は、これ以上墓地は無理だろうと。それで、全部今後は明野の墓地にということで、1回整理をしたのですけれども、なかなか札内地区の住民の皆さんが、地域で近くにとというようなことが言われました。

ただ、たまたま千住墓地の区画が相当余っていたものですから、そこと途別の墓地に何人かの方が入っていると。それまでは、千住墓地も、ご存知だと思いますけど、20平米ぐらいの非常に大きな区画の中で何件、特に地元の人たちがその墓地を利用していたわけですから。そこへ入って行って、今度小さな区切りをしたものですから、なかなか通路の整備ですから、周辺の整備が十分でないというのが現状なものですから、少しずつは先ほど言いましたように整備はさせていただいているというふうなことで、これからも努めて努力をしてまいりたいというふうに思います。

ただ、今後の計画については、今の既存の墓地、千住墓地、札内墓地はもう断念をしてこれ以上は

増やさないということの判断をしたわけですから、千住墓地なり途別あるいは糠内ぐらいの墓地としては、今、既存の墓地としては幾らか区画が残っているわけですが、これらを拡充するか、すべてを終えたときには幕別へ持ってくるか、全く新規なところに新たな墓地の造成を考えるかと。まさに、今、これの最後の計画を決断しなければならない時期にきているのだろうというふうに思っています。

私も、何とか早急に方向性を決められるように対応したいというふうに思っています。

千住墓地もあと20ぐらいの区画が残っているやに聞いております。これも当初は、段々、墓地の需要は減っていくのではないかとというようなことも一時言われたのですが、現実にはなかなかそうでもないというようなこともありまして、我々も二転三転した部分もあるのですが、早急にこのぐらいからの墓地の整備計画をたてていきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 介護保険制度の改革関係なのですけれども、詳細につきましては、私の方から説明させていただきたいと思っております。

現在、国会等で話し合われている最中なのですけれども、現在示されている状況について、簡単にご説明したいと思いますけれども、まず、今回、自立支援をより徹底していきたいということで、高齢者に対する保険給付を新たに設けるといって言われております。

この方々については今、先ほども話し合われているように、今回、要支援者と要介護1の方が主に対象になってくるのですが、これらの方に新たに調査項目、現在79項目の調査項目があるのですが、それに加えまして、高齢者の生活機能を評価する項目を加えまして、新たに要支援者ということの分け方と、あと、1、2、3、4、5という分け方を少し変えるというようなことが、私たちの方にきておりまして、その中から改正するわけなのですけれども、その給付の内容としましては、生活機能の維持向上をする観点から、これらの内容だとか提供方法、提供期間等を見直しすることになっております。

内容としましては、訪問介護におきましては、今までと違いまして、単に生活機能を低下させるような家事代行型の訪問介護、今やっているのですけれども、そのことについては原則行わないものとしまして、例外的に行う場合でも、必要性について厳格に見直した上で、期間だとか提供方法を限定していきたいということに言われております。

新たなサービスとしまして、先ほど、筋力アップとか言われておりますけれども、モデル事業をやっております、その中からモデル事業を踏まえて導入したいということなのですけれども、まず、筋力の向上、その方法はいろいろあると思うのですけれども、筋力の向上、それから栄養の改善をしていきたいと、それから口腔機能の向上などを新たにメニュー化をしていきたいということになっておりまして、これについては、今のある通所介護などの中にも取り入れていきたいというようなことも言われております。

今まで、これらの新しい給付につきましては、先ほどから言われております地域支援事業と申しまして、包括的支援事業としまして、町の方が事業主体となりまして、センターをつくりまして、その仕事を、今の新しい予防給付と、それから古いのも合わせながら、市町村が保健師を中止になりました、ケアマネージャーあるいはその方々と一緒になってつくっていくことを言われております。

その地域支援事業の内容としましては、まず、介護予防事業というのがあります。

これは介護予防のスクリーニングの実施ということで、要支援だとか要介護になる恐れの高い高齢者を対象としまして、介護予防サービスを提供していく。

それから、今言いました包括的支援事業としましては、介護予防のマネジメント事業を町村が実施主体となっていくと。

それから、総合相談だとか支援事業も包括支援事業として行う。さらには、地域ケア支援事業ということで、現在もケアマネージャーなんかと一緒に会議を行いまして、ネットワークづくりをしているところがございますけれども、そのような事業も今度、新たに市町村が運営主体となって行ってい

きたいということになっています。

これにつきましては、財源なのですけれども、地域支援事業の利用者に対して、市町村の方からその利用した部分の利用料を請求するだとか、介護予防事業に当たっても、1号保険料、2号保険料、公費からいただくというような、そういう包括的支援事業ということになっております。

それと、先ほどちょっと申し上げてなかったのですが、制度改革におきましては、要支援者と介護1の方が、訪問介護だとかデイサービスをすべて利用できなくなるものではなくて、その人の状態に応じて、改善すべき方法だとかサービスのあり方を見直すということで、保健師も併せて、軽度の見直しなんかもつくっていくということになっております。

なお、今、要支援者の見直しということになりましたので、結果として、今までみたいにすべて大きく介護サービスがそのまま受けられるということとはなくなるということも考えられるところであります。

それと、先ほど、サービスの利用の効果ということでありますけれども、今までの利用された方々にアンケート調査をした結果もあるのでありますけれども・・・。

○議長（本保証喜） 部長、完結に。

○民生部長（新屋敷清志） サービスの利用の効果ということで、先ほど言われたのですが、過去に実施しましたサービス利用者アンケートでは、今、デイサービスだとかホームヘルパーさんを使っている利用者の方の8割の方々が、外に出られるようになっただとか、生活に張りができたというようなことを報告あることも事実でありますので、ご報告させていただきます。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○2番（中橋友子） まず、1点目の大型点出店イオンのことですが、町長が言われましたように、私もイオンの出店の仕方として、自分たちが土地を買うとかというのではなくて、そこに計画があって、合意できたところに、借地というような形で進められるというようなことは聞いております。

ただ、この時期にこういう形で浮上している中でという話でありますから、きちんとした計画の提出だとかを求めるのは難しいと思うのですが、心配されるのは、一つには既存の商店街に対する影響が大きいこと。同時に、大型店の性格として、進出して、短期で、要するに採算を見通して、難しいとなるとすぐ撤退とするというような、いわゆる町に出てきたのだけれども、そのあとはゴーストタウンになってしまったというような、そういうような大型店ならではのやり方がずっと横行しているものですから、そういうことも念頭に入れながら、やはり町としては出された計画に対して、さまざままちづくりの、町の土地運用のあり方やかわる法にきちんと対処されていくのだと思うのですが、その一つに、やっぱりその市街地の活性化とそういった大型店の性質なんか踏まえながら、関係機関との情報も交換して、帯広にもそういう話があるわけですから、交換されまして、適切な対処というのを求めたいと思います。

それと、介護保険、いろいろご説明いただいたのですが、保険制度のスタートは、介護を家庭で押しつけない。社会で支え合うということだったのですよね。

それが、訪問介護が受けられない、あるいはデイサービスが得られということになると、また逆戻りの心配というのは当然生まれてきます。

部長が言われたように、調査結果で8割ということが、有効だったということがわかるのであれば、やはりその保険制度の目的が達せられるような仕組みになっていくことを、保険者として、町としてきちんと押えて、働きかけを行っていく。このことが大事ではないでしょうか。

どうですか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1番目の関係でありますけれども、当然のことながら、既存商店街のかかわり、これは商工会を中心にしながら、私どもも話し合いの場を持たせていただきながら、また、意見を十分聞かせていただきたいというふうに思います。

ただ、イオンが出店するということは、もちろん決まったわけでもないし、帯広市もまだ、例えば

競馬場の後がどうだとか、いろんな話が流れているものですから、そういったことがある程度明らかになってきた時点で、またいろいろご相談もさせていただきたいというふうに思いますし、また、適切な対応に努めてまいりたいというふうに思います。

それから、介護保険についても、決して1町村あるいは町村会が全く動いていないということでは、当然ありません。町村会の中でも要望事項として国に求めるいろんな要望事項の中に、健全な介護保険制度の運営というようなことも出ておりますので、引き続き一員として対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

[散会]

○議長（本保証喜） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

16：25 散会

第2回幕別町議会定例会

議事日程

平成17年第2回幕別町議会定例会
(平成17年6月17日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条，第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
21番 額額太郎 1番 豊島善江 2番 中橋友子
(諸般の報告)
- 日程第2 報告第1号 平成16年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第3 報告第2号 幕別町土地開発公社に係る平成17年度事業計画書及び平成16年度決算に関する書類の提出について
- 日程第4 報告第3号 幕別町農業振興公社に係る平成17年度事業計画書及び平成16年度決算に関する書類の提出について
- 日程第5 承認第3号 専決処分した事件の承認について（平成17年度幕別町老人保健特別会計補正予算（第1号））
- 日程第6 発議第2号 幕別町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 発議第3号 幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第33号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第34号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第35号 幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第36号 幕別町酪農振興基金条例を廃止する条例
- 日程第12 議案第37号 町道の路線認定、変更及び廃止について
- 日程第13 議案第38号 平成17年度幕別町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第39号 平成17年度幕別町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第40号 平成17年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第41号 平成17年度幕別町水道事業会計補正予算（第1号）

会 議 録

平成17年第2回幕別町議会定例会

1. 開催年月日 平成17年6月17日
2. 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
3. 開会・開議 6月17日 10時00分宣告
4. 応集議員 全議員
5. 出席議員 (22名)
議長 本保証喜
副議長 額額太郎
 - 1 豊島善江
 - 2 中橋友子
 - 3 野原恵子
 - 4 牧野茂敏
 - 5 前川敏春
 - 6 助川順一
 - 7 堀川貴庸
 - 8 乾 邦広
 - 9 小田良一
 - 10 前川雅志
 - 11 杉山晴夫
 - 12 佐々木芳男
 - 13 古川 稔
 - 14 坂本 偉
 - 15 芳滝 仁
 - 16 中野敏勝
 - 17 永井繁樹
 - 18 伊東昭雄
 - 19 千葉幹雄
 - 20 大野和政
6. 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 助 役 西尾 治 収 入 役 金子隆司
教 育 長 沢田治夫 総務部長 菅 好弘 企画室長 佐藤昌親
民生部長 新屋敷清志 経済部長 中村忠行 建設部長 高橋政雄
教育部長 藤内和三 総務課長 川瀬俊彦 企画室参事 羽磨知成
税務課長 前川満博 水道課長 橋本孝男 糠内出張所長 中川輝彦
監査事務局長 森 広幸 町民課長 田村修一 商工観光課長 熊谷直則
都市計画課長 田中光夫 学校教育課長 八代芳雄 生涯学習課長 長谷 繁
土木課長 佐藤和良 企画室参事 飯田晴義 車両センター所長 森範康
農林課長 増子一馬 土地改良課長 角田和彦 会計課長 堂前芳昭
経済部参事 古川耕一 保健福祉センター所長 久保雅昭
7. 職務のため出席した議会事務局職員
局長 高橋平明 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭
8. 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
9. 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
21番 額額太郎 1番 豊島善江 2番 中橋友子

議 事 の 経 過

(平成17年 6 月16日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（本保証喜） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、21番額額議員、1番豊島議員、2番中橋議員を指名いたします。

[付託省略]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

日程第2、報告第1号から日程第16、議案第41号までの15議件については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、報告第1号から日程第16、議案第41号までの15議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第2、報告第1号、平成16年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書の件を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 報告第1号、平成16年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思えます。

繰越明許費につきましては、歳出予算の経費のうち、年度内にその支出が終わらない予定のものにつきまして、地方自治法第213条の規定によりまして、翌年度に繰り越して使用できるというものであります。

翌年度に繰越をした当該経費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に規定によりまして、繰越額及び繰越財源の内訳について、繰越計算書を翌年度の5月31日までに調整し、次の議会において報告しなければならないとされているところであります。

今回、報告いたしますのは、農林業費の南幕別道営畑総事業負担金及び西幕別道営畑総事業負担金並びに土木費の北栄大通・札内西大通街路事業の3事業であります。

道営畑総事業につきましては、工事の一部が計画変更になったことにより、事業内容の変更協議に時間を要したことなど、また、街路事業につきましては、事業計画の変更に伴い、物件移転補償を行うこととなり、その物件の移転時期が冬期にかかったことによりまして、これら3事業を年度内に完了することが困難になりましたことから、翌年度に事業の一部を繰り越したものでございます。

各事業の繰越額につきましては、先の3月定例会で議決、または5月臨時会で専決処分の承認をいただいたとおりでありまして、3事業で総額4,286万8,000円であります。

なお、財源の内訳につきましては、右の欄のとおりとなっております、財源も併せて繰越をいた

しております。

以上で、報告第1号の説明を終わらせていただきます。

○議長（本保証喜） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

したがって、報告第1号、平成16年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書については、報告のとおりといたします。

日程第3、報告第2号、幕別町土地開発公社に係る平成17年度事業計画書及び平成16年度決算に関する書類が、議長宛に提出されましたので、お手元に配布してあります。

本件につきましては、説明を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、説明を省略することに決定いたしましたので、後刻ご覧いただきたいと思っております。

日程第4、報告第3号、幕別町農業振興公社に係る平成17年度事業計画書及び平成16年度決算に関する書類が議長宛に提出されておりますので、お手元に配布してあります。

本件につきましては、説明を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は説明を省略することに決定いたしましたので、後刻ご覧いただきたいと思っております。

[議案審議]

○議長（本保証喜） 日程第5、承認第3号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 承認第3号、専決処分した事件の承認について、ご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決処分をさせていただきましたので、報告し承認を求めようとするものでございます。

専決処分をした内容につきましては、平成17年度幕別町老人保健特別会計補正予算であります。

補正予算の2ページをお開きいただきたいと思います。

平成17年度幕別町老人保健特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,859万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億7,009万7,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、3ページ、4ページに記載しております第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

最初に、歳出からご説明申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

5款繰上充用金、1項繰上充用金、1目繰上充用金、2,859万4,000円の追加でございます。

平成16年度の老人保健特別会計におきまして、2,859万4,000円ほどの赤字が生じてございます。この赤字を補てんするため、平成17年度で繰上充用金として補正をさせていただくものであります。

老人保健特別会計の、会計のあり方でございますけれども、国・道・町、さらには社会保険診療報酬支払基金からの財源措置によりまして、会計が成り立っているものであります。当該年度分のそれ

ぞれの負担分につきましては、一定の期間までの実績に基づいて概算交付されることとなっております。

よって、負担額の決定される時期が医療費の確定前でありますことから、医療費の実支出額が見込額より多かった場合等においては、概算交付分では赤字となるため、制度上、この赤字分については、翌年度予算から財源を補てんする措置をとることとなっているものでございます。

前のページに戻りまして、歳入でございますが、2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目医療費負担金、2,859万4,000円の追加でございます。

先ほど、ご説明申し上げましたように、精算によりまして、過年度分として国からの医療費分の追加交付が見込まれるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

[一括議題]

○議長（本保証喜） 日程第6、発議第2号、幕別町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び、日程第7、発議第3号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

古川稔議員。

○13番（古川稔） 提出いたしました2発議につきまして、一括して説明を申し上げます。

提出者は、幕別町議会議員古川稔。

賛成者、永井繁樹議員、乾邦広議員、中橋友子議員、佐々木芳男議員であります。

地方財政状況が厳しい中、特別職の給与の引き下げについて提案がなされたところでありますが、議会といたしましても、この現状を真摯に受けとめ、自ら報酬及び期末手当について引き下げを実施しようとするものであります。

それでは、最初に、発議第2号、幕別町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出し、ご説明申し上げます。

発議資料の1ページをご覧ください。

第1条は、議長以下、議員までの月額報酬について定めたものでありますが、議長は33万円を32万3,000円に、副議長は26万4,000円を25万8,000円に。常任委員長及び議会運営委員会委員長は、23万6,000円を23万1,000円に引き下げするものであります。

また、同条第2項において四半期ごとに支給する規定から、毎月21日支給に変更することとし、但し書き以降に21日が休日の場合の取り扱いを規定するものであります。

なお、附則により改正条例の施行日を平成17年7月1日からとするものであります。

次に、発議第3号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出し、ご説明申し上げます。

発議資料2ページをご覧ください。

第2条の見出しの中、「支給期日」を「支給日」に改め、同条第2項中の加算額の規定を100分の15

から100分の10に引き下げるものであります。

また、第3項の支給日に関する規定を「一般職の職員の例による」と改正するものであります。

なお、施行日は平成17年7月1日からとするものであります。

この2条例の改正により、議長職においては3.38%、副議長職において3.53%、委員長職3.38%、議員1.29%の引き下げとなり、全体では1.95%の引き下げになります。

以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、2発議について一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

発議第2号、幕別町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしとの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

発議第3号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第33号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第33号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本条例につきましては、今ほど議員発議によりまして、議会議員の報酬改定が行われたところでございますが、監査委員のうち、議会議員の委員の報酬月額につきましても、議会議員の報酬改正に合わせて今日まで実施されてきたところでございます。そのような状況を受けまして、議会議員選出の監査委員につきまして、報酬の一部を改正するものでございます。

議案の説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

改正の内容につきましては、別表中、監査委員のうち、議会議員の委員の報酬月額を現行より6,000円減額し、4万6,000円に改定するものでございます。

なお、本条例の施行月日につきましては、平成17年7月1日からとするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしとの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

[一括議題]

- 議長（本保証喜） 日程第9、議案第34号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例及び日程第10、議案第35号、幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

- 助役（西尾治） 議案第34号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第35号、幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

行政報告でも申し上げましたとおり、近年の厳しい経済情勢や他町村の状況に鑑み、報酬審議会に適正な額について諮問をいたしたところ、諮問内容のとおり改定することを尊重するとの答申をいただきましたことから、提案申し上げるものでございます。

議案説明資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

改正の内容についてであります。別表第1の給与月額を、町長につきましては、現行より3万9,000円減額し、83万3,000円に、助役につきましては、2万5,000円を減額し、68万6,000円に、収入役につきましては、1万9,000円を減額し、61万円に改定するものであります。

次に、議案説明資料の5ページをお開きいただきたいと思います。

教育長の給料につきましても、前段ご説明申し上げましたとおりであります。第2条第2項の給料月額を、1万9,000円減額し、61万円とするものであります。

なお、両条例とも施行月日につきましては平成17年7月1日とするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

- 議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、2議案について一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

- 議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第34号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第35号、幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第36号、幕別町酪農振興基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

- 助役（西尾治） 議案第36号、幕別町酪農振興基金条例を廃止する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

幕別町酪農振興基金につきましては、酪農家の経営近代化と生活文化の向上を図るために、町・農

協及び組合員が積立金を拠出して、平成3年の設置したものであり、その運用益を幕別・池田酪農ヘルパー利用組合の運営費用の一部に充当し、活用してきたところでございます。

平成16年度末現在の残高は、町の拠出分の1,750万円を含む6,975万6,400円でございますが、積立を開始しました平成3年度から平成16年度に至るまで、886万9,110円。最も多い年度は平成5年度では141万9,401円の利子が当該基金より生じておりまして、これを酪農ヘルパー利用組合の運営費の一部に充当してきたところでございます。

しかしながら、昨今の金利低下によりまして、十分な果実が生じない状況となってきております。平成16年度の基金運用益につきましては、9,814円でありました。

こうした状況に鑑み、先に開催されました第10回幕別・池田酪農ヘルパー利用組合総会におきまして、今後の基金のあり方を検討した結果、基金を廃止し、積立金を各拠出者に返還することが決議されたため、本条例を廃止するものであります。

なお、施行月日につきましては、平成17年7月1日とするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第37号、町道の路線認定、変更及び廃止についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第37号、町道の路線認定、変更及び廃止につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の6ページから9ページまでを参照いただきたいと思います。

今回、認定を行おうとする路線につきましては19路線、変更しようとする路線は9路線、廃止しようとする路線は1路線であります。

認定する路線の総延長は、6,352.26メートルであります。変更及び廃止によります路線延長の増が1,592.78メートルになりますので、全体では、7,945.04メートルの延長増となるものでございます。

議案の説明資料の6ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、認定しようとする路線であります。1番の北栄大通から15番の北栄24号までの15路線、延長3,418.65メートルにつきましては、北栄町において現在事業展開しております土地区画整理事業に係る新規認定及び認定替えであります。

説明資料の7ページをお開きいただきたいと思います。

16番の文京3号、延長394.24メートルにつきましては、文京町における開発行為に係る新規認定であります。

説明資料の8ページをお開きいただきたいと思います。

17番の春日町団地道路12号、延長70.00メートルにつきましては、春日町における道路用地寄附に係ります新規認定であります。

次に、説明資料の9ページ、10ページをお開きいただきたいと思います。

18番の西糠内明倫線、19番古舞上稲志別線の2路線、延長2,469.37メートルであります。

西糠内明倫線につきましては、明倫東地区農免農道事業として整備するために、町道を一旦廃止い

たしまして、農道として整備を進めてきました。事業が完了いたしましたことから、再認定をさせていただきます。

19番の古舞上稲志別線につきましては、現在、上稲志別線としてすでに認定をいたしておりますが、この道路も同様に、農免農道事業として本来の稲志別線が今回事業完了し、変更の欄でもご説明をさせていただきますが、そちらの方で変更として新たに上稲志別線の認定を行いますことから、古舞上稲志別線につきましては、現在の稲志別線から名称を変更するという認定替えを行うものでございます。

次に、説明資料の11ページ、12ページをお開きいただきたいと思います。

次に、変更しようとする路線であります。20番、21番の北栄西通りにつきまして、北栄町の土地区画整理事業に伴い、起点を変更するものでありまして、路線延長は274.94メートル増となるものであります。

22番、23番の西町20号通りにつきまして、北栄町の土地区画整理事業に伴い、終点を変更するものでありまして、路線延長は525.13メートル減少となるものであります。

24番、25番の札内4線につきましても、北栄町の土地区画整理事業に伴い、起点を変更するものでありまして、路線延長は265.66メートル減少となるものであります。

26番、27番の北栄町6号通りにつきましても、北栄町の土地区画整理事業に伴い、終点の変更であります。路線延長278.40メートル減少となるものであります。

説明資料の13ページをお開きいただきたいと思います。

28番、29番の文京1号通りから32番、33番の文京1号までの3路線につきましては、文京町における開発行為に伴い、終点を変更するものでありまして、路線延長は313.22メートルの増となるものであります。

次に、説明資料14ページを及び15ページをお開きいただきたいと思います。

34番、35番の上稲志別線についてでございますが、35番の上稲志別線につきましては、南途別地区農免道道整備事業として、以前から町道認定していたものを一旦廃止し、農道整備事業として農道として事業整備を行ってきたものでございます。事業が完了いたしましたことから、上稲志別線として再認定を行うというものでございますが、34番の方につきましては、認定のところでご説明しましたように、この34番の路線に、上稲志別線という名称を使っておりましたが、本来、35番の部分が上稲志別線として地域からも認識されておりますので、このような形で変更をさせていただきます。路線延長については、2,329.81メートルの増となるものでございます。

議案説明資料の16ページをご覧くださいと思います。

36番、37番の旭町9条通りにつきましては、終点の変更であります。

旭町東団地公営住宅建設工事に伴いまして、現在の道路の一部を廃道とするものであり、路線延長は174.00メートルの減少となるものでございます。

次に、説明資料の17ページをご覧くださいと思います。

38番の旭町8丁目、路線延長82.00メートルにつきましては、前段お話ししましたように、旭町東団地公営住宅建設工事に伴い、廃止をしようとするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第38号、平成17年度幕別町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第38号、平成17年度幕別町一般会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,611万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億9,514万円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページにございます第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

最初に、歳出からご説明申し上げます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、16目諸費、8万4,000円の追加でございます。行政報告でも申し上げましたとおり、名誉町民審査委員会の設置及びその委員会委員の費用弁償につきまして、追加補正をさせていただくものでございます。

次に、17目基金管理費、1,750万円の補正でございます。これも前段条例改正、廃止の中でご説明申し上げましたとおり、酪農振興基金を廃止させていただき議決をいただきましたことから、この1,750万、町が積立てた部分につきまして、財政調整基金に積立をするものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、6目水道費、705万円の追加でございます。簡易水道特別会計への繰出金であります。

次のページになります。

10ページ、6款農林業費、1項農業費、5目畜産業費、5,225万7,000円の追加でございます。本目につきましても、酪農振興基金へ積み立てていただいております幕別・札内両農協、さらには121戸の組合員の方々に積み立てた金額をそれぞれ返還するために追加をさせていただくものでございます。

2項林業費、1目林業総務費、1,050万円の追加でございます。

当初、公費造林推進事業として50ヘクタールを予定し、当初予算でご議決をいただいたところでございますが、道からの配分枠として、さらに60ヘクタール分の補助の確定をみましたことから、今回、60ヘクタールにかかわります追加をさせていただくものでございます。

主に、平成14年の台風被害によります跡地造林等が事業の内容となっております。

次のページになりますが、8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費、22万5,000円の追加でございます。

使用料及び賃借料として、用地の借上料を計上させていただいておりますが、糠内地区にあります、正式には字五位453番地の1、面積につきましては2万4,164平方メートルでございます。

日甜さんの所有地でございます糠内市街地から駒島に向かって、これら側から言いますと右側の部分にあります用地を7月から来年の3月まで借上げるものでございます。

この借上げにつきましては、今後5年程度、糠内川の改修事業、床下げ事業として、糠内地区の簡水対策として実施されますが、この床下げ事業に伴う土砂の堆積場として、一時的に日甜さんの方から借用しようとするものでございまして、今後5年程度の期間を借上げしたいというふうにご考えてございます。

次のページになりますが、10款教育費、5項社会教育費、9目百年記念ホール管理費、150万円の減額補正でございます。当初予算におきまして、安東梅子さんのうぼぼ全集というDVDを幕別町が事業主体となって制作するというので、委託料400万円の議決をいただいているところでございます。

また、その財源として、財団法人アイヌ文化振興研究推進機構から150万円の助成金を歳入として見込んでいたところでございます。

ところが、先般、財団の方から、地方公共団体への補助対策については、非常に可能性が低いとい

うようなこともお話としてありまして、その対応策を検討してきたところでございますけれども、アイヌ文化に造詣の深い方々が構成員となりまして、幕別アイヌ文化伝承保存会という団体が設立されたことから、事業主体をなっただき、DVDの制作をこの団体に実施していただくというようなことで、予算の組み換えをさせていただくというものでございます。

組み換えの内容でございますが、先ほど言いましたように、委託料400万円を全額減額いたしまして、DVDを制作する経費、339万2,000円のうち、補助金150万円を引いた額、189万2,000円を保存会に対しまして、町から補助金として計上させていただくものでございます。

また、DVD700枚を購入する経費として、事業費で60万8,000円を計上させていただいているものでございます。

続きまして、歳入でございますが、4ページにお戻りいただきたいと思っております。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人、324万9,000円の増額補正でございます。

2 項固定資産税、1 目固定資産税、800万円の増額補正でございます。

16 款道支出金、2 項道補助金、3 目農林業費補助金、661万円の追加でございますが、先ほど説明しましたように、造林事業にかかわります道の補助金でございます。

次のページになりますが、19 款繰入金、1 項基金繰入金、4 目酪農振興基金繰入金、6,975万7,000円の補正でございますが、全額取り崩しまして、返還するものでございます。

21 款諸収入、5 項雑入、4 目雑入、150万円の減額補正でございますが、教育費でご説明しましたように、アイヌ文化振興機構助成金の減額補正でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

[一括議題]

○議長（本保証喜） 日程第14、議案第39号、平成17年度幕別町老人保健特別会計補正予算（第2号）及び、日程第15、議案第40号、平成17年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第1号）及び、日程第16、議案第41号、平成17年度幕別町水道事業会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第39号、平成17年度幕別町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ327万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億7,337万円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページにございます第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

最初に、歳出でございますが、5ページをお開きいただきたいと思います。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、1 目償還金及び還付金、327万3,000円の増額補正でございます。支払基金交付金の平成16年度精算にかかわります還付金でございます。

前のページに戻りまして、歳入でございますが、3 款道支出金、1 項道負担金、1 目医療費負担金、

327万3,000円の追加補正でございます。

以上で、老人保健特別会計の説明を終わらせていただきます。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

議案第40号、平成17年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,905万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,964万円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、7ページ、8ページにございます第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

次に、地方債の追加でございますが、9ページをお開きいただきたいと思います。

送水管の布設事業として、新たな1,200万円の地方債を追加するものでございます。

最初に、歳出からご説明申し上げます。

12ページをお開きいただきたいと思います。

1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費、1,905万円の追加でございます。駒島簡水にかかわる追加補正でございますが、昨年末ごろから水源の水量が減少をし始めまして、特に渇水期であります今年1月、2月には、水圧が低下する事態となりましたことから、水源確保を図る対策といたしまして、十勝中部広域企業団からの受水を行いたいと。一番将来にわたって安全で確かな手法でないかということがございますことから、企業団とさらには送水を受ける更別村との協議を行ってまいりました。

協議内容につきましては、ほぼその方向で企業団及び更別村の理解を得られましたことから、今後、更別村から幕別町へ送水管を引き、水源を確保したいというようなことで事業を進めたいというふうに考えております。

なお、現在の水源につきましては、平成13年度に、それまでの水源が枯渇したことから、さらに、新たな水源を求めたという経過がございますが、なかなか渇水期には、周辺での水源の確保が難しいということと、さらには年々水質も悪化の状態をたどってきていると。硝酸性窒素の値が年々増えてきているような状況にございますので、なるべく早いうちに抜本的な対策を図りたいということから、企業団、さらに更別村との協議を進めてきております。

細部にわたりましたは、今後、詰めなければならないような状況がございますが、今後、細部の協議が終わりますれば、更別村から受水する手法が経費の面でも一番メリットがあるというようなことになります。

この場合、公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用について、協議についての議決が必要となります。

この協議が整いましたら、本議会にも提案をさせていただき、さらには更別村の議会の議決を経て、正式に事業着工の運びになるというようなことで、今、考えてございます。

そのようなことから、今回、簡水の認可変更、さらには送水管、更別から引くための設計に係る費用を追加補正させていただくものでございます。

次に、歳入でございますが、10ページをお開きいただきたいと思います。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、705万円の追加補正でございます。

次にページになりますが、6款町債、1項町債、1目水道事業債、1,200万円の追加でございます。

以上で、簡易水道特別会計の説明を終わらせていただきます。

13ページをお開きいただきたいと思います。

議案第41号、平成17年度幕別町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の予算につきましては、資本的収入、既決予定額7億4,354万円に2,800万円を追加し、7億7,150万円と定めるものでございます。

資本的支出につきましては、既決予定額、9億1,581万3,000円に2,800万円を追加し、9億4,381万

3,000円と定めるものでございます。

15ページをお開きいただきたいと思います。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費、2,800万円の増額補正でございます。

工事請負費で配水管敷設替えということでございますが、国道38号線の拡幅工事に伴いまして、11号12号間から12号13号間までの延長550メートルの配水管の移設にかかわります工事費を追加させていただきます。

前のページに戻りまして、1款資本的収入、6項負担金、1目負担金、2,800万円の追加でございますが、水道管の移設につきましては、補償工事として負担金をいただく工事になります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、3議案について一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第39号、平成17年度幕別町老人保健特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第40号、平成17年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第41号、平成17年度幕別町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

議事の都合により、明18日から21までの4日間は休会いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、6月18日から21までの4日間は休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（本保証喜） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は、6月22日、午前10時からであります。

10：44 散会

第2回幕別町議会定例会

議事日程

平成17年第2回幕別町議会定例会
(平成17年6月22日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条, 第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
3番 野原恵子 4番 牧野茂雄 5番 前川敏春
(諸般の報告)
- 日程第2 議案第42号 工事請負契約の締結について(旭町東団地公営住宅建設工事(建築主体))
- 日程第3 議案第43号 工事請負契約の締結について(札内駅南北線交通安全施設整備工事(その1))
- 日程第4 議案第44号 工事請負契約の締結について(道道幕別帯広芽室線污水幹線移設工事(1工区))
- 日程第5 発議第4号 温暖化ガス吸収源として森林機能対策充実に関する意見書
- 日程第6 発議第5号 生鮮馬鈴薯輸入解禁に反対する要望意見書
- 日程第7 発議第6号 診療所経営及び交付税措置の改善に関わる要望意見書
- 日程第8 発議第7号 分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書
- 日程第9 発議第8号 道路整備に関する意見書
- 日程第10 陳情第3号 公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める意見書採択に関する陳情
- 日程第11 陳情第4号 国の緊急地域雇用創出特別交付金制度の復活・改善を求める意見書採択に関する陳情
- 日程第11の2 発議第9号 公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める意見書
- 日程第11の3 発議第10号 国の緊急地域雇用創出特別交付金制度の復活・改善を求める意見書
- 日程第12 幕別町農業委員会委員の推薦について
- 日程第23 議員の派遣について
- 日程第14 閉会中の継続審査の申出について
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会 議 録

平成17年第2回幕別町議会定例会

1. 開催年月日 平成17年6月22日
2. 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
3. 開会・開議 6月22日 10時00分宣告
4. 応集議員 全議員
5. 出席議員 (22名)
議長 本保証喜
副議長 額額太郎
 - 1 豊島善江
 - 2 中橋友子
 - 3 野原恵子
 - 4 牧野茂敏
 - 5 前川敏春
 - 6 助川順一
 - 7 堀川貴庸
 - 8 乾 邦広
 - 9 小田良一
 - 10 前川雅志
 - 11 杉山晴夫
 - 12 佐々木芳男
 - 13 古川 稔
 - 14 坂本 偉
 - 15 芳滝 仁
 - 16 中野敏勝
 - 17 永井繁樹
 - 18 伊東昭雄
 - 19 千葉幹雄
 - 20 大野和政
6. 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 助 役 西尾 治 収 入 役 金子隆司
教 育 長 沢田治夫 総務部長 菅 好弘 企画室長 佐藤昌親
民生部長 新屋敷清志 経済部長 中村忠行 建設部長 高橋政雄
教育部長 藤内和三 総務課長 川瀬俊彦 企画室参事 羽磨知成
税務課長 前川満博 水道課長 橋本孝男 糠内出張所長 中川輝彦
監査事務局長 森 広幸 町民課長 田村修一 施設課長 小野典昭
都市計画課長 田中光夫 学校教育課長 八代芳雄 生涯学習課長 長谷 繁
土木課長 佐藤和良 企画室参事 飯田晴義 車両センター所長 森範康
農林課長 増子一馬 土地改良課長 角田和彦 会計課長 堂前芳昭
経済部参事 古川耕一 保健福祉センター所長 久保雅昭
農業委員会局長 飛田 栄 建築指導係長 杉崎峰之
7. 職務のため出席した議会事務局職員
局長 高橋平明 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭
8. 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
9. 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
3番 野原恵子 4番 牧野茂雄 5番 前川敏春

議事の経過

(平成 17 年 6 月 22 日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（本保証喜） これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3 番野原議員、4 番牧野議員、5 番前川敏春議員を指名いたします。

[付託省略]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

日程第 2、議案第 42 号から日程第 9、発議第 8 号までの 8 議案については、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 2、議案第 42 号から日程第 9、発議第 8 号までの 8 議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第 2、議案第 42 号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第 42 号、工事請負契約の締結について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

契約の目的につきましては、旭町東団地公営住宅建設工事（建築主体）であります。

平成 17 年 6 月 20 日、藤原・大野経常建設共同企業体、堂前・佐藤経常建設共同企業体、川田工業株式会社、宮坂建設工業株式会社、萩原建設工業株式会社の 5 社により指名競争入札を執行したところ、1 億 6,432 万 5,000 円をもちまして、堂前・佐藤経常建設共同企業体が落札することとなりましたので、同企業体の代表であります中川郡幕別町幸町 54 番地の 3、堂前建設株式会社代表取締役堂前護氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、工期につきましては、平成 18 年 2 月 20 日を予定いたしております。

議案説明資料の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

本工事につきましては、公営住宅再生マスタープランに基づきまして、旭町団地建替事業の一環として、旭町地区に今年度 1 棟 12 戸を建設するものであります。

建設位置につきましては、旭町 18 番地の 8 外であります。

建物の構造規模につきましては、鉄筋コンクリート 2 階建てで、1 棟当たりの延べ床面積につきましては、1,130.4 平方メートルであります。

建物の住戸内容につきましては、資料の 2 ページ、3 ページの平面図を参照いただきたいと思います。住戸タイプにつきましては、3LDK が 2 戸、2LDK が 10 戸で、住戸専用面積は、3LDK が 79.43 平方メートル、24 坪であります。2LDK が 63.45 平方メートル、19 坪となっております。

1階部分につきましては、バリアフリーなど高齢者の方が暮らしやすい構造・設備を取り入れておりました。また、玄関引戸、段差の解消、上下可動式の流し台、洗面化粧台を備えておりました。また、すべての部屋が南に面した平面形式を採用しており、日照時間の長い冬には暖かな太陽光を取り入れるよう自然エネルギーの活用を図っております。

内部北側には、吹き抜けになった開放的な廊下を設けてあり、見通しのよい明るく安全な共用部分となっております。

なお、どの住宅に1戸当たり2.4平方メートルの専用物置を1階部分に配置いたしております。立面図につきましては、資料の4ページを参照いただきたいと思います。

なお、建設工期につきましては、先ほどお話し申し上げましたように、平成18年2月20日となっておりますことから、平成18年3月中には入居ができる見込みであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第43号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第43号、工事請負契約の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。

契約の目的につきましては、JR札内駅構内西側を横断する人道跨線橋の建設工事であります。

平成17年6月20日、藤原・大野経常建設共同企業体、堂前・佐藤経常建設共同企業体、川田工業株式会社、宮坂建設工業株式会社、萩原建設工業株式会社の5社によります指名競争入札を執行いたしましたところ、1億4,750万4,000円をもちまして、藤原・大野経常建設共同企業体が落札することとなりましたので、同企業体の代表であります中川郡幕別町旭町91番地、藤原工業株式会社代表取締役藤原治氏と契約を結ぼうとするものであります。

工期につきましては、平成18年2月20日までを予定いたしております。

議案の説明資料の5ページをお開きいただきたいと思います。

本工事につきましては、交通安全施設等整備国庫補助事業の採択を受け、昨年度より建設いたしております札内駅西側の人道跨線橋の仮設工事及びエレベーター棟の建設工事であります。

工事内容につきましては、車椅子さらには自転車の乗降が可能なエレベーターの整備と、車路付階段仮設並びに通路を覆うアーチ型の上屋を建設するものでありまして、説明資料の赤い色で表示している部分を実施するものであります。

なお、緑色で表示しております主桁及び車路付階段部につきましては、協定に基づきまして、北海道旅客鉄道株式会社により負担金工事で施工されるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第44号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第44号、工事請負契約の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

契約の目的につきましては、道道幕別帯広芽室線汚水幹線移設工事(1工区)であります。

平成17年6月20日、堂前・下沢組経常建設共同企業体、アスワン・萬和経常建設共同企業体、藤原・幕別工業経常建設共同企業体、森若・大東経常建設共同企業体の4社によります指名競争入札を執行いたしましたところ、1億237万5,000円をもちまして、アスワン・萬和経常建設共同企業体が落札することとなりましたので、同企業体の代表であります中川郡幕別町札内青葉町308番地、株式会社アスワン代表取締役社長木川東洋治氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、工期につきましては、平成17年11月30日を予定いたしております。

本工事につきましては、道道幕別帯広芽室線立体交差工事に伴い、支障となります汚水幹線を移設するものであります。

施行場所につきましては、議案説明資料6ページの位置図にもありますように、幕別町札内泉町内の泉町7号通から11号通までの区間であります。

工事概要につきましては、工事延長167.47メートル、汚水管径でございますが、300ミリから400ミリを推進工法によりまして施工するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、発議第4号、温暖化ガス吸収源として森林機能対策充実に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

伊東議員

○18番（伊東昭雄） 発議第4号。

平成17年6月22日。

幕別町議会議長本保証喜様。

提出者、幕別町議会議員伊東昭雄。

賛成者、幕別町議会議員小田良一。

温暖化ガス吸収源としての森林機能対策充実に関する意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

温暖化ガス吸収源としての森林機能対策充実に関する意見書（案）。

今年2月に発効した「京都議定書」で、わが国は温室効果ガス排出量の6%削減を約束している。

そのうち森林による吸収量上限枠は3.9%であるが、現状のままの整備水準では吸収量は2.9%にとどまり、森林育成活動の確実な実施が不可欠となっている。

上限枠3.9%を達成するためには、これまで木材資源が唯一の経済的価値とされてきた森林を環境資源としてとらえ、その対価を森林所有者に還元できるような経済的仕組みづくりと長期にわたる投資が宿命とされる林業経営において、森林育成途上段階での森林管理の成果に対して定期的、持続的に対価を還元できる仕組みをつくりあげる必要がある。

また、京都議定書以降、森林の伐採行為は、温暖化ガスの排出と規定されるに至ったが、燃焼されるか、腐朽するまでは、木材は温暖化ガス固定化の資源として効果が持続することは明らかであり、地域において建築材等に利用される場合には、二酸化炭素が再貯蔵されることを認識し、循環資源としての利用促進が図られなければならない。

循環資源である地域材を活用することは、地球温暖化防止のみならず、水源の涵養、生物多様性の保全など、良質な自然環境を育み、「緑の自給圏」の確立につながることから、国及び道においては、下記の施策について早期実現を図るよう強く要望する。

記。

1、地域材を建築材等に利用する者（事業者、一般消費者）に対して、消費税、固定資産税、不動産取得税の減免や住宅取得控除の割増しなどを主な内容とする利用促進優遇対策を法制化すること。

2、現在、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）の対象となる木材は一部の国産間伐材に限定されているが、森林認証制度（FSC）等を活用し、持続可能な経営がなされている森林からの地域材を広く対象範囲に含め、今後の利用促進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成17年6月22日。

北海道中川郡幕別町議会。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣、財務大臣、農林水産大臣、北海道知事。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、発議第5号、生鮮馬鈴薯輸入解禁に反対する要望意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

永井議員。

○17番（永井繁樹） 発議第5号。

平成17年6月22日。

幕別町議会議長本保証喜様。

提出者、幕別町議会議員永井繁樹。

賛成者、古川稔議員、乾邦広議員、中橋友子議員、佐々木芳男議員であります。

生鮮馬鈴薯輸入解禁に反対する要望意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

生鮮馬鈴薯輸入解禁に反対する要望意見書(案)。

米国は昨年11月、日米植物防疫定例協議において、米国産生鮮馬鈴薯(ポテトチップス用)の限定的な輸入解禁を日本側に提案・要請したとしております。このため、農水省はこの要請を受けて、植物検疫の見地から米国側提案内容の科学的検証を実施し、その検証によって、輸入解禁に向かうことが危惧されておりました。

本年5月、農水省は、こうしたことから、シストセンチュウ等病害虫侵入の恐れがあるとして輸入を禁止してきた生鮮馬鈴薯の輸入を、ポテトチップスなどの加工向けに限って解禁する方針を固め、防疫対策として、製造工場までの密閉輸送、加工後の残渣物の焼却処分など防疫対策を米国と協議中とし、早ければ平成18年春にも輸入を解禁する見通しとしております。しかしながら、密閉状態とはいえ、生鮮状態で輸入されるため、植物防疫上、病害虫侵入の恐れは免れず、輸入が解禁されれば、本町の畑作農業に及ぼす影響は大きなものがあります。

つきましては、国及び政府機関はこれら生鮮馬鈴薯の輸入解禁を行わないこととともに、下記事項につきまして要望いたします。

記。

1、国はシストセンチュウ等の病害虫防除のため、生鮮馬鈴薯の輸入解禁を行わないこと。

2、国及び道は馬鈴薯の長期貯蔵できる加工品種の開発を早期に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成17年6月22日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、農林水産大臣、北海道知事。

○議長(本保証喜) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(本保証喜) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、発議第6号、診療所経営及び交付税措置の改善に関わる要望意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

坂本議員。

○14番(坂本偉) 発議第6号。

平成17年6月22日。

幕別町議会議長本保証喜様。

提出者、幕別町議会議員坂本偉。

賛成者、幕別町議会議員中野敏勝議員。

診療所経営及び交付税措置の改善に関わる要望意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

診療所経営及び交付税措置の改善に関わる要望意見書(案)。

北海道東部に位置する十勝地方、1市19カ町村が住民の福祉政策にそれぞれが尽力しています。北海道の広大な面積の中にあつて、十勝地方も隣接する市町村はそれぞれに所轄行政面積も広く、隣町までには二十数キロの距離を有しています。

それだけに、過疎地域にあつては特に医療環境・施設整備において独自の整備を余儀なくされているのが実態であります。

住民の健康維持、病気診療・治療における医療の安定提供と施設整備は、住民の安心感と生活への活力向上には欠かすことのできない重要かつ必要事項であります。

そのため、自治体として病院・診療所事業を実施していますが、高齢化や介護保険制度の導入によって、単に病院・診療所経営だけでは対応が困難になってきております。この趨勢を見極めた医療と福祉の効率的な連携を構築していかなければなりません。

今後は、他の医療施設や福祉施設との連携を構築し、医業経営をスリム化していくことが必須であると考えます。その一つに、一次医療や救急医療等を担う「診療所」の役割が重要であると考えます。

しかし、規模、実態としては地域に即したものであっても、経営的には地域医療の役割を持って不採算医療を担うことから、大変厳しい状況が予想されます。

このたび、厚生労働省方針として診療所の入院基準を見直すことで、診療報酬も病院並みに引き上げられるようですが、患者には誠心誠意、最良の医療サービスを心掛けるだけに賛同をするものでありますし、さらには、入院だけに限らず最善の医療を提供することには病院も診療所も何ら変わることなく、診療所といえども地域住民の生命にかかわる医療提供・整備を行うだけに、医療設備や人材確保、安全性への対応等への評価をすべきで、その上で、施設整備への補助制度充実や国からの交付税も病院と同じ算定による普通交付税、特別交付税（不採算地区、へき地医療地区、救急医療の実施）措置がなされるべきと考え、このことの実現への取り計らいを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月22日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、発議第7号、分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

坂本議員。

○14番（坂本偉） 発議第7号。

平成17年6月22日。

幕別町議会議長本保証喜様。

提出者、幕別町議会議員坂本偉。

賛成者、幕別町議会議員中野敏勝議員。

分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書（案）。

平成11年の地方分権一括法の成立により、地方公共団体の自己決定権と自己責任はますます大きくなり、地方議会の権限も飛躍的に拡大した。

地方議会は、その最も重要な機能である立法的機能・財政的機能・行政監督機能を充実強化し、今まで以上に行政執行へのチェック機能を向上させ、分権時代に期待される議会の役割を果たしていかなければならない。

しかしながら、現行の地方議会制度は、議会の招集権が長にあること、付再議権の行使が長の認定に委ねられていること、「議会を招集する暇がない」を理由に条例や予算が専決処分される例があることなど、二元代表制を採用しながらも、長と議会の機能バランスを欠き、議会本来の機能が発揮さ

れていない。

さらに、議員定数の上限値の規定や一人1常任委員会の就任制限などの制約の規定は、議会の組織・運営を硬直化し、議会の自主性・自立性を弱め、議会の活性化を阻害している。

よって、国においては、下記の事項につき、所要の措置を早急に講じ、分権時代に対応した新たな地方議会制度を構築されるよう、強く要請する。

記。

1、議員定数の自主選択。

議員定数については、議会本来の役割、その機能が十分発揮できるよう、「上限値」の撤廃を含め、地域の実情に応じて地方公共団体が自主的に決定できるようにすること。

2、議会の機能強化。

(1) 立法的機能の強化。

①町村の基本計画は、住民の生命・生活に直結するものも多く、その重要性からみて地方自治法第2条第4項又は同法第96条第1項に議決事件として追加すること。

②自治事務はもとより、法定受託事務についても原則条例制定権が及ぶとされていることから、地方自治法第96条第2項の法定受託事務の除外規定を削除すること。

(2) 財政的機能の強化。

①予算のうち議会費については、長と対等同格という議会の立場を踏まえ、議会側の提案を尊重することを義務付ける制度を検討すること。

②百条調査権行使の際に必要な緊急の費用など、議会独自の需要への長の予算措置義務を制度化すること。

③予算の議決対象は、政策論議が行えるよう、款・項に加えて目まで拡大すること。

(3) 行政監督機能の強化。

①地方公共団体が設立した公社及び出資法人等に対し、議会が直接関与できるようにすること。

②監査委員は、その独立性を確保するため、長の任命ではなく議会で選任するようにすること。

3、議会と長の関係。

(1) 不信任と解散制度の見直し。

①議会と長が別個に公選される首長制の場合、この制度を採用する西欧諸国でも不信任による罷免は多く見られるが、反対に、対抗措置として議会の解散まで行わないため、見直しを行うこと。

②地方自治法第178条の長の不信任議決の要件を過半数あるいは3分の2まで引き下げること。

(2) 議会招集権の議長への付与。

二元代表制で執行部と並立する議会の招集権が長にあるのは不合理なため、地方議会の招集権は定例会・臨時会を問わず、すべて議長に移すこと。

(3) 長の付再議権の見直し。

①付再議権の行使は、長の一方的認定に委ねるのではなく、客観的基準によること。

②一般的付再議権は、特別多数議決ではなく、過半数議決に改めること。

(4) 専決処分の要件の見直し。

地方自治法第179条第1項に規定する法定委任的専決処分の場合、「招集する暇なし」の理由は、濫用などの課題があるため、この要件を削除すること。

4、議会の組織と運営の弾力化。

(1) 常任委員会の就任制限の撤廃。

委員会の審査・調査がより弾力的に行えるよう、常任委員会の一人1委員会の制約を外すこと。

(2) 全員協議会の位置づけ。

全員協議会については、公式の場に準ずる措置が講じられるよう検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 17 年 6 月 22 日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9、発議第 8 号、道路整備に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

伊東議員。

○ 18 番（伊東昭雄） 発議第 8 号。

平成 17 年 6 月 22 日。

幕別町議会議長本保証喜様。

提出者、幕別町議会議員伊東昭雄。

賛成者、幕別町議会議員小田良一。

道路整備に関する意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

道路整備に関する意見書（案）。

道路は、道民生活や経済・社会活動を支える最も基本的な社会資本であり、高規格幹線道路から道民生活に最も密着した市町村道に至るまで、北海道の道路網の整備は道民が長年にわたり熱望してきているところであり、中長期的な視野に立って体系的かつ計画的に整備が推進されるべきものである。

しかしながら、広大な面積を有し、都市間距離も長く、自動車交通の占める割合の高い北海道の道路整備は、受益者負担という制度趣旨にのっとり、着実に行われているものの、いまだ十分とはいえ、本道各地域の活力ある地域づくりや安全で快適な生活環境づくりを支援する上で、より一層重要となっている。

特に高規格幹線道路のネットワーク形成は、道内の圏域間の交流・連携の強化、地域経済の活性化、救急医療・災害時の代替ルートの確保、さらには我が国における安定した食料供給基地・観光資源の提供の場として、その役割をしっかりと担うための最重要課題である。

よって、国においては、北海道の道路整備の実情を十分踏まえた上、引き続き、計画的かつ早期に整備が図られるよう、特段の配慮がなされるよう強く要望する。

1、受益者負担という制度趣旨にのっとり、道路整備を強力に推進するため、自動車重量税を含む道路特定財源は一般財源化することなく、すべて道路整備に充当すること。

2、活力ある地域づくりや都市再生を推進するため、道路整備の促進を図るものとし「社会資本整備重点計画」に基づき、道路整備を効果的かつ効率的に推進すること。

3、安心・安全な生活の確保や、経済活動の発展を支えるため、地方部の遅れた高速道路の整備を推進し、一日も早い完成に努めるとともに、本道の高速道路ネットワークの早期形成を図ること。

また、災害に対して、安全で信頼性の高い道路ネットワークの構築を進めるとともに、橋梁の耐震補強等の対策を推進すること。

4、地方道路整備臨時交付金及び国庫負担金を、譲与税化し機械的に配分すると、地方の道路

整備に重大な支障が生ずることから、その廃止・移譲は行わないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

平成 17 年 6 月 22 日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（本保証喜） 異議がございますので、起立採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

[一括議題・委員会報告]

○議長（本保証喜） 日程第 10、陳情第 3 号、公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める意見書採択に関する陳情、及び日程第 11、陳情第 4 号、国の緊急地域雇用創出特別交付金制度の復活・改善を求める意見書採択に関する陳情の 2 議件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員長伊藤昭雄議員。

○18 番（伊東昭雄） 平成 17 年 6 月 22 日。

幕別町議会議長本保証喜様。

産業建設常任委員長伊東昭雄。

産業建設常任委員会報告書。

平成 17 年 6 月 7 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成 17 年 6 月 7 日、15 日（2 日間）。

2、審査事件。

陳情第 3 号、公契約における公正な賃金・労働の確保を求める意見書採択に関する陳情。

3、陳情の趣旨。

国民、住民の生活を保障し、地域経済の振興を図るべき公共事業や官公儒に従事する労働者に、適正な賃金・労働条件を確保するため、政府においては ILO 第 94 号条約を批准し「公契約法」を制定するよう意見書の提出を要望する。

4、審査の経過。

審査に当たっては、陳情の趣旨について慎重に論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

次に、平成 17 年 6 月 22 日。

幕別町議会議長本保証喜様。

産業建設常任委員長伊昭雄。

産業建設常任委員会報告書。

平成 17 年 6 月 7 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成 17 年 6 月 7 日、15 日（2 日間）。

2、審査事件。

陳情第 4 号、国の緊急地域雇用創出特別交付金制度の復活・改善を求める意見書採択に関する陳情。

3、陳情の趣旨。

北海道の景気は大きく立ち遅れ、雇用情勢はさらに悪化する危険があるにもかかわらず、国は全国的に雇用情勢の改善が見られるとして平成 11 年より実施された緊急雇用創出特別交付金制度を平成 16 年度で終了させた。このため北海道の地域経済は否定的な影響を受けている。よって、地方自治体の雇用・失業対策として、本制度の復活と改善を求めるよう国に対して意見書の提出を要望する。

4、審査の経過。

審査に当たっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

○議長（本保証喜） 報告が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

[採決]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

陳情第 3 号、公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める意見書採択に関する陳情は、委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

陳情第 4 号、国の緊急地域雇用創出特別交付金制度の復活・改善を求める意見書採択に関する陳情は、委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

追加日程配布のため、暫時休憩いたします。

10：45 休憩

10：45 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、お手元に配布いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありません。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案を日程に追加し、委員会付託を省略し、本会議で審議することに決定いたしました。

[説明・質疑・討論省略]

○議長(本保証喜) 日程第11の2、発議第9号、公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める意見書を、議題といたします。

本意見書については、先に報告のありました産業建設常任委員会報告の、陳情の要旨と同じような内容でありますので、提出者の説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、提案者の説明・質疑・討論を省略し直ちに採決いたします。

[採決]

○議長(本保証喜) お諮りいたします。

発議第9号、公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり決定いたしました。

日程第11の3、発議第10号、国の緊急地域雇用創出特別交付金制度の復活・改善を求める意見書を議題といたします。

本意見書については、先に報告のありました産業建設常任委員会報告の、陳情の要旨と同じような内容でありますので、提出者の説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、提案者の説明・質疑・討論を省略し直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

発議第10号、国の緊急地域雇用創出特別交付金制度の復活・改善を求める意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり決定いたしました。

日程第12、幕別町農業委員会委員の推薦の件を議題といたします。

お諮りいたします。

推薦の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦により3名の方を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、指名推薦によることに決定いたしました。

指名の方法は、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、指名は議長がすることに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

幕別町農業委員に、船越清光君、小尾一彦君、西尾富士雄君の3名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、指名いたしました、船越清光君、小尾一彦君、西尾富士雄君の3名を農業委員会委員に推薦することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、ただ今指名いたしました、3名の方を推薦することに決定いたしました。

[議員の派遣]

○議長（本保証喜） 日程第13、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

来る、7月1日、旭川市で開催される、北海道町村議会議長会主催による、北海道町村議会議員（道東・道北ブロック）研修会に全議員を、8月23日、札幌市で開催される、北海道町村議会議長会主催による、北海道町村議会広報研修会に、議会広報特別委員会委員全員を、派遣いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、7月1日、旭川市で開催される北海道町村議会議員研修会に全議員を、8月23日、札幌市で開催される北海道町村議会広報研修会に議会広報特別委員会委員全員を、派遣することに決定いたしました。

[閉会中の継続調査申出]

○議長（本保証喜） 日程第14、閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長から所管事務調査に係る事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（本保証喜） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成17年第2回幕別町議会定例会を閉会いたします。

10:54 閉会